

ます。木島喜兵衛君。

○木島委員 きょうは、たいへん御多忙のところ、ありがとうございました。私に与えられた時間はたいへん短いのでございますので、なるたけいっまんて福田先生中心にお聞きしたいと思うのであります。

昭和四十二年の九月に、閣議了解事項として、東京教育大学、東京医科歯科大学医学部付属病院霞ヶ浦分院など三十六機関が、筑波移転の予定機関として決定されました。以来、多少の曲折がございましたけれども、この霞ヶ浦分院は、医学部を持たない東京教育大学が母体となつてつくられる筑波大学のいわゆる医学専門学群として発足することになりました。

新しく大学や学部が創設される場合には、いはば無から出発するために、文部省は世話校や協力校組織をつくって開学の準備を依頼することを常としていくことは、御存じのとおりであります。たとえば、秋田大学の医学部をつくる場合には、東北大学と新潟大学というように世話校なり協力校をつくってきたのは御存じのとおりであります。

そのようなことから、筑波大学の医学専門学群は、母体である東京教育大学に医学部がなかったものでありますから、専門的な準備をするために、文部省は東京医科歯科大学を世話校として、昭和四十六年の末ごろか昭和四十七年の初めごろでございましょうか、依頼をして、そのこともあって、文部省の筑波大学創設準備会の医学部会長の主査に、当時の東京医科歯科大学の医学部長であった落合京一郎教授が——この方は現在埼玉医科大学の学長でありますけれども、就任されて今日に至っております。

以来、落合教授を中心としていわゆる新構想の医学教育研究組織運営等が考究されてまいったようであります。同時に、その準備は医科歯科大学のみでは不十分でありましたから、ことに人事面での方針を定めることなどを排除する意味も含めて、昭和四十七年の八月に、医科歯科大学の清水学長

は、東大、千葉大、群馬大、信州大の医学部長に

協力を要請し、昭和四十七年八月、第一回の五大学の医学部長会が開催されました。当日は東京教育大学の宮島学長も出席されて協力を依頼されております。創設準備は、当然にして医学関係の最高責任者となる医療担当副学長予定者の決定が必要になりますから、五大学医学部長会に推薦の要請がなされました。昭和四十七年十二月、最初から創設準備会の主査として改革案作成に当たってきた落合教授を最適任者として文部省、東京教育大学に推薦をしたことが——大ざっぱに言つて、そのような経緯を通して、五大学医学部長会は落合教授を医療担当の副学長として推薦をいたしました。

それらはきわめて大ざっぱでありますから、このことは別にその質問の中に入るのじゃございませんけれども、そういうことを前提にして落合さんが候補者に推薦されたのでありますけれども、ことしの三月の中ごろに、福田さんが落合教授に電話をされて、実は自民党が副学長に——名前ばかりにA氏といったし、A氏をどうかと言つてきて、困つておる。五つの医学部長会できめた人事はたな上げをしてもらいたい。この件は奥野文部大臣も了解しているはずだというお電話をなさつたと聞いておるのであります。落合さんはあなたに、あなたはいかなる資格でもつてそのようなことをなさるかとお聞きしたところ、あなたはこれからのことは全権が委任されておるとお答えになったという話を聞いておるのであります。

こういう質問はたいへん失礼に当たるのでありますけれども、しかし、このことは、もし事実とするならば、大学の自治の上において非常に重要な問題でありますので、そしてこれは新聞等にも出ておる必要があると思うので、たいへん失礼でございますけれども、そのような事実があったのかどうかをまずお伺いしたいと思つております。

○福田参考人 教育大学の福田でございます。ただいまの御質問に對しまして私の答えをいたし

ます。

最初に、私は文部省の筑波大学創設準備の委員を委嘱されておまして、そういう立場でこの医学関係の問題に關与していたということで、医学専門部会とか、そういうものには一切直接關与はしておりません。それを最初に第一に……

それから、どつちに答えていいのかわつとわかりませんが、私のほうは、いま世話校の問題がちょっと出ましたけれども、これは筑波の医学部をどういうふうにするかということが総会でもいろいろ議論されて、それでまた去年の八月段階総会でも、大体筑波大学の一環にしてはどうだろうかという委員の話は出ておりましたけれども、われわれのほうに對して、文部省が原案としてどういうふうに考えられるかということ、それはほど正確には伝えていられたかというように思います。したがつて、世話校というよりも、世話校の前段的な位置づけではなかつたらうか、そういう感じがするのでございます。

それから落合先生に私が電話をしたという件につきましましては、私はきのう学長にいま言われた記事を見せられました。これはたいへん事実と反しているというところをはつきり答えました。それで、私、手元にはございせんが、いま先生のちょっとした内容について申し上げますと、これは三月の時点でするようなことがあつたように記憶いたします。しかし、単に電話だけでなくて、落合先生と何回もそのころお会いしておりましたから、電話一回だけで云々というのは、たいへんあれだろつと思つておる。ポイントとは、その当時問題になつておりました医科歯科とそれから教育大学のいろいろな意見の問題——副学長といひましても、御存じのように、これは法案が通りませんと副学長になるわけではございせんが、そういう責任ある地位の人にだれがいいんだろつかというところで意見の対立がございまして、そこで私は医科歯科に對して、落合氏とA氏が相談——大学のほうにたとへば創設準備室というものがあ

るようにしていただけないだろうか、そういう調停と申しますか、そういうことを申し上げたのが私のすべてでございます。それはその電話だけではございせん、何度も申し上げております。

それから、自民党云々の問題は私は全然關知しておりません。そういう事態は私は言われたこととございせん。私はさつぱりわからないということは申し上げたのでございせんが、一時間半にもわたる話をあの関係記事の人としていたわけですから、その際そういう話を聞いたこともございせんし、それから文部省の高官云々とかいうことが出ておりますけれども、それも全く内容が食い違つておるので、何のことを言つておるのか私自身よくわかりません。したがつて、いまの先生のお尋ねに對しては、そういう自民党云々ということとは私も聞いたことはございせんので、私のほうから云々とお答えのしようがないというのが実情でございます。

○木島委員 そうしますと、自民党云々ということとは全く關知しない。したがつて、あなたが新聞記者に話されたという「落合教授や清水学長に「落合教授とA氏が協力してやつて欲しい。政府、自民党から奥野文相のところに「A氏はどうか」といつてきた」と文部省の某高官がウワサしている」というようなことは話した。というところは、これも全くないといふおっしゃつたわけでございます。

○福田参考人 そのとおりで、これにつきましてはいきのう東京タイムズに私のほうから抗議を出しました。これはある通信社から流されたものをそのまま流したものであつて、社としてもたいへん申しわけないと、私のところへきょう午後、このあと来まして、そしてその結果をあすの新聞に出

したいということが編集局次長の発言でございました。

○木島委員 ところが、落合教授の談話は「福田さんから電話があったとき、これが大学人の口にする言葉かと一瞬耳を疑ったほどだ。」と言っているらしいです。このことは、きょうは落合さんがいらっしやいせんので、真偽のほどはわかりませんね、いまあなたがおっしゃる通りに。でありますけれども、あなたが「落合教授とA氏が協力してやって欲しい。」ということだけであるならば、そのことを中心とするならば、「これが大学人の口にする言葉かと一瞬耳を疑った」とおっしゃるようなショッキングなことではなかったと思うのです。この記事をお読みになりまして、あなたは何か心当たりになるものはございせんか。

○福田参考人 申し上げます。

これは私もその記者にたいへん何べんも聞かれましたが、残念ながら全然思い当たる節はない、その考え方は清水学長にもひとつ話してくれ、自分のほうからも話するということ。それから、私は落合先生とは、文部省の、医学に関するよりも、総会——創設準備会、準備調査会の段階からずっと御一緒でございまして、たいへん尊敬している先生でございまして。そういう方にそんな失礼にとられるようなことは言った覚えもないし、何を言っているのか私はいへんふしぎに思っております。私の言っていることがばがたいへん違った意味に載っているの……まあそういうことではなからうかと、個人的にはそういうふうに感じているだけでございまして。

○木島委員 あなたが先ほど、両者がお互いに協力してやってほしいということをやった。しかし、経過からすれば、先ほど私が経過を大ざっぱに申しましたごとく、東京教育大学には医学部がないのでありますから、新しく医学部に相当するものができるわけでありまして、それはいままでの場合でも新しくつくるところには、専門的ないろいろな知識なりあるいは人事面において、そういう意味で世話校なりあるいは協力校——ことばが

正しいかどうか、これはどう使うか別として、そういうようなものがつくられて、そこで、いま人事の問題でございまして、人事委がつくられる、そしてそういうものが推薦をする。それはその人の適否やあるいはいろいろな問題が他にあるのかもしれないが、それを別として、しかし一応候補者として上がってくることは、いままで新しい大学や新しい学部ができるときには、どの大学でもそういうことを文部省としては常例としてやってきた。現にやっております。来年度筑波と同時に開設される予定の三つの大学、たとえば宮崎とかその他の大学もそういう準備をいまやっておりますけれども、それは文部省が当然やらねばならぬことであります。でありますから、そういう意味では、その推薦というものを尊重することが当然であって、ただ、協力せよということとは、たな

上げとは全く違って、あなたは副学長になられるのだけれども、協力ということは、A氏とは協力してやってくれという意味であつたのですか。

○福田参考人 お答え申し上げます。

私が申し上げましたのは、あくまで対等と申しますか、そういう意味で申し上げました。A氏に協力せよということは一切申し上げません。それが第一点。

それから、いまのどっち側のほうに重点を置いて私のほうで答えたいか、申し上げにくいのであります。専門家の意向を尊重せよ、そのとおりだと思ひます。ただし、専門家というのが大ぜいおりますので、どういふ専門家がいかとか、いろいろ関係がございまして、結果的にはその当時の段階では——これは昨年のごときでございまして。現在の政府の筑波法案によりますと、筑波のそういう人事は、東京教育大学の学長の意見に基づいて、あるいは意見を聞いてございまして、文部大臣が発令する、こういうふうになっております。ですが、その当時の段階では、筑波の初期の重要人事をどういふふうにするか、これはまだ何ともわれわれもわからない時期でございまして、できるだけいろいろな意見が出たほうがいい

のではない、そういうことでございまして、別に、筑波大学の位置づけがはっきりして、その上で筑波大学の人事について総会なりどういふところでこういうふうにやりましようということとはまだなかったでございまして。今度の法案が一応はつきりした形をとっておりますが、その時期でございまして。

それから先ほどの五学部長が推薦されたのを無条件で受ける云々の問題でございまして、これにつきましましては尊重しようというのは、教育大学も一貫してそういう立場をとっております。しかし、その当時一番問題だったのは、落合先生が——これは落合先生が最近医科歯科から移られたという新聞報道、これは間違っております。昨年でございまして、もうその当時ある大学の学長になっていらっしやる。これは専門家のいろいろな意見を聞きまして、その学長さんをもって筑波大学の副学長として導くということは、医学設置審に対して非常に問題ではなからうかと、その点、私は落合先生御自身にも伺いましたところ、それは非常に問題であるというようにことを言っております。

そういうことなんで、決して対立した空気の中で話した覚えはございせん。だから、むしろ落合先生の立場上の問題が私は一番大きかったように——その当時のことですから、半年も昔でございまして、こまかい点は覚えておりませんが、一番大きな問題は落合先生のそういう問題だと思ひます。落合先生に対しては、先ほどから申し上げますように、たいへん信頼しておりますので、落合先生を拒否するとかしないとか、そんなことは考えてみたこともございせん。

○木島委員 いまおっしゃいました法律の形は、おっしゃるのとおりであります。学長から文部大臣ですね。しかし、それは形式であつて、新設の場合においては、実質的にはそういう準備が進められてくるのは当然であるから、いまあなたのおっしゃったのは形式であつて、だから、あなたがいらっしゃるように、尊重するということは教育大学

の一貫した方針だということにつながるのだろうと思うのです。だから実質的にはそうなりますね。したがって、尊重するというところであるならば、それは落合さんが埼玉医科大学の学長になられたのが先であつて、候補者として推薦されたのはそのあとであります。学長になった後であります。

しかし、いまもなお文部省の創設準備会の医学部の主査でありますから。しかし、それをお受けになるかお受けにならないかは、これは別でありまして。したがって、尊重するという立場をとっておるとするならば、新聞に書かれておるようなたな上げにするという考え方はないという意味でおっしゃったことではございせんか。

○福田参考人 私は記憶に誤りないと思ひますけれども、たな上げなんということは一切使ったことはございせん。

○木島委員 昭和四十八年四月二十日、東京教育大学長の名でもって「筑波大学における医学部門の人事について」という書類と、同じ日に東京教育大学長の名のもとに、「医学部長会」の皆様へ、すなわち五大学の——私が先ほど協力と申しましたが、協力ということばが当たっているかどうかは別といたしまして、この「皆様へ」という二つの文書が学長の名で出ております。これは、この日に五大学の医学部長が会議をやったときに、その会議に宮島さんが出られて、最後の段階でもってこの書類を御提出になり、突然だったから、五大学の医学部長はこれを受け取っただけで、後に検討しようといつて、今日に至つておるようであります。この「筑波大学における医学部門の人事について」ということは、これは東京教育大学の医学部の人事に関する方針と受け取られます。そして二枚目の「医学部長会」の皆様へ」という文書は、これはいままでそういうための努力をしてきたところの五大学の医学部長会議に、東京教育大学の医学部の人事についての方針の変更の文書と見られます。

これについてはこまかくは後日文部省に聞きたいと思ひますけれども、もう時間があ

ませんから、福田さんに、いまあなたは、たな上げする意思がない、落合さんがそれを受けるか受けないかは、学長になられておられますから別として、尊重するし、たな上げするということがば使ったことではないとおっしゃっていますけれども、その「筑波大学における医学部門の人事について」という四月二十日に学長の名で出されたところの文書の第一は、「先般、本五学部長会から副学長候補の推薦があつたが、諸般の事情で、副学長については棚上げせざるを得なくなつた」というのが第一項であります。すると、たな上げすることばをあなたはお使いになつたことではないとおっしゃいましたけれども、これは三月二十日前後ですね、あなたは電話されたり、あなたが東京医科歯科大学の清水学長や落合さんともお会いになつていらつしやる。これらについては、先ほどちょっとあなたがおっしゃつたのですが、それは三月下旬からでありますから、四月二十日にこの文書が出ておる。この文書では明確に「棚上げせざるを得なくなつた。」と書いてあります。あなたはたな上げということを一度も言ったことがないと言ふ。しかし、あなたがお会いになつたり電話された限りにおいては、相当な権限をお持ちでなければそういう話はできないはずであります。すると、この問題に関する限りたな上げする考えはないとおっしゃって、そのような考えはないと言つてあるいは電話をされ、お会いになつたところのあなたの立場と、そして四月二十日出たこの文書におけるところの「棚上げせざるを得なくなつた。」ということの関係はいかに考えたらよろしゅうございますか。

○福田参考人 申し上げます。

私は、三月の時点のときは、まだ医科歯科つまり筑波大学の進め方は、言うまでもなく今度の法案ができた段階で、一応政府原案ができましたので、これは二月九日でございました。ですから、医学の問題をどう進めるかということについて、先ほど先生の御質問にありますように、医科歯科との問題は法律上はございませんけれども、

実質的にはわれわれは従来の関係を尊重していきたいという態度は基本的に一貫しております。しかし、ああいう政府原案がきまつた段階になりまして、学長としても自分の責任を果たす上に、実質は実質、形式は形式の問題を整えなければいけないということ、大学としてもいろいろな議論をいたしまして、どういうふうに進めたいのかという問題が出ました。たしか私が三月二十日の時点でやつていたのは、その医科歯科の意向について打診するというのが目的でございまして、そのたな上げとか云々のことばを使つた覚えはないし、それは、そういう式のことについての前段的な折衝でございまして。

〔委員長退席、内海英二委員長代理着席〕

そのあと、いま先生がおっしゃつたたな上げの問題の段階、ことばを使われた一カ月の間に医科歯科がいろいろ本学と接触いたしました。そしてたな上げしてはどうだろうかという話が進んだことは、ごく現時点では私はまだわかりませんが、学長でもございせんので。しかし、その二十日の時点までの間に、「たな上げしようではないか、つまり、はつきり言いますと、法案が出ないから、法案が通つた段階までは少なくともたな上げしないことにはしたがらない」というような空気にその一カ月の間に変わったことは間違ひございせん。

○木島委員 およそ新しい大学なり新しい学部ができるときに、法律ができるのは一年後であります。準備を進めるのは一年前でありまして、それらの準備が進められてきて、そして、法律ができるときには、法律は形式的に——先ほど言つたように形式的なことがありますけれども、実質的には一年前から進められてくる。だから、従来の慣行なりあるいは経緯を尊重するということが一貫した方針である、そういう経過の中でもって推薦されたところの副学長候補というものをたな上げするということ考へ方は、少なくとも東京教育大学のこの文書に見る限り、その限りにおいては私はたいへん疑問に思ふのであります。そして、経過

を尊重するとするならば、たとえば「医学部長会」の皆様へ」という文書の中にも「準備室長が医学部門の人事について発議するにあつて意見をきくため、準備室に医学に関する「補佐」をおく。」あるいは「三、広く意見を聞くために、本「医学部長会」に今後とも協力を願うたいが、この会に人事の選考を全面的に委任することはできない。四、以上の趣旨から、東京教育大学長および準備室長は、本「医学部長会」へは今後参画しないが、必要に応じて本学の連絡員が陪席するのはよいと思う。」これではあなたの、過去の経緯を尊重するということ、法律ができてからの、あるいは原案ができてからの、いまそういう形式とおっしゃるなら、たいへん変わつてきているということ、この変化の原因は一体どこにあるのであらうかと、私は実は勘ぐりたくないのであります。もう時間がありませんからやめますけれども、そしてそのポイントは、新聞にいわれるところの、自民党がA氏を推していることに困つて、奥野文部大臣も了承をしているということにその変化の転機があつたのではないかと、実はそういう気がするものですから、こういう点をお聞きしておるのであります。たいへん失礼な言い方恐縮なんです。けれども、先ほどあなたがそのことの事実

は否定なさいました。

そこで、お聞きいたしますけれども、このことは、大学の自治、学問や教育の自由というものの基本が人事であると思ひますだけに、きわめて重大であり、もしそのようなことがあるとするならば、私は、大学の自治そのものがたいへんな、出発にあつて崩壊をして出発するということになるのだらうと思ひますから、それだけに、失礼を省みずにお聞きしているものであります。

そこで最後に聞きますけれども、落合教授なりあるいは清水学長が、公の席上に出てそして自分は証人としてもその事実を述べていいと言つておられます。したがって、こういう場で対決されるというのもおかしゅうございませうけれども、事きわめて重大でありますだけに、このことは私は等

閑に付するわけにはいかないという気がいたします。落合教授や清水学長は、会つて自分の事実を述べていいと言つていらつしやる。あなたは本日否定をなさつた。これは当事者でなければわからないことかも知れない。したがって、いまおっしゃつたことが間違ひないといふれば、どこでも、いずれの場合でも主張される事柄かと存じますので、そのような機会にいつでも出ておいでになつてあなたの所見なり事実をお述べになるところの御意思がございませうかどうかだけをお聞きいたします。

○福田参考人 もちろんどこでもけっこうでございます。それはもとよりでございます。それから、私は聞いた覚えもないことでございますので、申し上げます。

それから一言だけ。たいへん大学の自治に対して御関心を持つていただいているのでございませうけれども、これだけは一言言つておく必要があると思ひます。と申しますのは、大学の自治の場合に、たとえその専門分野がなくても、たとえある大学に何々学部を置く場合でも、たとえは關してその大学が主体的にそういう専門家に願ひする、これが慣例でございませう。どこの大学に医学部を置いて、その大学の学長がその責任においてそういう専門家の集団に御依頼するといふのであつて、そしてその人事について尊重するけれども、その大学の評議会としては、これだけこうだということでも多くの場合おそらく私は全部受け入れられると思ひます。そういうたてまえ論を述べたのであつて、実体における尊重の問題と形式上の問題とは私は区別していただきたい。したがつて、たとえその大学の専門以外の人事でありまして、大学の自治である限り、その大学が責任をもつてやる、そういう所信を述べたのでありまして、決して実体的にその意向を尊重しないという意味ではございません。

○木島委員 私の大学自治と言つてゐるのは、もし自民党がA氏を推してゐるということでお出するならばという前提で申し上げたのでございませう。

す。(発言する者あり)あるかないかは、一方の人が言っているのだから、その点はどこへでも出ておっしゃるというのでありますから……。

したがって、委員長、委員長にお願いを申し上げますが、これで質問を終わりますが、このことについては、後日、文部大臣及び文部省について詳しくお聞きをいたしたいと思ひます。しかし、いま申しますように、このことは大学の自治にとつてきつて重大であります、このことは、新しくつくられる大学の、あるいは副学長の性格、あるいは人事委員会、参事会等の言われておることにはたいへん疑いを持たれる。そういう疑いを見ずから疑いでなくするような――出発にあたつて、このことがもし事実であるとすれば重大問題でもあるかと思うのです。新構想というけれども、新構想というものは、大学の自治というものを否定することを前提とした新構想かと疑わしめる部分すらあります。

〔内海、英、委員長代理退席、委員長着席〕

このことはきつて重大でありますので、証人として福田教授、東京医科歯科大学の清水学長、埼玉医科大学の学長である落合教授、この三人を成規の手続によつてこの委員会に招致されるように、委員長において手続されんことをお願いを申し上げます。

○田中委員長 本件については、後刻理事会で御協議いたします。

○木島委員 時間も参りましたから、終わります。

○田中委員長 嶋崎議員。

○嶋崎委員 参考人の先生方、たいへん御迷惑をかかけまして、ありがとうございます。私、嶋崎譲でございます。しばらくいろいろ御質問をさせていただきますと思ひます。

過ぐる委員会で大田並びに文部省当局と、この筑波大学が東京教育大学の中でどのように構想されてきたのか、大学の自主的な改革という考え方に立って、東京教育大学のほうでどのような経過を経ながら形成されてきて、それがその後文部省のほうで受けとめられながら今日の構想に完成し

てきた、その諸過程について幾つか御質問をしてまいりました。その過程でどうも私が勉強し調査した資料ではわからないことが非常にたくさんございまして、文部省のほうとの討論の中でも、食い違つているところが二、三出てまいりましたので、その点についてきょうはお聞きさせていただきます、こういうふうにお聞きします。

最初にちよつと福田先生にお聞きしますけれども、東京教育大学が筑波大学のビジョンを決定されて、そしてそのビジョンに基づいて新しい大学をつくる、そういうふうな大学の意思を決定されたのはいつでございましてしょうか。

○福田参考人 ちよつと、いろいろ段階的になりますので、どういうレベルであるかによつて違ひますが、大学のほうでは、昭和四十二年の、これは日にちには六月十日でございしますが、それは条件付でもって筑波にひとつ教育大学用地というものを確保しておこうじゃないか、こういう決定でございします。これは昭和四十二年の六月十日でございします。

それから昭和四十四年の七月二十四日だと思ひますが、マスタープラン委員会の報告を受けまして、こういうビジョンを実現を期して筑波へやろうではないか、移転しようではないか。これも一〇〇%条件がないという意味ではございせん、ビジョンには、環境問題、いろいろな問題が含まれておりまして、事実上、学内外で、また評議会の意向としても、四十四年七月二十四日の決定が一番大きな意味を持っていると思ひます。

それからその次に、昭和四十六年の六月段階だつたと思ひますが、評議会の日はちよつとわかりません、マスタープラン委員会がいわゆる最終答を出した過程、それに基づきまして評議会が開かれておりました。それはワク組みよりももう少し具体性をもつた、内容がある程度持った、純粋なビジョンよりはもう少し具体性を持った、機構図がある程度入れた意味で、これは昭和四十六年六、七月ごろだと思ひますが、その評議会だつたと思ひます。

そういうふうな段階が大体三段階あろうと思ひます。

○嶋崎委員 いまの福田先生の経過の御確認と、この間から討論してきた文部省当局との御確認と大体一致しておると思ひますけれども、昭和四十七年七月二十四日の評議会で、ビジョンを前提にして新しい筑波大学を構想することを評議会できめた、それで続いて四十六年に基本計画案を評議会できめた、大体これが東京教育大学側のビジョンに関する評議会決定の大きな段階的な決定だといふふうにお聞きさせていただきます、と思ひます。――まだありますか。

○福田参考人 もう一つ、四十七年三月段階で、さらにそれを数等もある程度盛り込んだ、さらに具体的にになったものが学内開設準備委員会の議を経まして評議会がアプルーブされておる。それがもう一つでございします。

○嶋崎委員 文部省から出ている筑波大学に関する文書も、昭和四十四年の七月二十四日の決定を基礎にして、その後文部省側と東京教育大学内部のマスタープランとが相互に交流しながら構想が練り上げられた、こういう過程の説明になっておりますから、それを確認させていただいたわけでございます。

さてそこで、この間、前の委員会で文部省との間でいろいろ議論をしたときに私は幾つかのデータをあげたのですけれども、その過程でどうもはつきりしなかつた事実について、東京教育大学内部の参考人の諸先生方にそれぞれお聞きさせていただきます、と思ひます。

最初に、文学部のはうは比較的まとまりがはつきりしてありますから、あとにさせていただきます。私の調査した限りでは、この昭和四十四年の七月の評議会決定に際して、教育学部は、当時、その決定に対して、最終決定ではないという条件を付されておられるやに聞き及んでおり、資料の上でもそういう文書がございします。また体育学部についても、いろんな条件つきでの決定を行なつたかのような文書が残っております。

そこで、この間から委員会では何度か議論をしたのですけれども、問題は、昭和四十四年の七月の段階で筑波における新大学のビジョンというものが、つまり、新しい大学構想が決定されて、そしてそれが案になりまして、七月二十四日の評議会決定になっているという過程をとっている。問題は、このビジョンですから、これはなかなか思想的なものや何か、研究、教育のあり方、大学のあり方に関係しますから、たいへん事は重大な問題提起になると思ひます。

そこで、この昭和四十四年七月二十四日の評議会では東京教育大学が自主的に決められたという過程に関連して、はたしてこの段階での決定が大学の意思とみなし得るかどうかについて、当時教育学部にいらつして付属の大塚の校長先生が何かなすつていたとお聞きしていますが、長島先生に、その辺の経過についての教育学部を中心にして御意見、実情をお伺いさせていただきます、と思ひます。

○長島参考人 ただいまの御質問ですが、教育学部できめたのは、投票いたしました、そして賛成が多かつたわけでありまして、それにこれは最終決定でないことを確認したい、こういう付記がついておるわけでございます。これは私も最終決定でないというふうな考えでおるわけなんです。これは私もばかじゃありませんでして、その当時、大学の前途を深く憂へながら考へておつた人々はあるものように考へております。それはどういふ根拠かと申しますと、その根拠をまず申し上げてみたいと思ひますが、先ほどお話に出ました昭和四十二年の六月十日、これは教育大学にとりましてたいへんな日でございます。まして、評議会が筑波に条件つきで土地を求めるといふ、それをどういふふうに表示するか、あるいは打診するかということ、ある学部は意向表明だといふ、ある学部は打診だといふこと、とにかく評議会ですれがきまつたわけですね。ところが、御承知のように、これは本題からはずれませんから言いませんが、文学部がいままでのこと

をその評議会の席上で修正案を出したのですが、それが採択されないために、それが紛争の原点になったわけであります。

それはまあおくといたしまして、十九日に文部省に学長及び五部局の部局長が参りましてしてその意見をいたしまして、そのあと七月十三日に文章化して文部省に出してあるのであります。その文章と申しますのは、「本学は移転のための土地確保につき下記のとおり決定いたしましたのでご了承の上これが実現方について何分のご高配を賜わりますようお願いいたします。」「東京教育大学は総合大学として発展することを期し、条件付で筑波に土地を希望する」、こういう冒頭の文章で始まるのであります。終わりに「ただし、移転の最終決定は、上記の条件が満たされることを確かめたのちに、本学の自主性において行なうものであること。」これは非常に大事な評議会決定でありまして、各学部ともにこれを非常に大事にしてまいったのであります。

教育学部におきまして、もう一つ、これは教育学部の問題は、御承知と思いますが、教育学部は当分の間大塚地区にとどまるといふことであります。これは事情はここで申せませんが、それは教育学部の希望であり、評議会で採択されておるわけなのであります。この二つのことは紛争の経過でずいぶん確認されてまいりました。一つは、教育学部がイニシアチブをとる——昭和四十三年の終わりであったと思います。紛争が最高潮に達したころでありましたが、私どもは教育学部がイニシアチブをとることに教授会決定いたしました。そして各学部間調整をやらう、これは実際に何回か努力したのであります。それから教育学部は、学生との対話、これを学部集会といいますが、これも教授会決定で、実は昭和四十三年の終わりにから機動隊導入直前まで、十何回か学生と対話を続けてまいりました。この二つの活動のために教授会の見解をさらに確認しなくちゃいけないということ、教授会確認メモというものをつくりまして公表し、そうしてその確認メモに基づいて学部

間調整及び学生、院生、助手等との話し合いを続けてまいりましたのであります。この確認メモの中に、先ほど申しました二つが入っているわけですね。

それから昭和四十三年、これは教育大学が御承知のように入試中止になりました。それで責任者の方々が辞職されまして、教育学部は新たに和田学部長が学部長に選出されたのであります。学部長はこれを受ける前に、自分の見解といいますが、所信を表明されまして、これを受けてくれるならば学部長を受ける。そうして教育学部教授会は投票いたしました。それを承認して学部長になられる。その中でも学部長はこの二つのことを申ししておるわけであります。

教育学部にとっても大事でありますし、同時に他の学部にとりましても、移転の最終決定は、諸般の条件が満たされることを確かめたのちに、本学の自主性において行なうものである、こういうことを全学的に確認しておりました。このことは、将来この移転という重大な決定をするのにふさわしい折り目正しいきちんとした最終決定が行なわれるであろう、こういうことを期待しておった向きが多いと思います。ところが、この新大学ビジョン、先ほど言われました四十四年の七月二十四日に決定されたその経過では、どうもそういうことが折り目正しく行なわれなかったように思うのであります。

ちょっと長くなりましたが、あとでまた質問に……

○嶋崎委員 そうしますと、教育学部は、いまその確認メモとして二つの条件、大塚に残りたいという問題と、それから諸般の条件が整うまでですか、その条件という内容についてはいろいろな議論がありなんでしょうけれども、昭和四十四年の七月段階のビジョンを前提にして筑波に移転するということについては、そういう条件つきで最終決定ではないという御確認でよろしゅうございしますか。

○長島参考人 そのように思います。
○嶋崎委員 最初にお聞きますが、松本先生、

文学部は当時の評議会決定に御参加になつていないという事実のように私は確認しておりますが、それはどういう考え方でございましたでしょうか。

○松本参考人 文学部の松本でございます。

昭和四十四年の七月二十四日の評議会に文学部は参加しておりません。それは、先ほどお話ありました四十四年の評議会の決定の前提には、四十二年六月十日の評議会決定と称するものがあるわけでございます。いわゆる土地希望に関する決定でございますが、これにつきましては、文学部は、従来の教育大学の慣行にのっとりた評議会の運営及び決議ではないという見解を持っておりまして、一口に申し上げますと、学部間の調整が不十分なまま決定されたものが昭和四十二年六月十日の土地希望の決定である、したがって、それはわれわれは認めることができないという立場をとっておりますので、それを前提とした四十四年の評議会決定というものに参加することができない。また、昭和四十四年評議会決定の原案になりました大学のビジョンというものもマスタープラン委員会で作られたものでございしますが、これにも文学部は参加しておりませんので、四十四年の評議会には出席しておりません。

○嶋崎委員 文学部が参加していないということに関連してあとでまた二、三御質問させていただきますが、当時体育学部は条件つき云々ということとを、私、文書で見たことがございますが、長島先生、当時はいかがだったんでございましょう。

○長島参考人 当時公表された文書がございまして、「体育学部教授会の決定文」これはやはり速報等に発表されておるものでございしますが、「本学部は評議会原案の骨子を了承し、その実現を期するとともに今後具体化の段階において学部の要望が十分配慮されることを条件として移転の意向を表明する。」それで、註がございまして、「(骨子は13頁までを意味する)」と書いてあります。「13頁まで」というのは、ビジョンの総論の部分ということになっております。

○嶋崎委員 そうしますと、私が調査させていただいた過程の認識といま出てきたデータでは共通しているのですが、つまり、教育学部は、ビジョンを前提にして筑波大学に移転するということについては、教育学部教授会の確認メモがあつて、最終決定ではないということが前提にされているのが、四十四年の七月段階の状態だということ。それから体育学部の場合には、いまおっしゃったその骨子だといいます、筑波大学ビジョンの最初には、将来大学というのは今日の情勢の中ではどういふふうに考えなければならぬかという、一口で言えば大学が大衆化してきているということ、同時に、非常に科学技術が発展してきているから、それに関連して専門的な研究が必要になってきている、そういう意味で、たくさんの方が進学するようになった現状の大学にどう対応しなければならぬかという、そういう大学の見方と、同時に、科学技術の発展に伴って大学の学問研究は深くどうあるべきかという、この二つをどういふふうにする新しい大学のビジョンとして確認しなければならぬかという、その部分でございします。ですから、その前段において——そのあとに入っていきますと、研究体制、教育体制、いろいろやこしいことばを使つたものがあるのですが、その前段の確認だということになるわけですね、いまの御説明ですと。

○長島参考人 これは評議会では体育学部長はどう説明されたか知りませんが、この文書を見る限りは、そう理解せざるを得ないと思います。

○嶋崎委員 それでは私は、東京教育大学が四十四年の七月の段階で新しいビジョンに基づいた筑波移転ということを評議会では形式的には決定されながらも、実体としては、学部間にはたいへん足並みが乱れていて、そして全体的な大学の意思としてはたいへん確認しにくい状況の中での決定だなどというものが予測されるわけです。私の調べた資料でも、この評議会での最終決定というものが行なわれる前に、マスタープラン委員会がビジョンを発表された、そのビジョンに対して教官の四

割強の方々が反対の声明をなさっているという事実があります。評議会が決定されたそのあとに、今度は全学教職員のみならず四割強の人たちが評議会決定に反対されている声明が出ているものも見ておりますから、そういう前後の状況からすると、確かに評議会決定というのは東京教育大学の一つの大きな踏み切りの決定になってはいますけれども、実体は伴っていないというふうにも確認できるのではなからうかというものが、私の資料での判断でございいます。

そこでもう一つお聞きさせていただきますが、そういうわけですから、おそらく東京教育大学では、自分たちの大学の自主性において筑波大学というものをどう構想しなければならぬかという努力が、その後もマスタープランの中で十分に討議されながら事態が進行していつてると私は思いますが、それに関連して、四十四年の七月に教育大学の評議会が決定して、その年の十一月に文部省に筑波新大学創設準備調査会というものができて、そして文部省のほうで今度調査会でもって、教育大学から出てくるものを受けとめながら、次第にまた専門的な学者を入れて新たなものをアレンジしながら構想していき始めるわけです。そしてあくる年の四十五年の十月二十一日、約一年数か月後ですけれども、四十五年の十月に文部省が「筑波新大学のあり方について」中間発表というのをなさっているわけです。それに関連して木村先生にちょっとお伺いさせていただきます。

その前に、私のこのコメントがこういう理解でいかどうかを前提にした上でお聞きさせていただきますますけれども、木村先生はマスタープラン委員会の副委員長が何かで、大学のそういうマスタープランの委員だということをお聞きしておりますけれども、そうでございましょうか。

○木村参考人 おっしゃるとおりに、私はマスタープラン委員、それから最後の段階ではマスタープラン副委員長をいたしました。

○嶋崎委員 昭和四十五年に文部省が「筑波新大学のあり方について」というのを発表されたとき

に、当時の東京教育大学のマスタープラン委員会から文部省に対して要望書が出ております。その「中間発表についての要望」これは昭和四十五年十月二十一日、「筑波新大学ニュース」ですから、これはマスタープラン委員会の当時の機関誌の四十五年十一月十六日号ですけれども、それに文部省の中間発表に対する要望書が出ております。その要望書を読みますと、「中間発表の内容については今後これにこだわらず十分に検討すること。」これが第一の項目になっております。第二項目は「東京教育大学の意向を十分反映し、また本委員会の意向を学内でうけとめられるような運営を希望する。」運営についての希望です。三番目には「中間発表の問題点として、次の事項につき慎重な検討を希望する。」三番目は、今度は組織の問題についての慎重な検討を希望させております。その三番目の一は「教官組織のあり方、教官組織と管理組織との関連」つまり、学系、学群と、遠い将来に発展していく問題に関連します。二番目は「学生の指導掌握の方法」は「学内における利益対立の処理のプロセス」というふうに、三番目に三つの項目を設けておられて、そして最後の四番目に「専門委員会において、東京教育大学から出す具体案をたたき台として進めてほしい。」という要望書。筑波新大学創設準備調査会委員であられる大島清さん、福田先生、浅川さんの名前で文部省に対する要望書が出ております。

そこでお聞きいたしますが、昭和四十五年に文部省が、お出しになったビジョンを受けて中間報告を出したになった。その当時の中間報告に対して、教育大学からいまま言ったような自主性という要望書が出ております。その後、あくる昭和七十六年になりまして、基本計画案というものが東京教育大学の評議会決定されるに至っております。ですが、その過程に木村先生にちょっとお聞きさせていただきますたいのですけれども、たとえば教育研究というような問題に関連して、東京教育大学の側で構想された考え方と、当時の文部省のほうの準備調査会との間に、東京教育大学

側の自主的な改革というものを受けとめていくような形でスムーズに事態が運びながら四十六年の決定に至っているんだらうか。この点について、当時の木村先生のマスタープラン委員のメンバーとしての御意見を伺いさせていただきます。

○木村参考人 私の考えを述べさせていただきますが、おっしゃる通りに、私たちは、自主的な大学の改造案、自己立案というものをビジョン以来つくってきたつもりであります。そしてあくまでも自主的な立場が貫かれるようにという配慮をしながら改造していくというのでありますから、自己のほうではビジョン以来マスタープラン委員会をつくりまして、いろいろな専門委員会などをつくりまして熱心に研究討議して積み上げてきていたわけです。しかし、おっしゃる通りに、この問題は非常に政府側にも関心があらわれて、そしてまた、われわれは開かれた大学の理念をビジョンにも打ち出しましたから、多くの人々の意見を聞く必要があるという考えもありまして、そしてこの大学の委員会ばかりでなくて、文部省にも準備会が持たれるようになったわけでありまして。しかしながら、そういうふうになりましたときには、教育大学の主体性というものと、文部省に置かれるそういう会議との間の関係がどうも明確を欠くおそれがある、また、欠いては困るというので、機構上の問題としてはかなり問題はあったと思います。しかしながら、大きな仕事をやるにはそういう機構も必要であらうと思つてやったわけですが、実はその関連がはつきりしないために、両方で議論されておることが必ずしも一致しない、食い違いを生ずるというおそれがあったので、われわれ大学側としては、そういう中間報告に対しては、こういう自主的なものを十分尊重してほしいという意味の、何項目かにわたる希望を出したわけでありまして。これは機構上の問題。

しかし、この次の問題がもっと重大だと思いますが、その段階よりも、その次のもう少し実行プランを立てる段階になりましたいろいろな食い違いを生ずることがありますので、そこまで及んで

よければそこまで説明いたしますが、いかがでしょうか。

○嶋崎委員 簡潔に。

○木村参考人 たとえばこちらの創設準備会に対して、学内には開設準備委員会というものを対応してつくりまして、幾多の専門委員会をつくりまして討議した結果は、十八学系案というものを基礎にいたしました日夜討議を重ねて、一応中間報告案というものを出したわけでありまして。ところが、その段階になりまして、文部省の準備会のほうからも、第一次のまとめですが、そういうものが出てまいりまして、それを比べてみますと、十八学系が二十五学系になっている。しかも十八学系というものは、その中のあるものは削られて、こちらが主体的に希望をしたわけでもないものが入ってきているというふうなズレが生じまして非常に困惑するという状況がございましたので、私たちとしては、実体的にこの自主性が貫かれ得るようになるためには、このところが大事なんですが、どうしても大学側から出ている委員の皆さんを大学の代表として送らなければならぬだろうと考えまして、教育大学の代表として送ってもらいたいことを希望したのでありますけれども、あくまで、そうではない、あの委員は個人の専門委員であつて、大学を代表しているものではない、したがって、大学の内部の機関にはかる必要もなければ、大学の内部の案と食い違つても差しつかえないんだという執行部の答弁でありまして、したがって、形式はともかくも、実質的に食い違わないようにしようとするためには、うちでこしらえたところの案を十分に反映できるように代表として送るべきだと考えたけれども、それは行なわれない。したがって、両者の間の調整とか連絡とか、あるいはそれを訂正する方法というものはあまりはつきりしません。下部機構でもなければ、並立したような形になっておりまして、そういう食い違いを生じたときにはどうするかという、最終的には評議会がきめて、学長が文部省のほうに持っていくんだということになっております。

したけれども、なかなかそういうふうなスムーズにいかないということがあります。いろいろと内部で悲観的な見解だとか、反対だとか、あるいは相互不信というものが生まれてきたことは事実でございます。

○嶋崎委員 たいへんどうもたびたびありがとうございます。おそれ入りますけれども、もう一つ……。

つまり、そういう四十四年の段階から四十六年の基本計画案の過程でも、大学側の要望書に出てくるような意向と文部省の調査会との間に往復があった、民主的な意向が反映しにくい経過があった、そして「第一次まとめ」というのはグリーン表紙のやつですね、あの案が一方文部省から出てきたときに、東京教育大学の案との間にズレが出てきている。しかも、そういう過程で、東京教育大学で出ていらいらっしゃる文部省の側の委員は、正規の東京教育大学の代表ではないという形で、筑波大学構想が文部省主導型の形で事態が進行していくというふうなそういうプロセスと、それを受ける大学の管理体制側と、それからマスタープラン委員会という大学の中のグループとの間になかなかコミュニケーションがうまくいかない、そういう状況の中で事態が進行していったということになりますね。そのことが何か学長不信任の問題なんかには一つの要素として考えられませんかしょうか。

○木村参考人 先ほど申しましたことは、たいへん世間の常識には反しているかと思いますが、私たちが当然学長が委員になり、それから重要な人たちが参加しているわけですから、世間は、学長が委員である限りは、個人的資格などといったところで、大学を代表していると考えるに相違ないし、おそらく文部省もそういうふうな受け取っているのだらうと思います。しかし、学内では、あくまで個人であって、学長として代表しているのではないという見解であります。その他の者も学識経験者個人として参加するのであるという見解でありましたから、そここの大学の大学側

と文部省側あるいは会議側とのつながりの関係がはなはだどうも明確でなくと申しますか、はなはだ断絶しているところ、非常に問題点があったことは事実であります。したがって、そのいろいろな食い違いが生じたときに、どうしてそれを直すか、どうして訂正するかということになりますと、大学執行部が責任を負うのだと言われますけれども、なかなかそううまくはいくわけではない。そうしますと、下部の専門委員会だとか下部の教授諸公と大学執行部との間に相互に次第次第に不信感がついてくるというのはいやむを得なかった事情だと思えます。それが、遠い原因からいえば、確かに議長不信任というものの根拠になっていないとは言えませんが、私に与えられた時間もありませんでした。ただきたいと思えます。

東京教育大学では、昭和三十七年に「大学の管理運営について」という、朝永振一郎先生が学長だった当時、朝永原則というものが出ていたように聞きます。さらに例の昭和四十四年の七月に、筑波に移転するということを評議会が決定した。そのあくる年の昭和四十五年の四月に「教官選考基準に関する申し合わせ」という評議会決定が行なわれているように思います。

そこで、松本先生にちょっとかいつまんでお伺いしたいのですけれども、朝永原則で考えられた教官の人事という問題についての、教授会が発議権があった、そして「教授会の議に基き」という、教育公務員特例法の四条一項に基づいて教授会がきめた人事を当時の朝永原則では優先してすべてきめていくという考え方の管理運営だと思えます。ところが、昭和四十五年の四月十七日の「教官選考基準に関する申し合わせ」を見ますと、評議会が教官の人事の一般の基準に關して、これはおそらく教特法の二十五条の読みかえ規定を適用し、また同時に、文部省の省令による評議会の暫

定規則、これに基づいての規定だと思えますけれども、要するに、昭和三十七年の朝永原則では、人事に關しては、教授会という、教特法四条一項の考え方で人事権が運用され、四十五年の四月の「教官選考基準に関する申し合わせ」のところは、「教官選考基準に對して一定の発言を持つ、ないしは基準をきめるという考え方に変わっているように思ふのです。そのために、教育大学内部の人事問題について教特法四条一項違反の疑いのある事実がその後幾つかあるように私は見受けられますので、最初に、この三十七年の朝永原則における人事についての考え方と、それから四十五年の四月の段階における教官選考基準についての考え方、特にこれは文学部の人事問題に非常に関連がたつたかあるように思ふので、その関連を念頭に置いて、かいつまんで、相互に矛盾しないかどうかについての御意見を伺いたいと思ひます。

○松本参考人 朝永原則と申しますのは、御承知かと思いますが、昭和三十七年の六月二十一日の評議会で、評議員一同という形で明確にされまして、大学の管理制度についてという事項に關する原則でございますが、これは必ずしも人事に限らず、大学の運営にあたつて評議会と教授会との關係はどのようなべきかということについて原則化したものでございまして、その際、それをささえる基本的な精神、考え方というものは、評議会がもし統一した大学として何らかの意思決定をしなければならぬという場合には、学部、つまり部局、学部あるいは研究所という部局の自主性を尊重し、そしてその間の調整を十分はかりながら決定すべきであるという、一口に申しますとそういう原則でございます。したがって、特に人事ということになりますと、いま御指摘のように、教特法におきましても明確に、教官の選考というものが「教授会の議に基き学長」ということになっておりまして、人事における教授会の選考権というものはきわめて重視されているわけ

でございます。したがって、評議会がもし人事、教官の選考に關する基準をきめるということ、これは従来の教育大学におきましては、四十五年以前は特別という評議会決定の明確な基準はなかったわけでございますが、これは大学設置基準でございますか、その精神に基づいて行なわれていたわけなんです、しかし評議会できるといふことになれば、当然、これは人事であるならばなおさら、選考権を持っております各部局、つまり学部教授会の意向というものが尊重されなければならぬというところは言うまでもないところかと思ひます。したがって、四十五年の教官選考基準を評議会がきめるという過程におきまして、一部局の、具体的には文学部の強い反対があった場合には、それは当然十分その間の調整をすべきであり、それを形式的な多数決とかというふうな形できめるべき性格のものではないというふうな形は考へております。また文学部はそういう見解でございます。したがって、四十五年に定められた教官選考基準というものは、文学部はそれを認めるわけにはいかないという立場をとっているわけでございます。それが今日の文学部の人事についての非常に大きな停滞の原因になっているということでございます。

○嶋崎委員 そこで、お伺いしますが、東京教育大学では、この昭和四十五年の「教官選考基準に関する申し合わせ」というのは、平たく言えば、筑波ビジョンというものを認めない教官は——教官の昇任人事を、かりに助教を教授に昇任するというところを教授会で、大学設置基準の要件に基づいて、業績が非常にすばらしくて、そしてすぐれた学者としての判定をしながら文学部教授会で教授人事をきめた、それにもかかわらず、筑波大学のビジョンないしは筑波大学という移転の問題に賛成がでないというところがつけ加わりますと、せっかくきめた教授会の人事が、筑波大学に反対ないしは考え方が違うということだけで昇任人事が行なわれていないという事実がどうもあるように私見受けられるのです。

そこで、ちょっとこまかにお聞きしますが、昭

和四十五年の教官選考基準がきまる前に、文学部教授会で、助教教授を教授にするという人事があったのではないかと思います。いかがでしょうか。

が、しかし、これは通常のことならば、たとえば十二月十七日の教授会の決定があるならば、早ければ一月一日付あるいは少なくとも一月十六日付で発令ができるはずであらうかと思いますが、二カ月はどおくれた。もちろん、そのときはたしか四月一日付の発令ということで教授会の決定があったわけですが、相手方の大学ももちろん後任の方を考えるとというようなこともございまして、そういう点では、当然これは正式の割愛という手続を早く済まなければならないものでござい

○松本参考人 昭和三十四年の十二月十七日に、ドイツ文学講座に関する人事が一つございしました。それから、同じ日に西洋史の講座に関する人事がございしました。いずれもその大学から助教教授としてお招きするという人事でござい

ます。御本人はもちろんのこと、当該の大学にもたいへん御迷惑をかけたということがござい

○松本参考人 いま申し上げました二件の人事は、手続的に申しますと、必要な学長の当該大学に対する割愛願いをなかなかなか出していただけという点でございまして、そしてその点について、文学部のほうから数回にわたりまして学長に至急割愛願いを出してほしいという交渉をいたしました。なかなかちががなかったわけですが、ようやく学長が割愛願いを出すというようなことで、これは四月一日からの授業計画に予定されていたものでございまして、その点でたいへん困ったことがございまして、結果的には二カ月はどおかれて上申手続が済んだわけでございます

○松本参考人 通常事務的に最も早い時期、一日と十六日が発令時期でございまして、普通十日か、おそくとも十四日程度で発令の手続になるかと思っておりますが、その日を発令の日とするというところで教授会では議決をしております。

○松本参考人 いま申し上げました二件の人事は、手続的に申しますと、必要な学長の当該大学に対する割愛願いをなかなかなか出していただけという点でございまして、そしてその点について、文学部のほうから数回にわたりまして学長に至急割愛願いを出してほしいという交渉をいたしました。なかなかちががなかったわけですが、ようやく学長が割愛願いを出すというようなことで、これは四月一日からの授業計画に予定されていたものでございまして、その点でたいへん困ったことがございまして、結果的には二カ月はどおかれて上申手続が済んだわけでございます

○松本参考人 通常事務的に最も早い時期、一日と十六日が発令時期でございまして、普通十日か、おそくとも十四日程度で発令の手続になるかと思っておりますが、その日を発令の日とするというところで教授会では議決をしております。

○松本参考人 いま申し上げました二件の人事は、手続的に申しますと、必要な学長の当該大学に対する割愛願いをなかなかなか出していただけという点でございまして、そしてその点について、文学部のほうから数回にわたりまして学長に至急割愛願いを出してほしいという交渉をいたしました。なかなかちががなかったわけですが、ようやく学長が割愛願いを出すというようなことで、これは四月一日からの授業計画に予定されていたものでございまして、その点でたいへん困ったことがございまして、結果的には二カ月はどおかれて上申手続が済んだわけでございます

○松本参考人 通常事務的に最も早い時期、一日と十六日が発令時期でございまして、普通十日か、おそくとも十四日程度で発令の手続になるかと思っておりますが、その日を発令の日とするというところで教授会では議決をしております。

○松本参考人 いま申し上げました二件の人事は、手続的に申しますと、必要な学長の当該大学に対する割愛願いをなかなかなか出していただけという点でございまして、そしてその点について、文学部のほうから数回にわたりまして学長に至急割愛願いを出してほしいという交渉をいたしました。なかなかちががなかったわけですが、ようやく学長が割愛願いを出すというようなことで、これは四月一日からの授業計画に予定されていたものでございまして、その点でたいへん困ったことがございまして、結果的には二カ月はどおかれて上申手続が済んだわけでございます

○松本参考人 通常事務的に最も早い時期、一日と十六日が発令時期でございまして、普通十日か、おそくとも十四日程度で発令の手続になるかと思っておりますが、その日を発令の日とするというところで教授会では議決をしております。

○松本参考人 いま申し上げました二件の人事は、手続的に申しますと、必要な学長の当該大学に対する割愛願いをなかなかなか出していただけという点でございまして、そしてその点について、文学部のほうから数回にわたりまして学長に至急割愛願いを出してほしいという交渉をいたしました。なかなかちががなかったわけですが、ようやく学長が割愛願いを出すというようなことで、これは四月一日からの授業計画に予定されていたものでございまして、その点でたいへん困ったことがございまして、結果的には二カ月はどおかれて上申手続が済んだわけでございます

○松本参考人 通常事務的に最も早い時期、一日と十六日が発令時期でございまして、普通十日か、おそくとも十四日程度で発令の手続になるかと思っておりますが、その日を発令の日とするというところで教授会では議決をしております。

評議会でこういうことが問題になっているのだから、上申手続を待てということで、いわば上申手続をしてももらえなかったという件が二件ござい

○松本参考人 上申の手続をとっていないというのは、きわめて誤解を招く表現ではないかと私は思います。教授会で議決された人事を促進するようにということとは、しばしば学長に対して申し入れております。しかるに学長のほうでは、昭和四十五年の五月一日かと思いますが、この新しい選考基準、つまり、端的に申しますと、移転問題に賛成であるということが人事選考の条件になるという、そういう選考基準に従ったものであるという書類を添付しない限り、それは文部大臣への発令のための手続はしないということをいわば根拠にいたしましてそれを受け付けないというのが実情でございまして、文学部としては、従来の教育大学の慣行、先ほど申し上げました朝永原則という形で明確にされました慣行に従って評議会が運営されるならば、そういう教官選考基準のようなものは本来認めらるべき性格のものではないというふうに考えておりますので、そのために、書類が不備であるということで学長が文部大臣への発令の手続を進めないというのが実情でござい

の一つの踏み絵になって名譽教授に推薦されてないという事実があるように、私が調べた限り、感ぜられます。さらに、定年退職でおやめになるときの指定職、つまり、退職金が多くなるために、大学に功績のあった方々には特別に指定職というものをやって、退職金や何かを加算していくような手続がいろいろとられておりますが、その指定職の場合でも名譽教授推薦の場合でも、いままでの大学の慣行を無視して、筑波大学に賛成かどうか一つの踏み絵になって差別人事が行なわれているように見受けられますが、その点について松本参考人いかがでございますか。時間の関係で簡潔でよろしいです。

○松本参考人 名譽教授の問題につきましては、昨年名譽教授の称号を与えるという件が評議会でございまして、その際に、三人の先生が、名譽教授の称号を与えるという件について否決という結論が出た方がございます。これはどういう根拠であるかは存じませんが、結果的に見ますと、この筑波問題について批判的な見解をお持ちの三先生が、これは当然名譽教授の要件というものを備えておりながら否決をされるという事態がございました。いままでは、名譽教授問題につきまして、条件さえそろっておれば、採決をするということとはなかったわけでありましたが、その際だけ採決が行なわれて、否決されるという事態がございました。

○松本参考人 名譽教授の問題につきましては、昨年名譽教授の称号を与えるという件が評議会でございまして、その際に、三人の先生が、名譽教授の称号を与えるという件について否決という結論が出た方がございます。これはどういう根拠であるかは存じませんが、結果的に見ますと、この筑波問題について批判的な見解をお持ちの三先生が、これは当然名譽教授の要件というものを備えておりながら否決をされるという事態がございました。いままでは、名譽教授問題につきまして、条件さえそろっておれば、採決をするということとはなかったわけでありましたが、その際だけ採決が行なわれて、否決されるという事態がございました。

○松本参考人 いま申し上げました二件の人事は、手続的に申しますと、必要な学長の当該大学に対する割愛願いをなかなかなか出していただけという点でございまして、そしてその点について、文学部のほうから数回にわたりまして学長に至急割愛願いを出してほしいという交渉をいたしました。なかなかちががなかったわけですが、ようやく学長が割愛願いを出すというようなことで、これは四月一日からの授業計画に予定されていたものでございまして、その点でたいへん困ったことがございまして、結果的には二カ月はどおかれて上申手続が済んだわけでございます

○松本参考人 名譽教授の問題につきましては、昨年名譽教授の称号を与えるという件が評議会でございまして、その際に、三人の先生が、名譽教授の称号を与えるという件について否決という結論が出た方がございます。これはどういう根拠であるかは存じませんが、結果的に見ますと、この筑波問題について批判的な見解をお持ちの三先生が、これは当然名譽教授の要件というものを備えておりながら否決をされるという事態がございました。いままでは、名譽教授問題につきまして、条件さえそろっておれば、採決をするということとはなかったわけでありましたが、その際だけ採決が行なわれて、否決されるという事態がございました。

○松本参考人 いま申し上げました二件の人事は、手続的に申しますと、必要な学長の当該大学に対する割愛願いをなかなかなか出していただけという点でございまして、そしてその点について、文学部のほうから数回にわたりまして学長に至急割愛願いを出してほしいという交渉をいたしました。なかなかちががなかったわけですが、ようやく学長が割愛願いを出すというようなことで、これは四月一日からの授業計画に予定されていたものでございまして、その点でたいへん困ったことがございまして、結果的には二カ月はどおかれて上申手続が済んだわけでございます

○松本参考人 名譽教授の問題につきましては、昨年名譽教授の称号を与えるという件が評議会でございまして、その際に、三人の先生が、名譽教授の称号を与えるという件について否決という結論が出た方がございます。これはどういう根拠であるかは存じませんが、結果的に見ますと、この筑波問題について批判的な見解をお持ちの三先生が、これは当然名譽教授の要件というものを備えておりながら否決をされるという事態がございました。いままでは、名譽教授問題につきまして、条件さえそろっておれば、採決をするということとはなかったわけでありましたが、その際だけ採決が行なわれて、否決されるという事態がございました。

○松本参考人 いま申し上げました二件の人事は、手続的に申しますと、必要な学長の当該大学に対する割愛願いをなかなかなか出していただけという点でございまして、そしてその点について、文学部のほうから数回にわたりまして学長に至急割愛願いを出してほしいという交渉をいたしました。なかなかちががなかったわけですが、ようやく学長が割愛願いを出すというようなことで、これは四月一日からの授業計画に予定されていたものでございまして、その点でたいへん困ったことがございまして、結果的には二カ月はどおかれて上申手続が済んだわけでございます

○松本参考人 名譽教授の問題につきましては、昨年名譽教授の称号を与えるという件が評議会でございまして、その際に、三人の先生が、名譽教授の称号を与えるという件について否決という結論が出た方がございます。これはどういう根拠であるかは存じませんが、結果的に見ますと、この筑波問題について批判的な見解をお持ちの三先生が、これは当然名譽教授の要件というものを備えておりながら否決をされるという事態がございました。いままでは、名譽教授問題につきまして、条件さえそろっておれば、採決をするということとはなかったわけでありましたが、その際だけ採決が行なわれて、否決されるという事態がございました。

これで終わります。委員長、いかがですか。

○栗田委員　先生方お忙しいところを御足労いただきまして、たいへんありがとうございます。私、共産党の栗田翠でございます。

最初 木村先生に伺いたいと思いますが、先生の最初の移転問題に関するお立場、賛成でいらしたか反対でいらしたか、まあ先生のお立場です。それから、この移転に関していろいろ準備のたための機関が、学内にも、また文部省のほうにもつくられましたけれども、その中でのお役職をちょっと伺わせていただきたいと思います。

○木村参考人 私は今年の四月一日まで教育大学

経歴は、簡単に申しますと、先ほども言いました、が、マスタープラン委員会ができましたときに、マスタープラン委員と、それからあのほうでは、副委員長をいたしました。それから、新しく大学の中につくられました開設準備委員会の中では準備委員、それからその専門部会では管理体制専門委員長、それから文部省の開設準備会の中では管理体制の専門委員というものであります。

○栗田委員 筑波大学構想、東京教育大学で最終的にきめられています。案は基本計画だと思っています。これが評議会決定もまたされていると思うのですが、これと、それからいまだ出されてきております法案の中での構想、それから特に創設準備会の「第一次まとめ」、それから「第一次まとめ改訂案」、いろいろ出ております。この最後にいまと案とあっております案と、東京教育大学が学内できめられました案との間には、実にたくさんのズレがあるように思います。さつき学系の問題もちょっとおっしゃっておられましたけれども、学系の問題その他、木村先生がお考えになりました、非常にずれていると思われるようなところがあります。ならば、お話しただきたいと思っています。それからその辺の御感想もまた伺わせていただきたいと思います。

○木村参考人 先ほどちょっと触れましたけれども、機構上の問題、それから連絡上の問題と、それから案の扱い方ということになりますと、文部省に設けられました創設準備会というものが主体性を持っているわけであって、大学の側から申しますと、われわれの主体性、意思を、文部省側に設けられた委員会にどのように反映するかという努力が必要であると思います。したがって、形式的上からいって、実質上からいって

○木村参考人　されている場合もありますし、さ

れていない場合もあります。私の関係しております。

○木村参考人 主体性は尊重されたようになって

いないと、われわれはその修正の努力をいたしましたから、なっていないと断言することはできません。文部省側もたいへん好意を持っていたいだいて、なるたけそうしようと努力されていることは私も認めますが、何せ手続上、だれがどういう資格で、どういうふうにして直すのかということになりますと、なかなか直せないという実情がございまして、中には、やむを得ず認める、あるいはこの点についてはずいぶん意見もあるんだけれどもということはたくさんあるわけです。

○栗田委員　最後に木村先生に伺いますが、今回の構想を筑波大学に実現するために一般法の改正がやられておりまして、特に学校教育法などの基本的な法律の改正までがされていますが、その辺についてどうお考えでいらつしやいますでしょうか。

○木村参考人 これは私の考えでございすけれども、先ほどからたびたび申し上げておりますように、大学の自主改造案が完結する必要がある。そのために、ほかの方々の同意が得られないままに、あるいは非常に障害があるままに強行されることは、私たちとしては、早くつくりたいという立場からいいますと、またわれわれが一つの試験台となつてその新しい大学をつくりたいのだということからすると、はなはだ困るので、もし一般法でなくて単独法でできることならやつていただきた。またそうでなければ、現行法規の中で認められる限りの改革もやむを得ない、そう考えております。

○栗田委員 どうもありがとうございます。

それでは続きまして松本先生に伺わせていただきます。

松本先生、文学部の問題が今度の経過の中で非常に問題になりまして、私どもの審議の中でも、しばしば文部省側から文学部の問題が出されております。

ここでまず最初に、なぜ評議会の移転審議に文学部が参加されなかったのかという、その辺の経過を伺わせていただきたいと思ひます。

○松本参考人 文学部が移転問題についての審議に参加しなかつたのは、昭和四十二年の六月十日の評議会決定以後のことでございますが、これは基本的に申しますと、先ほど申し上げましたような四十二年六月十日の評議会決定というものが、従来の評議会に関する大学の慣行及び評議会の性格並びに役割に関する原則、いわゆる「朝永原則」といわれているものでございすが、そういう大学の評議会運営に関する慣行及び原則に反した決定であるという観点からでございます。

御承知のように、四十二年の評議会決定は、土地希望に関する決定でございますが、この土地希望の決定の前段階といたしまして、全学将来計画委員会というのがございまして、そこで将来計画に関する問題を、各学部の代表からなります委員

で行なつていたわけでございす。そこでは文学部も委員を送りまして、将来計画に参画していただくでございす。

その全学将来計画委員会の最後のまとめといたしまして、そこでは文学部の案と、それから文学部を除く五部局の調整案というものが併記されて結論として出されたわけでございすが、その際にも、全学将来計画委員会のまとめといたしまして、評議会への要望として、それを単純に二者択一的に決定するのではなくて、民主的な手続によつて十分調整を行なつてほしいという要望が特に付けられていたわけでございすが、そういう委員会の要望も無視した形で、きわめて形式的な形で四十二年の評議会決定が行なわれた。

特に、こまかい手続になりまして、文学部ではその際修正案を出しましたが、その文学部の修正案が、それをセカンドする者がいないという理由で採択されない。修正案が採択されないというこ

とは、同時に原案が採択されたことであるという、私どもにはたいへん理解に苦しむ議事運営が行なわれまして、したがつて原案に対する採択もない。修正案が否決されたことは原案に賛成であるというこ

うことであるという、そういうロジックで定められたわけでございすが、そういう形式的な手続もさることながら、根本的には、大学の学部自治を根幹といたしました従来の原則というものが評議会によつて守られなかつたということが、われわれが評議会決定を認めることができないという立場の最も中心的な点でございす。したが

が、文学部の教官が充足されなかつたことにつきまして、木田大学学術局長は、文学部長が上申しないからだというふうにおっしゃつておられましたが、事実はどうでございすでしょうか。

○松本参考人 先ほど申しました点でございすが、上申されなかつたということは、おそらく学長からそういう上申がなかつた、学長が上申しなかつたという意味ならば、われわれはわかりませんが、文学部としてはしばしば学長に上申方を要請しております。学長は、先ほど申しましたような、四十五年の人事選考基準のつとて選考が行なわれたという文書をつけない限りは受け付けないという態度を改めませんために、文部大臣のほうにその上申方が届かないということでないかと存じます。

○栗田委員 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、長島先生に一言だけ御質問させていただきます。

筑波大学の今度の構想に反対しているのは文学部だけだといふ一般的に考えられておりますけれども、他の学部はどうなつておりますでしょうか。その辺のことを伺わせていただきたいと思ひます。

○長島参考人 お答えします。

私は一年前に教育大学をやめた者なんです、その私のおつた時代、いまはどうなつてゐるかわかりませんが、これは各学部とも少数なんです、その比率は非常に接近してございまして、六、四という比率であると推定されます。いろいろの反対声明とか批判声明とか、あるいは七・二四のビジョンの決定の後にされたいろいろの抗議声明等を分析いたしました、六、四というふうに考えております。

○栗田委員 どうもありがとうございます。

それでは私の質問を終わります。

○田中委員長 山原健二郎君。

○山原委員 どうも御苦労さうです。私は、先ほど木島先生のほうからお尋ねになりました例の副学長問題について伺ひたいのです。

それは福田先生のほうに伺ひわけですが、A氏

という方の名前が出てまいつております。また新聞によりますと文部大臣のほうもA氏はりっぱな方であるということをおっしゃつておられるのが出ておりますが、その真偽のほどは、新聞だけしか見ておりませんから、これはあとでまたお伺ひを文部大臣にしたいと思つておりますが、このA氏という方が出てきた経緯はどういうところにあるのですか。

○福田参考人 どちらのほうか知りませんが、きょう文部大臣もいらして、私そういう話を文部大臣と一度もしたことがございません。

それからA氏が出た経過そのものは、ちょっとこれは必ずしもわかりませんが、先ほど木島先生でございまして、五学部長の会というのがございまして、これは非公式でございすが、そこへ学長がかなり前に、おそらくは去年の十月ぐらいじゃないか、九月か十月か、かなり早い時期に出してあります。それは各委員が――五学部長だけではございせんが、いろいろな候補者を、一人や二人じゃございせん。私の記憶では五、六名ぐらいな、こういう人を検討の対象にしたらいかがでしょうかという形で出てきているということでございます。

それからなお、それについては教育大学の学長が、いろいろな方にも意見を聞いたと思ひます、専門家の。ですが、それは私自身はちょっとよくわかりません。

○山原委員 福田先生が落合教授に対して、A氏と協力をしてほしいということをおっしゃつたというのは、先ほどおっしゃつたわけですね。この協力というのとはどういう意味なんでしょうか。

○福田参考人 その当時、先ほど申し上げましたけれども、医科歯科の希望、これは必ずしも五学部長が一致して推したというものではないようでございますが、それからまたそういうものをきめる際に、委員であつた本学の学長の招集はございせん。ですから出席してないのでもございすので、その辺のいきさつは、それは欠席じやございせん、議長からお呼び出しがなかつた

いうことでございます。そういうところできめましたので、大学側としてはどういきさつで、A氏に対してO氏ですか、なったかちょっとわからないのでございます。

そこで、しかしわれわれとしては、二人の候補が最後のにはかなり出しているんだが、いずれも実際問題として専任にお願いするという立場にございませぬ、そういうポジションもございませぬし……。そこで法案以後の問題ではあるんですが、いろいろなそれまでの準備がございしますので、準備をするのについて、大学側が、先ほど私、大学の自治の立場で申し上げましたけれども、専門的な討議はそこであるとしても、大学が責任をもってやるためには専門家の信頼できる責任のある人に御相談して、こういうのが出てくるが、けっこうでしょうか。一応そういうような手続ぐらいはやりたいということで、そこでそのお二人にそういう相談役になってくれないかということでございまして、そういう以上でも以下でも全然ございません。

○山原委員 A氏というのは、この方はたとえは文部省の創設準備会などに関係のある方ですか。

○福田参考人 私、文部省の立場を説明する立場にはございませぬけれども、常識的にいっていろいろ大学設置のための、あるいは学部をつくるというときに、いろいろ文部省はそのための委員を——どういふ委員か知りませんが、設置の基準を審査するとかこういう案が出ておるが……

○山原委員 創設準備会に關係があるのか……

○福田参考人 創設準備会だつて同じで、創設準備の……

○山原委員 A氏は創設準備会に關係がありますか。

○福田参考人 關係ございませぬ。

○山原委員 全く關係のない個人を、A氏と落合氏とが協力してもらいたい、こういうことを福田先生言われているわけですね。

福田先生の御資格というのは東京教育大学の理学科長さんですね。そして文部省の創設準備会の

委員をしておられるわけでしょう。そのほかに何か委託された御任務というのがおありになるのですか。

○福田参考人 私は評議会のメンバーでございまして大学の評議会について、したがって学長に依頼されたり、そういうことはしばしばございまして、したがって、私が対外的に行動する場合には、学長の依頼が必要でございまして。

それから創設準備会は、私はメンバーでございまして、いまのA氏の云々の依頼の件は、学長の委託を受けて行動していたということはさつきも申し上げました。

○山原委員 この落合教授とA氏——A氏というのは全く無関係な人なんですね。これはたくさんおられる無数の方の中から出てきたお名前だろうと思うのですが、その方に協力してもらいたいなどという権限を福田先生が持つておられる立場におられるわけですか。

○福田参考人 私は、繰り返して申し上げますが、これはほんとうなのは、プライベートな表現でございまして、そのことについては学長の権限を私が委託を受けて行動したと申しておるので、私が理学科長として行動しておるわけではございませぬ。

○山原委員 そうすると、宮島学長のあなたは代理といいますが、この他に關して委託を受けておる、こういうかっこうになるわけですか。それは個人的にお二人の間で成立した委託關係ですか。

○福田参考人 そうではございませぬ。実はこの医学部の問題につきまして、学長が各学部長にも相談いたしましたしどうしようかというこのことにおりに、学長が福田理学科長と相談しながらやれという委託を各学部長さんも了解されて行動しておりました。

○山原委員 それは部長会とかいうものを開いてやるわけですか。

○福田参考人 そのとおりでございまして。部長会で話し合ったことでございまして。ただし、いまの問題はまだそういう評議会の議題にするかどうか

非常に問題なんでございますが、これは別にいまその人事の候補者のような、非常にプレリミナリーな段階だから、まだ評議会の問題ではないだろうということを前提としまして、部長会では、そういう段階なら、いま学長が理学科長と相談してやれという委託を受けたということを申し上げました。

○山原委員 副学長の人事について、そういうような個人的な、しかも、部長会というのがどういう権限を持つているのか私は筑波の問題についてはわかりませぬけれども、部長会などというものは、全く権限を持つておるものじゃないのです。この関係ではないのです。だから、そういう関係が生じているのですから、人事の問題についても、福田理学科長は、もうすでにそういう権限を委任されておる関係になっておるのですか。

○福田参考人 私は大学の自治——先ほどから問題になっておるようですが、私は大学の自治というのには多くは慣行でございまして、すべて自治の問題、非常に重大でございまして。大学側がどういうふうにするかは、大学側がいろいろな慣行をつくりながらやるのがたまたまだと思ひます。その際、これは評議会で決定すべきだろうが、あるいは学部長レベルで話をしろとか、これはたとえば予算等でもいろいろございまして。たとえば評議会できめる場合と、配分についての部長会で予算の委員会をつくつてやる場合とか、いろいろございまして。本学では初めてのケースでございまして。ですから、慣行があるのじゃなくて、実は慣行が一つもないのでございまして。ですからそのつど、学長はどういうふうにこの問題を進めるかということをやつて、これは評議会の議題とすべきであるとかないとかいうようなことをやりながら進んでおるわけでございます。

○山原委員 慣行がないというのはこれはちょっと間違ひでして、「すぐれた伝統と特色をもつ東京教育大学」と、PR資料にはと出ておるわけですね。そういう言われ方をすると、これまた時間がかかりますからそのことは申し上げませぬけれども、すでに東京教育大学においては、副学長をはじめとする人事について、そういうスタッフができておるわけですね。たとえば宮島学長からあなたは委託を受けた形になって、人選その他がすでに内々に行なわれておるといふのが実情ですか。

○福田参考人 全く私の発言を誤解されておると思います。私は医学の、特定の医学の副学長のまいた候補の候補のようなものをどうしてやろうかというに關する件に關してだけでございまして。

○山原委員 医学専門学群の一番重要な副学長の問題については、ではその人選の基礎をつくる意味で、その権限はあなたに委譲されておるといふふうに把握しておられるのですか。

○福田参考人 私が権限を持つておるわけではございませぬ。学長が持つておるのでございまして。私はそのおりに、学長の考えを伝えてくれということ委譲されたということ申し上げたので

○山原委員 こういう経過があるわけですね。私は、人選、人事というのは、まさに公明正大な形で行なわれていくことが必要だと思つてゐるので、ところ、ところが、五医学部長会議における副学長の人選行為があったということは、これは事実。これはもう文書の中に出ておりますから、そういう行為があったということは事実。それに対して、一理学科長であり、しかも、その間学部長から委任を受けたといわれますけれども、そういう人選が個人によつて行なわれているというのが筑波大学の人事構成の姿であらうか、こういう疑問を持つたわけですね。だからそのことをお尋ねして

いるわけですが、そういう個人的な委譲關係でこの人選が行なわれる、あるいは人選の基礎がつくられるというふうに理解してよろしいのですか。

○福田参考人 全く誤解をしてゐると思ひます。先ほどから副学長候補だと申しましたけれども、筑波大学の人事をどうするといふ問題ではございませぬで、筑波大学を誕生させるためのいろいろな主要人事をどういふふう配すると、まさに

いまおっしゃいましたような機構をつくるためのいわば中心人物というのがわれわれの考え方でございます。その人が将来副学長になるかならないかということは、私は別問題だと了解しております。

○山原委員 いまの問題については、先ほど木島委員のほうから落合さんをはじめとして関係者を証人として呼んでいただきたいというお話がありまして、私もそれに賛成をいたしますが、これはやはり筑波大学の最も重要な部分を占める問題でありますから、この事実関係はどうしても明らかにしていただきたい。しかも、文書が宮島学長名で配付されておるわけですね。すでに五医学部長会議における人選については、これをたな上げにするという文書まで出ているわけですから、この辺の経過は、どうしてもこの筑波大学問題を究明する意味において明らかにしてほしいということをお委員長に申し上げておきます。

それから松本先生にお伺いをしたいのですが、文部省のほうでは文学部が学生に教えないという決定をして、これはきわめて不当なやり方だということがしばしば木田大学局長を通じて委員会の席上で言われました。了解できない事項だというような話がありました。その後授業再開の問題も出ているわけですが、この辺の経過について簡単に伺っておきたいのです。

○松本参考人 いま御質問の文学部が授業云々ということは、おそらく昭和四十四年五、六月段階の、つまりいわゆる紛争の末期の段階のことであるかと思いますが、私も、授業をしないというけれども、文学部がそういうような決定をしたことはございません。御承知のようにそのときは、四十四年の二月の末に学長事務取扱が機動隊を導入いたしました。学生の建物封鎖を排除した。その後ロックアウトをしまして、そしてたとえは理学部においては、誓約書を提出した学生のみ入校させるというような事態が続いていたわけでございます。文学部といましては——授業を

行なうというからには、学生が来ようが来まいが、ただ教師が教室に行って講義をすればいいという性格のものではないと、これは授業の根本には、やはり教師と学生との間の信頼関係というものも必要でございます。また、学生が自由に校内に入れるという状況が必要でございます。したがって、文学部は、授業をする前提として、そういう教師と学生との間の信頼関係の回復及び学生が自由に入学できるような状態をつくるべきであるということを主張したことはございます。したがって、文学部はロックアウトが行なわれておりませんほかのキャンパス、たとえば理学部あるいは体育学部というようなキャンパスにおきましては、一般教育を担当している文学部の教官はそこに参りまして授業を行なっておりますし、それからまた文学部の学生に對しても、学外におきまして小クラスでできるものは授業なりゼミなりあるいは卒論指導なりというものを、できる状況の中で極力行なつたわけでございます。決して、授業を拒否したとかいうようなことは毛頭ございません。

○山原委員 いまの点はわかりました。基本組織の問題について四名の先生方に一言ずつ最後に伺いたいのです。いままで学部が基本組織、こうなっておるわけですね。そして学部教授会にいろいろな権限が与えられてきておった、これが今日までの戦後における大学の自治を守る大きな理念になつておったわけですね。ところが、今度筑波大学構想の中で基本組織というのは何かと聞けば、学群である。学群教員会議というものが予想されるわけでございますが、この学群教員会議と今日までの学部教授会、この二つの基本組織にどういう違いがあるか。学群教員会議というものを真に基本組織として認識し得るものであるかどうか、この点について松本先生、そして長島先生、木村先生、福田先生、簡単にけっこうですが、伺っておきたいのです。

○松本参考人 筑波新大学の基本組織でございます。行なうというからには、学生が来ようが来まいが、ただ教師が教室に行って講義をすればいいという性格のものではないと、これは授業の根本には、やはり教師と学生との間の信頼関係というものも必要でございます。また、学生が自由に校内に入れるという状況が必要でございます。したがって、文学部は、授業をする前提として、そういう教師と学生との間の信頼関係の回復及び学生が自由に入学できるような状態をつくるべきであるということを主張したことはございます。したがって、文学部はロックアウトが行なわれておりませんほかのキャンパス、たとえば理学部あるいは体育学部というようなキャンパスにおきましては、一般教育を担当している文学部の教官はそこに参りまして授業を行なっておりますし、それからまた文学部の学生に對しても、学外におきまして小クラスでできるものは授業なりゼミなりあるいは卒論指導なりというものを、できる状況の中で極力行なつたわけでございます。決して、授業を拒否したとかいうようなことは毛頭ございません。

すね。私は学系、学群という形で研究と教育が分離されるという組織に對しましては反対の見解を持っております。今度の基本組織によりまして、結局は教師が、従来の考えでいいますと、いわば非常勤講師的な形で、ただ教室においてのみ学生と接するといふような状況、その危険性が強いというふうに思いますし、本来大学というところは、研究と教育というものは不可分のものではないかと、これは組織としてもそういうものを分けるということについては私は反対でございます。

○木村参考人 私は、いまの御質問の趣旨によりまして、いままでの学部教授会というものと、それから学群あるいは学系、新しく立てましたものとは非常に違っているんだと思います。したがって、従来の学部別というようなものが学群でイコールであるとは思っておりません。特にその中で、人事面でいへばはなはだ違っているところがある。それから教育と研究というところについて申しますと、教育と研究というものはもちろん一体であるべきであるけれども、組織としてどういふふうな組織を持つかという点で、学系に所属しながら学群であるという構想を出したわけですが、しかしながら、確かに言われるような、教育をする場合にほんとうにそこへ定着して教育ができるかという問題になると、いろいろと新しくやってみたいとわかってきません。したがって、先ほどからたびたび私は言っておりますように、こういうことはやってみなければわからないのであるから、まだ一般化する前にわれわれ自身が実験してみたいのだということを申し上げて、従来の大学の長い慣行の上に立っているものを改めます場合には、いろいろと問題点があるから、その点は十分客観的にたえ得るよう批判し、訂正し、われわれはそれを訂正されるのを受け入れるのによぶさかではないという、そういう立場であります。

○福田参考人 はば木村先生のおっしゃっていることと私は同じでございます。ですから、おそ

く今度の法案、私は法律上の問題はよくわかりませんが、教育大学がいろいろ試行錯誤をある程度までしながら、固まった段階でいところはまた採用していくというところは起こるだろうと思います。それから、そのために、大学側が自主的に初めやり出したが、この点はまずいということをやめられるような柔軟性をひとつぜひ文部省のほうでも持っていたいただきたい、また持っているものと私は確信しております。

それからなお簡単に、学群、学系への転換は単に組織論という面もありませんけれども、従来の大学はいい面もありませんけれども、例をあげますと、必ずしも正確な比喩ではございませんが、かつての徳川時代の封建的な体制、つまり藩を中心にして、すべてのものがそこに集中している。それで、日本国がその意味ではばらばらになっている。いまの学部というものはそういうものに非常に近い。その間の交流がきわめて薄い。われわれは、新しい大学は情報、縦の関係はもちろんござい、教えると教えられる。しかし同時に、大学全体が風通しよく、しかも社会に對しても風通しよくなるような横の、一つの大きな流れをつくりたい。それが根本的な理念でございます。これはいろいろと書いてござい、それを可能にするような組織が、そういう意味で、廃藩置県によって、藩主のかわりに知事ができただけじゃないかという以上に、日本には各種の情報が、政治、経済、人的文化、すべての情報が日本全体に流れて、藩の人間から日本へという大きな転換がなされて、それが日本の発展とつながっている。私は思うのであります。いままでは私は理物理学部量子力学講座担当の教授であるという、そういう線が非常に強いのですが、すぐにはいかならないと思いますが、やがては教育大学あるいは日本の大学の教授なんだという形で、情報がだんだん各大学間にも、あるいは国際的にも流れていく。こういうことは、廃藩置県によって一どきに全部の現代が生まれないうと同じように、学群、学系組織、いろいろな試練を経ながら大学にいろ

いゝな、特に最も根本的なものは学術情報でございますが、そういうものが流れるような大学へだんだんと進化させる、その出発点をつくつてみようという事で、初期の段階でそれほど大きな変革は私は期待しておられないし、また危険だと思っております。

○山原委員 最後に長島先生に伺いたいのですが、この筑波大学構想に参画され、また文部省にも非常に協力されてきた方の言によれば、筑波大学構想というのは、いわば芸者の置屋が学系である、そして待合が学群である、そしてその間に調整をしていく管理機構が実は核であるという。私はそういう戲作的なことをやばったく非難するつもりはありませんが、まさにそういう感覚があるんじゃないかという感じを持っています。だから、ほんとうに学群において、教育の面において、ただ出向していくというような形ではなくして、教授と学生の真に魂の触れ合いといえますか、そういうことがなければならぬと思うのですけれども、そういう論までなされるような今日の現状の中で、この問題について長島先生の見解を伺っておきたいのです。

○長島参考人 申し上げます。

私も学群、学系を分けて、そして一方の教官は教育に専念し、一方の教官は研究に専念するという、そういうやり方ですね、これは絶対反対です。教育大学の若い教官の中には、非常に有能な教官があるわけですが、紛争中等に学生が話し合いを求めてくる、あるいは問題をひっつけてくる。そうしますとこういうことを言うのですね。自分は教育者じゃないんだ。研究者なんだ。であるから話し合いをする必要はないんだ。こういう若き——実は私の後輩なんですけれども、そういうことを言うのですね。これは学問をやっていることによつて人間が分裂していることになりすね。そういう意味で、むしろ研究者であつて、学生が提起してくる問題の中から、たとえばわれわれのような心理学という学問——私は心理学の専攻なんですけれども、そこに学問の目が開けて

いくわけですね。学生にフィードバックすることになる。そういう意味で、系と群に分けるといふのは非常に能率本位の、人間形成の観点を、あるいはほんとうの学問の発展から目をそらした体制である、こういうふうと考えております。

○山原委員 終わります。どうもありがとうございます。

○田中委員長 高橋繁君。

○高橋(繁)委員 本日、お忙しいところを参考人の方々がとうございました。

私、公明党を代表しまして若干質問をしたいと思います。

東京教育大学の筑波新大学の創設準備室の室長の選考につきまして福田参考人にお聞きいたしましたのですが、どのような経過でなされましたか、お願いいたします。

○福田参考人 私は評議員でございますして、評議会の過程を申し上げます。

評議会で室員の問題あるいは室長の問題が出ましたのは、先ほど木村先生の御説明にもございましたが、大体夏ぐらいまで、さらに具体的な案を煮詰めるのに時間がかかりまして九月ごろになりました。——これは五月三十日付で文部省令が出まして、筑波創設準備室を置く。たしか五月三十日だったと思いますが、ですが、学内のほうはむしろそういう具体案を練るのに非常に忙殺されておりましたことが第一。それから第二は、開設委員会というのが広範な専門委員会を持っておりまして、多くの仕事ができるし、また準備室が大きき活動しなければいかにどの段階にまだ来ていなかったために、その二つの理由で、たしか評議会で問題になりましたのは九月の評議会だと思えます。

そこで、それについての室の人事につきまして、手続きを、まず準備室の任務だとか、それから組織だとか、それから選考の経過だとか手続とか、そういうものをきまして、そこできめ方といたしましては、普通の学内の共通人事、これはたとえば図書館長とか学生部長というようなのが評議

会のいわば権限下にある人事でございますが、それとはほ同じような形で選考するということになりました、人事のこまかい点は省略いたしますけれども、そこで評議会内に小委員会ができて、小委員会にいろいろな候補者を各委員が各学部の意向を踏まえて提出する。そこで投票によって決する。投票の手続も、普通の、先ほど申し上げましたような図書館長あるいは学生部長の場合に準ずる。ただし、問題になりましたのは、現在、中にいる方はいいわけですが、もしそうでない方を持つてこようという場合にはいろいろの問題がございます。一つは定年制の問題がございます。それから、その室員の人事に限りて定年制をはずすべきだという意見が——その意見も評議会全員一致でございます。いまの案も全員一致でございます。それからさらに、持ってきた場合に、大学——これは大学教授になりますので、大学教授の選考がございまして、それは関連部局で審議していただく、教授としての適格性は、関連部局で審議していただくということになりました。

そこで、現在の室長につきましては、さらに別な候補も出まして、それで小委員会で練りましたところ、最終的には一人にしばれまして、評議会の満票——これは文学部は参加しておりませんが、それ以外の全部の部長の満票によりまして選出されたのが現在の室長でございます。

〔委員長退席、森喜委員長代理着席〕

ただし、この方はすでに——理学部の教授でございます、いましたけれども、定年になっておりますので、その教授適格については理学部教授会にまかせられて、私は理学部の教授会の議長としてこれをはかりまして、正規の手続によつて教授の適格性が判断されるということで発令されたわけでございます。

○高橋(繁)委員 いま福田参考人から聞いておりますと、きわめて民主的に選出をされているようでありまして、このことについて教育大学の文学部教授会ですか——抗議をされておるようでありまして——から見ますと、室長の人選については

かなりの問題があったのではないかと、こう思うわけですが。この点について松本参考人から説明をお願いしたいと思ひます。

○松本参考人 いまお尋ねの室長の問題でございますが、これは新大学に関するところでございまして、文学部は、先ほど来申し上げておりますような立場から、その評議会には参加いたしておりません。しかし、教育大学の内部の教官の人事に関する問題でございますので、これはそのほかの教官の人事にも関連するところがございまして、文部省としてきわめてこの問題を重要なものと考えたわけでございます。

〔森喜委員長代理退席、委員長着席〕

特に文学部が問題といたしましたのは、室長及び室員の任用についての規定でございますが、これは文書によりまして、昭和四十七年十月十一日の評議会決定ということになっておりますが、そこでは「室長及び教員たる専任の室員の任用にあつては、評議会の議に基づき学長が選考するものとする。ただし、教員としての資格の認定については、関係部局教授会にはかるものとする。」というところが第一項にうたわれているわけでございます。御承知のように、教員の選考というのは、教育公務員特例法によりまして「教授会の議に基づき学長」ということが規定されているわけでございますが、こゝでは「評議会の議に基づき学長」ということになっておりまして、教授会との関係においては「はかるものとする。」という単なる諮問にとられる表現があるわけでございます。これは大学の教員の選考の手続としてきわめて重大な問題を含んでいるものである。私はこれは教育公務員特例法の規定に違反するのではないであらうかというふうに考えている次第でございます。文学部もそういう立場から抗議書を提出したわけでございます。

○高橋(繁)委員 福田参考人がお帰りになるようでありまして、その前に自民、民社で質問したいという申し出がありましたので、ちょっとあとで以下の問題はお尋ねいたします。

○田中委員長 塩崎潤君。

○塩崎委員 参考人の皆さん御苦勞さまでございます。福田参考人が早目に退席されますので、私、与えられた時間内で若干の御質問を申し上げたいでございます。

まず第一は、ただいま証人喚問までというようなお話ございましたが、昨日の東京タイムズの筑波大入試の問題でございました。私は、いま福田先生が自分の本意でないことがあらわれているというふうに言われましたので安心したわけでございます。そしてまた奥野大臣も、私の質問に對しまして、たびたび、大学の人事について権力を持つ文部省に拒否権はないということを答えられたわけでございます。このような新聞記事が出る理由が私はどうもよくわからないのです。そして、その背景に何かありはしないかというふうに勘ぐるわけでございます。

そこでひとつお伺いしたいのは、こんなようなことがおありになったかどうか、昭和四十四年の二月八日に、移転賛成派でございましてところの福田先生をはじめ理学部の他の二人の先生が、若溪会館で食事中に、突然、文自闘というのですか、学生のレストランの連中に乱入されて拉致されて拘禁されて、確認書に署名することを強要された、こういった事実があったかどうか、お答え願いたいです。

○福田参考人 全くそのとおりでございます。

○塩崎委員 しかも、私はその経過をよく知りませんからまたお答え願いたいです。市民として食事をとっておる私人を、学生の多数で暴力で拉致して拘禁することは、どうも刑法上の問題にも該当するというような意見もあるようでございますが、しかも、伺ってみると、氏名それから風貌まで確認されておった学生が、いろいろと先生方も気がおかれたと思うのですが、そのような確認をされながら、文学部教授会ではこれに對して処分が行なわれなかった、こんなような事実があるかどうか、その間の経緯をちょっとお話し願いたいと思います。

○福田参考人 私は、非常に重大視しまして、とにかく私ちょうど病氣中で、それを押して若溪でちょっと理学部の教授団と相談をしていたのです。それを強引に連れていったのですから、たしかにその次に直ちに私は告訴をいたしました。そうして何人かはすべて、執行猶予がついたかどうかよくわかりませんけれども、刑法で裁判になつて、私は証人にも出ました。だから、この問題は、すべて刑法上の問題は処理ができております。ただ、たいへん遺憾なのは、大学の評議会に私はその事実をすぐ伝えまして、とんでもないと言うけれども、一度も——文学部は、補導は教授会の責任だと言つて大学の本館封鎖を放任しておき、しかも、この事件に對して、われわれ三教授に對する何らの陳謝も何もないわけです。それからその関係した学生が処分されたかどうか——ほかの悪いことをすいぶんしておりますから、処分は何人かしたようですが、これに關して処分をされたというところは私は聞いておりません。あるいはされたかもしれませんが、少なくとも、われわれが知るのには評議会を通じて以外にはございません。私は陳謝もされていなければ、これに關して処分をしたということも聞いておりません。

○塩崎委員 いろいろこのような行動に對しまして、これまた私は当時まだ代議士に出ておりませんので経過をよく知りませんが、四十三年十月八日の読売新聞では、「学生と一種の共闘をしていた文学部教授会」というような新聞記事が出たようでございますが、このような新聞記事、あるいは世評と申しますか、これらについて、文学部ではないところの他の大学の教育大学の先生方などのように考えられておったか、当時の事情をちょっとお話し願いたいです。

○福田参考人 われわれは実際に、文学部の教授団が学生と共闘するということが現実に使われたかどうか、それはちょっと記憶にございません。ただ、先ほど授業の問題で質問がございましたが、ここにちゃんとした資料がございまして、文学部のほうでは入江宣言というのがございます。そして文学部教授会、入江宣言を行なった文学部長を信任しております。この文章によりまして、「ロックアウト下においては文学部学生に對する授業は行なわれない。ロックアウト解除が実現したときも、文自闘との合意なしには授業を再開しない。」こういうことを事実上決定しております。つまり文自闘との合意なしにはやらないというやうなことを言つておりました。

それで、学長、評議会の勧告をしばしば行ないましたけれども、これを無視したし、それからもう一つもっと重大なのは、大学院の入試問題にかつてに——これは入試問題というのは大学の行事でございます。全部評議会の問題になります。かつてに大学院の入試を中止、延期した、そういうことがございます。

それから、教育大学の封鎖が始まったのは本館で、いまのこのたいへん大事にしておる、つまり文自闘との合意がなかつたら授業を行なわないという、大事にしているこの集団が、最初に本館を武力で封鎖したわけでございます。それに対して昭和四十四年の八月でございまして、封鎖解除の対策の委員会を評議会が決定いたしました。文学部は最初評議会では賛成していたのです。しかし、結成されるとこれに加わらないとまた声明を出しまして、そして私は、その中に入つて有効な説得をしたというのを聞いておりません。文学部長なりその責任者が、その封鎖の中に入つていって、解除を説得したというのを聞いておりません。それからまた当然そういうものについてきちんとした処分をしたことについても聞いておりません。

したがって、われわれは、こういう文書が幾つもございますが、われわれの判断は共闘をしていたのではなからうか、つまり文学部の本館封鎖解除は、大学は一生懸命でやろうというのに、おれのは知らぬ、学生補導責任はおれのほうにあるのだから、あれはうちの文学部の学生がやっていることだから要らぬことを言うなというやうな内容のことで拒否してしまつたわけです。では、

その封鎖を解除したかという、封鎖は解除しない。そのうちに大学はもう非常に混乱いたします。本館封鎖でございまして、そのうちにだんだんと他学部にも封鎖が広がっていく、あるいはそういうことを歓迎しておつたのではないかと、ううにわれわれは感じております。これは事実の確認は非常にむづかしいでございます。

○塩崎委員 先ほど松本先生は、文学部の先生方はストライキ決行のさなかでも、他の学部には、教養学科のない教育大でございまして、たいへん御努力して講義に行つたというやうなお話ございました。私もそのような御努力は払われたとは思ふのです。しかし、どうもいろいろの記事、たとえばことしの四月出ました文芸春秋の「通俗筑波大学三同志」という読みものを讀みますと、たいへんこの間の事情について松本先生のおつしやつたこととは違つたやうな印象を与えるやうな記事になつておるわけでございます。この記事は、教育大学の文学部の小西基一教授と堂々と銘打つて出ておるだけに、私はどちらが正しいかはよくわかりませんけれども、他の学部から見られまして、文学部の先生方のそのときにおける教育活動はどうであつたか。これは先生方を非難する意味ではありません。つまりそのときにおける雰囲気、そしてまた全学的な意思決定がどういうふうに行なわれたかを示す一つの雰囲気だから伺つておるわけでございますが、理学部の先生でございました福田先生からその間の事情をお話し願いたいと思ふのです。

○福田参考人 私は、その小西先生の文章自身は読んでおりませんので内容のことはちょっとわかりませんが、もうちょっと具体的にしたいだけでございます。塩崎委員、こんなことが書いてありますが、ともかくも教育大学では、他の学部もロックアウト中は授業はしないのだ、こういうやうなことの決議が行なわれているにもかかわらず、他の学部で授業を行なうのはけしからぬというやうなこと

で、たいへんなつるし上げを食らったというよう
なことが書いてあるわけでございます。

○福田参考人 お答え申し上げます。

それはここにも出ております。文学部関係の教
授会が出された資料の中に出ておりますが、文学
部の当時三十八人の先生方が、授業を行なわな
いというのとは大学教授の自分を放棄するものであ
る。それで、それまで文学部の教授会の中の意見
は分かれておりましたけれども、文学部教授会と
しては一体だったでございます。その先生方が
授業は行なえぬということになると、いままでの
ような教授会のワックに縛られることはできない、
つまり、これはもう教授としての任務を放棄する
ものである、そういうことで声明を出されました、
授業参加を声明するわけです。それが文学部教授
会が分裂したきっかけでございます。

そのときに文学部教授会は、そんな授業は正規
じゃないのだといって認めないという教授会決定
をしております。これはたいへん重大問題だと思
います。つまり自分たちが授業を放棄しながら、
授業参加した教授のやった単位は認めないのだと
いうことを教授会で決定しております。

○塩崎委員 そこで、委員長にお願いしたいので
ございますが、先ほど木島委員から清水教授、落
合教授等についての証人喚問の御要求があったわ
けでございます。山原委員も御賛成になったので
ございますが、私はいま述べておりますように、
この東京タイムズの記事が出る背景はたいへん根
深い問題がある。単に私は清水先生あるいは落合
先生を呼んだだけで片づく問題ではないと思う。
確認されながら処分を受けなかった学生とか、あ
るいは文学部の当時のあり方とか、いろいろ問題
があるわけでございます。これは私は慎重に取
り扱っていただきたいと思うのでございます。ペ
テランである委員長でございますから、その点十
分心得ていただけたらと思うのですけれども、非常
に背景が深いことをいま浮き彫りにしたつもりで
ございますので、ひととせひとと委員長にお願い
申し上げる次第でございます。

そこで、もう一問だけひとつ、退席されますの
で福田先生にお答え願いたいのでございますが、
いわゆる朝永原則でございます。先ほど朝永原則
が東京教育大学にはブリーベルしておいて、これ
によって人事が行なわれておったのであるがとい
うようなお話がございました。しかし、いろいろ
と調べてみると、この意思表示というものは昭和
三十七年八月二十七日の「大学の管理運営につ
いて」という正式の意思決定の中には触れられて
いない、評議会の決定としてはないということが
いわれるわけでございますが、これらの朝永原則に
ついて福田先生の当時の評価あるいはそのときの
慣行についての考え方はいかがであったか、それ
だけひとつ最後に伺いたいと思います。

○福田参考人 申し上げます。

朝永原則につきましては評議会で長い間検討い
たしまして、評議会の結論がすてに出ております。
そしてその当時参加した方々の意見も参考にしな
がら結論が出ております。

朝永原則というのはもちろん評議会の決定では
ないということなんでございます。それはなぜな
いかと申しますと、国大協が当時教授会、評議会
の関係いろいろごたごたしているもので、少しこの
際正確に、必要なならば法改正も文部省のほうに勧
告するというようなことがございまして、国大協
の会に朝永学長が、国立大学の学長会ですから、
そこでどういふ意見を言おうかということ、そ
こでその意見をまとめたのを、これは評議会議長
でもございまして、こういうことを教育大学とし
ては意見を言おうということ、それでは国大
協へ出す意見としてまとめたのが朝永さんの
ですからこれは原則なんということばどこにも
ありません。これは学生や何かかかってにつくり
上げたことで、どこにもございせん。したがっ
て、これは教育大学の管理運営についてでしたら
評議会決定になります。しかしそういうことでは
なくて、国大協へ——これは教育大学のそれに関
する評議会のその後の決定がございまして、これは
朝永学長が国大協において教育大学学長としての

意見を述べる際に、評議会の意見はどうだ、こう
いう方向で改革を考えてはどうだろうかというよ
うなことについてのことでございまして、これは
本学では評議会が文学部以外のすべての学部の賛
成のもとに確認されております。それが一点。

それからこれに関連しまして、非常に重要で
から……。教官人事の問題がございまして、これ
は必要なときには教授法を出したり評議会を出し
たりする、必要なときはかかってなことをすると申
しますけれども、これは教育公務員特例法によ
りまして、教官選考は学部教授会、ただし教官選考
は教官選考基準によって行なうということになっ
ております。教官選考基準は評議会の仕事である
ことは、はっきりと教官選考基準の問題は大学
自治の内部の問題でございまして、文部省では
ございせん。そこで、教育大学は、その基準がい
いか悪いかは、皆さんの御意見を伺うことはけっ
こうです。私も必要ならば幾らでも意見を述べま
す。ただしそれは先ほど朝永原則云々と申しま
す。われわれは移転に反対だから承認しないとい
か——承認した人も幾らもおります。移転に反対
の人で名誉教授になった人も……。全くひん曲げ
ておりますので、朝永原則とからんでおりますか
ら、関連してお答え申し上げます。

○塩崎委員 私に与えられた時間は終わりました
ので、これで私は終わります。ありがとうございます。

○田中委員長 受田新吉君。

○受田委員 四先生、御苦勞さまでございました。
きょうは、文部大臣、局長御一緒の席で国立大学
の先生方が参考意見を述べられるということは、
ちょっと私から見ると、非常に厳肅ではあるけれ
ども、たいへん奇妙な——と言つては失礼でござ
います。特別の状態であると思ひます。

そこで、一言だけ……。東京教育大学は、戦前
の日本の教育をささえた人材を育成されたところ
でありまして、その名のとおりに、教育を大切にす
る大学であるとわれわれも考えてまいりました。

そこで、教育を担当しておられる先生方が、今度
東京教育大学が筑波大学に変わることに一つの
一つの夢もお持ちでしようし、またそれに対して
きびしい反対の気持ちの方もあるという中で、私
すかつとお尋ねしたいことがあります。

それは、これは賛否両方の立場からですが、福
田先生は賛成されるお立場であると思ひますの
で、一足先に帰りというところでございまして
伺ひますが、新しい構想の中に、副学長制度なる
ものが新しくできる。その選出方法は一応学長の
立場、評議会の意見を聞く、わかります。けれど
も、教授のようなきびしい条件のない副学長で
ございまして、学長とか副学長とかいう方々の立
場は、文部省の古い官僚の方を退任まぎわに急に
副学長に、学長の意向を確かめないで文部省が押
し売りをするというふうな状態が起る危険はな
いか。しかも、五人も副学長を置かれるというの
でございまして、文部省の古い役人の方々のう
ば捨て山にはかつこうのポストがここにできると
いうことにもなるわけで、局長がいまにっころ
笑つておられるような状態が発生するのではない
か。教授の中から人材を発掘して副学長にする
というのが私は本筋だと思ひますけれども、そう
いう問題はどうか。

それから、副学長は五人も要るのか。私は、学
長の補佐役としては、一人か二人か、精一ぱい三
人程度で、五つの部門を兼ねても学長補佐とい
う立場でやるべきものではないかと思ひますの
で、新しい独立した機関のような印象を与える副
学長であつていいかどうか。

それから、もう一つ御一緒に聞きます。
全学一体の開かれた大学という構想、それをど
う見ておられるか。そのためにはやはり大学の構
成員である学生というものを無視できないんだ、
大学の教授、職員、学生一体となつて、父兄も地
域社会の人も、みんなが盛り上がつて立ち上がる
という夢が、まじめな意味で筑波大学を考えてい
こうとされる側の方々、もう一つは、制度的にこ
ういうものを持つてはならぬ、封建的な管理体制

が強化されるという意味で、そのほうでまた真剣に考える方々、立場はいろいろあるんですけども、筑波大学構想を実現するためにすなおにこれを受けとめておられるという賛成側の福田先生としては、全学一体の構想の上において、学生の地位をどう見ていくべきか。特に、学生の組織機関としての協議会のようなものを、何かの形で持つてあげる、しかも、それは法的基礎が一応あるような形にしてあげて、暴力でも学校封鎖をするというような、古いタイプの偏向学生がもしあったとしたならば、それに対して制約をするためには、学生ほとんど全員が参加できるようにかつこうで代表者を選ぶ、そういう方法をとればいいし、また無記名で投票するということになるならば、圧力もないわけでございますから、学生の代表者が教育課程その他に、大学の管理運営にもタッチできる、また一方、学長選挙に少数の学生代表がタッチできるような形で、真剣に学生が大学の繁栄に貢献できるようにする意味の学生協議会、こういうものがあつてしかるべきではないかと私は思うのですが、それだけお答えを願つて質問を終わります。

○福田参考人 受田先生の御質問に私の意見を申し述べたいと思います。

第一点の副学長の問題でございますが、二つの御質問があつたと思うのでございます。

一つは、副学長が何か文部省関係の人材を送り込むのに利用されぬかということについては、われわれは少なくとも、全く想像もしていないし、好ましいこととは思っておりません。この副学長は、やはり大学のみなが受け入れられるような、つまり学長さんや何かを選ぶような、そういう姿勢をとるべきだと思っております。ただし、学長の補佐でございますので、学長と右と左を向くような、方向が違つていたんじゃないかと、学長の補佐的な機関であるという受田先生の考え方は、全くそのとおりでございます。したがって、学長とはほとんど同じようなレベルでしか考えておりません。

ただ、学長さんの場合に、必ずしも教授が一番いいとは限っておりませんが、ある大学ではそうでない方もある。しかし大学が受け入れられるという意味で選んでおられますので、ほとんどの場合教授団になるとは思いますが、そこまで制限する必要はないのではないかといいことでございます。

それが一つの答えでございます。文部省もそういう意見を全然言われたことはないし、その点についてはわれわれと全く同意見だということを示上げておきます。

それから、数の問題でございます。これは、われわれ管理体制の強化ということばをほとんど使っておりません。管理の機能の強化ということばは使っておりません。私、先ほど申し上げましたように、いままでは学部分立でございますから、学部長といういわば領土がずっとありまして、これらの連合体というか、利益代表の集団で大学は運営されているわけですが、今度はそれを一本化していこうとしますと、そういう多くの機能が出てまいります。ですから、機能を分担しなければとても、おそらく完成しますと教員、学生で一万五千以上になると思われますが、それをたつた学長さん一人で——われわれが考えておりますのは、大部分は調整機能なんぞでございます。ですから、そういう機能を考えたときには、われわれも初め小さな大学を考えていたので、初期の段階では、昭和四十三年から四十四年にかけては三人くらいでいいんじゃないか。いや、そのうち医学部ができる、工学系も入れなければいけません、それから開かれた大学としての機能を大きくしろというようないろいろなことがございましたので、やはり五人くらいが必要じゃないかということになったのでございます。それで、これは機能強化でございまして、一番大きな役割りは全学的な調整機能だと思ひます。

それから学生協議会の問題がございしますが、いまのわれわれ大学側のほぼ一致した批判は、いまの学生自治会というのは学生の意思がほとんど尊

重されていない。実際は、一握りのきわめて過激なものはきわめて政治的な集団が握つてしまつていて、大部分の学生の意思が踏みにじられていて、という判断を持っている方が非常に多いと思ひます。私もそう考えておる一人でございします。実際は、いま受田先生がおっしゃつたようなことが理想なんぞでございますけれども、あまりにも学生、教官の間に非常に不信感が依然として——不信感といひますか、不安感というのが相互にあります。いま先生のおっしゃるような積極的な意見から、もっと極端に、もう困つたというように、大学の意見で申し上げますと、非常に連綿分布をしております。私なんか、あるいは最近いろいろ学部での審議から出てきておりますのは、大学の中で共通にだれも文句なく言えるのは、大学会館みたいなものを中心に、大学コミュニティー、アカデミックライフのセンターにしよう、ここで教官、学生、地域社会の人、家族も、そういうような交流の場をつくり上げて、大学にふさわしいようなコミュニティー形成の中心にしようじゃないか。

そうすれば、必然的にいろいろな不満が、学生の不満、あるいは職員の不満、教員から学生に言いにくいことが、こういう場のほうが全くこれは対等ですから、教わるかと教えるとか、点数とかないのでございます。こういうところで先生のおっしゃっているような学生協議会的なものを——これならもう教官も学生も地域社会も対等に加われるんじゃないか。そういうことでいま構想しておる途中でございまして、それからステップ・バイ・ステップに考えていかないと、どきどきやつてもはたしてうまくいくかどうか。だから、まずそういうアカデミックな活動をする大学会館をつくつて、そういうものを中心に、対等の形で参加しながら徐々に拡大していったらどうかというのが大体大勢のようでございますが、なお御意見がございましたら、大学側でも大いに検討してみたいと思ひます。

○受田委員 それでは終わります。

○田中委員長 高橋君。

○高橋(繁)委員 先ほど福田参考人から嶋崎委員の質問に答えまして、種々説明がありました。が、当時からよく承知をされておる、文学部に籍を置く松本参考人から、そのことについてもう一度説明を願ひたいと思ひます。

○松本参考人 お答えいたします。

一つは、文学部の学生補導という点について先ほどお話がございましたが、文学部は、学生が本館を封鎖いたしましたときに、すぐその翌日学生に對しまして、こういう行為に對して嚴重な注意を促し、即座に封鎖を解くべきであるということを学生に伝え、それからまた学生委員長あるいは学生委員というものを通して学生と接觸し、絶えず補導を続けておりまして、補導の責任を果たしていないということは、私といたしましては全く受け入れられないとおこぼと思ひます。

それからまた、本館封鎖対策本部に對して文学部が反對をしたということでございますが、これは、学生がそういう行為に出たときに本館封鎖対策本部というふうなものをつくる、これは行政機関としては、あるいはそういうふうないろいろな事態に對策本部をつくるということは必要かもしれませんが、大学というところでそういう本部というふうな組織をつくるのが大事なのではなくして、学生と話し合つて、そうしてその間に一つの信頼関係を回復し、そして学生のそういう行為を中止させるということが教育の場である大学の本来のあり方である。したがって、文学部はその過程の中で絶えず、これは移転問題が契機でございしますから、学長あるいは評議會が学生と接觸し、そうして大学側の意向を少なくとも説明すべきであるということを中心として、たとえば全学集会であるとか、そういうようなことをたびたび提案し、そしてそれは理学部を除く各学部においては支持され、あと理学部さえ賛成すれば全学集会が持たれるというところまで行つたわけでございますが、理学部がこれに反對をいたしましたために、本学におきましては、そういう大学の最高の責任者が学生と接觸するという機会を全く持

たないというたいへん不幸な状況で、結果的には、最後に機動隊を導入するという形で解決し、その後の大学執行部と学生との間のきわめて根深い不信感のもとになっているわけでございます。

教育の場である大学のあり方からいたしまして、文学部はまさにそういう観点から学生と絶えず接触し、それからまた教育学部につきましては、先ほど長島先生からも学部単位で行なったということがございましたが、文学部でも学部単位におきまして、あるいは教室単位、いろいろなレベルにおきまして学生と接触し、学生の補導につとめたわけでございます。補導の責任を放棄したというようなことは全然ございません。

それから、いわゆる朝永原則につきましては先ほど福田教授からの御発言がございましたが、これはたいへんな誤解でございまして、私は先ほど朝永原則が三十七年の六月二十一日ということをおし上げました。確かにその後、つまり二カ月後の八月に評議会が再び「大学の管理運営について」という事項についての決定がございまして、ここでは対外的に発表するという立場から、きわめて簡潔な表現での決定になっているわけでございます。

しかし、この原案をつくりました大学制度研究委員会というのがございまして、そこではこの八月の評議会の決定も、その以前の六月のいわゆる朝永原則といわれているものも、これは修正ではなくして単なるパラフレーズであるということを確認し、それがその委員会の議事録にも載っているわけでございます。いわばその証拠といえますが、その裏づけといたしましては、その同じ八月の評議会におきまして国立大学協会会長あてに諮問されております大学の管理運営について、学長が評議会の決定に基づいて回答を出しているわけでございますが、その場合に評議会の地位及び権限という事項がございまして、その事項について国立大学協会のほうからは、単に「全学的な機関であって」と、評議会は全学的な機関であるという表現しかございませんでしたが、それに対して

「各部局の意思を反映させつつ、全学的な意思を形成する機関である」というふうに、わざわざ訂正するように国立大学協会に学長の名前で申し入れているわけでございます。これは八月二十七日の評議会が決定した線に沿ってそういう訂正を学長が国立大学協会に申し入れているわけでございます。

したがって、その後この移転問題をめぐりまして評議会と文学部とがいろいろとその間に意思の疎通を欠くときがあったわけでございますが、具体的には昭和四十一年の十一月に、やはり評議会と文学部教授会とがその点につきまして意見の対立を来たして、当時の学長の評議会における議事運営について問題が起こったことがあったわけでございますが、その際に、その結論といたしまして、当時の学長が文学部教授会あてに次のような回答を寄せているわけでございます。これは昭和四十一年十一月九日付の当時の学長の文学部教授会あての回答でございまして、その中では「私は、これまで評議会の議長として昭和三十三年六月二十一日評議会決定「大学の管理運営について」、これは先ほど来申し上げておりますいわゆる朝永原則といわれるものですが、「の精神に則り、民主的な運営に努力して参ったつもりであり、民意的な運営として各部局の意見を尊重し、その調整に一層留意したいと思っております。」という文書を文学部教授会に寄せているわけでございます。

ここでも明記されておりますように、昭和三十三年六月二十一日の評議会決定というものは本学の、つまり教育大学の評議会運営における根本原則としてこれまでは尊重されてきたわけでございますし、その後も尊重するということを学長は、そのときに文学部に対して反省の意味を含めて表現をしているわけでございます。したがって、いわゆる朝永原則というものが、先ほど福田教授が言われましたように、東京教育大学の運営の原則ではないという御発言は、私はこれは全く根拠のないものであるというふうに存じます。

○高橋(繁)委員 朝永原則と評議会との関係についてお尋ねしようと思いましたが、お答えがありましたので……

東京教育大学における筑波大学創設調査会並びに準備会ですか、東京教育大学のいろいろな組織の面についても教育大学の自主性というものが反映をされていないというように私は理解をしているわけですが、その辺について、もう一度松本参考人からお答えをお願いしたいと思っております。

○松本参考人 組織の面で私が一番感じますことは、いま申し上げました学部教授会を中心とした大学の管理運営という、これは御承知のように東京教育大学に限らず、日本の大学における基本的な管理運営のあり方であり、非常に長い歴史を持ったものでございますが、そういう教授会という研究教育の基本的組織というものが、この筑波新大学の構想におきましては解体させられているというところが、私は最も違っている点である。特に教官人事に関する選考の権限であるとか、あるいは研究、教育において、あるいは学生補導において、現在持っております主體的な責任ないし権限というものがすべて機能的に分化し、そうして学内の研究、教育に直接携わっている——御承知のように、大学はいわば専門領域の専門研究者の集団でございまして、そういう高度の研究教育を行なう機関としての、組織としての大学におきましては、それぞれの研究分野、教育分野における教官の意思というものが集約されて大学の運営に反映されなければならない、そういういわば下から積み上げて大学の運営が行なわれる、大学の意思というものが形成されるという構成こそが、大学のあるべき方向であらうと私は思います。さらにそれは、教授会のみならず、学生あるいは教職員というようなものの意見も大学の運営の中に反映する、そういう方向でこそ新しい大学の方向というものを考えるべきであらうというふうに私は考えますが、今回のこの筑波大学構想におきましては、いわば方向が全く逆になっておる。先ほ

ど福田教授は版籍奉還ということをおっしゃいましたが、まさに明治憲法的な一君万民の構成というものを今回とおる。すべての権限が学長及びその補佐役である副学長に集中するという、まさに明治憲法の構成をとっているのではないかと、いうふうに私は思います。

○高橋(繁)委員 大学の移転の決定あるいはその後の筑波新大学等の問題につきまして、学生の意見、要望というものがどのように反映をされておりますか。私は、教授と学生というものはともに真理を求めて価値を創造していく先輩、後輩の形にあるのが理想であると思うのです。したがって、そうした意味において学生諸君の意見、要望というものがどういうふうな反映をされましたか、長島先生でも松本先生でもどちらでもけっこうですが、お答えをお願いします。

○長島参考人 その点では、教育大学の紛争がありましてから、教育学部等は、先ほど申しましたように、十一回教授会決定で話し合いを続けてきております。しかし、大学全体としては、一度も学生との対話をしていない。そして、先ほど私が申し上げました四十四年の七月二十四日の最終決定の前にも学生が要求を出し、それからビジョンについての説明をせよ、こういうことを要求してきても執行部は全然出ない。学生はおろか、われわれが非常に大事にしなければならぬ助手の集団、これは助手会というものができておりましてけれども、助手会も、連日ビジョンについて説明をしろうというふうなことがあったわけでありまして、これに対しても説明しない。その他付属学校あるいは職員、これらの意見というものを全然聞いておらないのです。先ほど問われたと思うのですが、ほかの学部ではどうであったかという、これもみんな文書が出ておりますが、理学部教授会には実はいち早くこれを承認したのであります、数の上では。ところが十七人の教官が退席をして投票をしておりません。これはたいへんそのことを、聞いてショックだったのであります。翌日三十何名の教官がこれに対して抗議声明を出して

います。その文書がここにありますけれども、それを見ますと、議長が発言を封じ、それから批判的な見解を述べようとすると、それはためにするものである、聞く必要がない、あるいはあんなやつを筑波に連れて行ってやらないぞ——この抗議文によりますと。そこで十七人の教官が、そういうわれわれの批判的意見を聞いてもらえないならば、われわれの意見表明を封ずるならば退席をするといつて退席されたのです。

それから農学部も、二十三日に承認しております。しかし、この場合も、この意図は何であるか、いわゆる七・一三の文書にあるところの最終決定とどういうかわり合いを持つか、こういう質問をする、あるいはもっと危機的な質問などをする、答えられないという、そういう中で採決が行なわれ、これまた農学部が三十数名の連名で翌日抗議文を発しております。その抗議文をここに持っておりますが、だから非常に十分話し合われたということにならないわけです。

それから教育学部であります、教育学部は、実は四日間かけて四回この審議をいたしました。それで回数からいいますと、これは非常に慎重審議であったということが言えますけれども、内容は、これは教育学部には教育行政等の、あるいは教育哲学等の専門家がおりますから、執行部が逃げようとしても逃げられないわけで、結局四回の話し合いをしたのであります。

ただ、このビジョンを教授会に執行部が持つてきて可否を問うたときに、こういうことを言っておるのです。実はこのビジョンの終わりにマスタープラン委員会の要望があるのです。その要望には、七・一三の文書にある諸条件を尊重してほしい、こういう要望がある。そして評議員は、こういう要望があつて、その中には教育学部の要望が含まれているかと言いましたところが、学長はそうだといいことなんですね。そして論議を進めていくうちにいろいろな疑問が出てまいりましたけれども、なかなか答えられないところがあるのです。そこで最後には、やはり他学部と同じよ

うに、もういいだろうというような発言がありまして、表決を急ぐようでした。

そこで、ある教授が、最終決定ではないという前提で投票したらどうかという提案があつたわけですね。そうしますと、いやこれは骨子だけでよろしいんだからとか、もうほかの学部はきめてしまったんだから、うちがおくれるのは悪いからというような発言がありまして、また別な提案がありまして、ほかの学部との関係が悪いから、強い要望にしてほしいというような提案があり、そして表決をいたしまして、最終決定でないという前提にするか、要望にするかというところについて投票をいたしました。わずかの差で強い要望ということが出てきて、そして投票したところが、わずかの差でこれが可決されたわけです。

しかし評議会への報告は、教育学部は自分の間大塚地区にとどまること、それから七・一三文書にある最終決定ではないという注をつけて評議会に報告されたはずですが、したがって、本部から出されておる速報にはそのとおり出ております。ただし、翌日の二十五日のものには、ただ簡単に、評議会は各部署の結論を検討した結果、「筑波における新大学ビジョンの実現を期して筑波に移転する」という、これが文部省に行つておるんじゃないか。これは、ですから学生はおろか、助手、付属学校教官、それからその他の職員の意向を全然反映してないものなんですね。私たちは、七・一三文書にある折り目正しい最終決定ができるようにもつていってやっていただきたかった。したがって、七・一三文書にある最終決定とは認めがたい、こういうふうに私は考えるわけであります。

○木村参考人 私は少し立場を変えて大学の意思がはんとくに反映できると思つていのかどうかというところについて、賛成論の立場でお話をいたします。申しますのは、確かに学生問題、学生の意向とか職員意向だとか助手の意向だとかいうのが、まだ十分反映されていなかったというところは、私もそうだと思います。しかし、私たちはビジョ

ン以来自主的な改革をしてまいりまして、一応評議会の決定に従いながら案をつくつてまいつたのであります。先ほど申しましたように、実はそういう賛成論である私の立場から申ししても、現時点のような状況ではこの実現はなほだ困難ではないか。非常に不安であるというような考えにならざるを得ない。先ほどのお話のように、どなたかの質問でありましたけれども、たとえば最近の執行部と下部との間の不信感がつのりまして、五学部一研究所の、つまり十六人の評議員のうちの十二人が全員一致で不信任案を出すという事態が起こつたり、それから現在に至るまでほとんど一回学長代理でもって評議会が開かれただけで、現在評議会が開かれていないという実情。それから移転室員の問題につきましても、室長だけはきまりましたけれども、室員は去年の九月以来今日に至るまで、なおきめられていないという事実。

それからもう一つ申し上げたいことは、いろいろな事情がありまして、私も意見がございすけれども、現時点においては筑波新大学を、私たちの考える自主的な大学をつくるためには、文学部の教授会メンバーの全部とは申しませんが、多数の方々の御賛成を得て、文科系の学群でもそれから学系でもそうでありまして、そういうものをつくらなければ、実際に四十八年の十月に法案が成立し、四十九年から発足するという事態にはなかなかむずかしいのではないかと、なぜかと申しますと、一般的なことで申しますと、一般語学とか一般教養というのを担当するのに必要な人員がはたして確保できるであらうかという心配がございします。

それからもう一つ根本的にはいまのような状態で学内の自主的な条件が整わないままに、つまり執行部と下部との間が非常に離れてしまつていいる状態であるというふうなことはわれわれの主目的な大学改造案が政府なりあるいはこの委員会なりに反映するかという反映の方法というものは、学長もしくは執行部の若干の人々が、先ほど何か副学長

なんていう話がありましたけれども、どなたかが評議会、そういう場所ではなくて、全く独自の判断で交渉されるよりほかに方法がない。そうならばわれわれの主目的な積み上げた案というものが、どういう手段、方法によって実現し得るかというところについて、はなはだ不安を感じざるを得ない。したがって、私は不安を感じざるを得ない。自主改革案が盛り込まれますような、ちゃんとした筋道を通してやらなければ、そういう状態にならなければ主目的の条件が整つたとは考えがたい。そういう意味におきまして非常に心配をしてい

る、そういうわけでありまして。

○高橋(繁)委員 最後に質問いたしますが、先ほど福田参考人から、大体教育大学の中で各部とも六対四の割合で反対をしているのだというような話がありました。私は六対四という数字等を考えたときに、これは大きな問題だ。いわゆる朝永原則というものが厳然としてある以上は、やはり多くの教授の方々、大学人の方々の合意を得なければならぬ。こう思うわけです。この六対四という数字でもって乗り切れるかどうかということが非常に懸念をされるわけですが、そうした朝永原則に伴つて六対四という反対、賛成というところについて、先生方の感想を簡潔に述べをお願いしたいと思います。

○長島参考人 私が六対四ということを申しわけなんです、しかし、もう少し数字的に申しまして、七・二四の最後決定のとき、これは文学部を除いた部局を全部通算すると六五％ですね。六五％が賛成です。ですから、三五％が反対ということになります。ただし、そこには文学部が入つておりませんから、文学部の賛成者、反対者がそこに加算します。それから五十七名の欠席者がありますが、これはどつちかわかりませんが、これは統計上半々にしてあります。そうすると賛成がそこでは五七％ですね。それでまあ六、四というのが私は大体正確ではないか、そういうふうに考えます。

それでいまの質問なんです、私は新しい大学

をつくるのは全学をあげて、しかも若い層の助手層が何と言いますが、全身全霊をあげた熱情でなければ、これは築くことができないと思うのですね。そういう点で私も高橋先生の御心配のこと、非常に心配しております。

○松本参考人 私、やはり移転あるいは大学の自主的な改革ということは、これはいわゆる大事業でございまして、全学一本化するようなそういう条件のもとにおいてのみ初めてできることであるというふうに考えております。特に大学の管理運営において非常に重要な立場にある一学部の教授会が、これに参加しないというような形でこの問題を進めるといふことは、私は全く誤りであるというふうに考えております。ましてやそれ以外の構成員においても十分意見の反映が行なわれていない。また、いまお話しのように、ほぼ六対四というような割合できわめて接近した形で意見の対立というものが存在しているという状況においては、私はこういう問題を進めるべきではないというふうに考えております。

○木村参考人 私は、数字的に六対四であるかどうか、それが正しいかどうかについては疑問があります。しかしながら、その当時と現時点とではだいぶ事態も変わっております。そうしてその当時はいわば移転賛成、反対というような、わりと簡単な条項でありましたけれども、今日におきましては、教育大学の断続性、つまり断絶するの連続するの、その点について非常に重大な変化を来している。つまり移転とかいうだけではなくて、教育大学が廃学になつてしまふという事態を含んでおるわけでありまして、その時点においてこそは、どんな比率であるか知りませんけれども、大学全体がこれに対して十分主体的に討議したり考えたりして一致した意見でなければ、非常に憂うべきことが起こる可能性がある。

そして同時に、先ほども申しましたように、前とは違っている条件なのであるから、前に反対したから出ないとか、あるいは出さないとかというようなことではなくて、大学自体がもっと新しい

事態に應じて、柔軟に全学の共通の意識のもとで討議されなければ、やはり非常にむずかしいのではないかと、それが私の心配の理由であります。

○高橋(繁)委員 たいへんありがとうございます。

○田中委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多忙のところ御出席をいただきまして種々御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。

午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開議
○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 現在提案になっております法案の中身の筑波大学関係に限って御質問いたしたいと思うのですが、法案の出方については、すでに前々皆さんで論議されて、採決で決定されておるわけですが、将来に向かって大臣から御感想を聞いておかなければならぬと私思うのです。

私もうかつて、別に疑問を持っていなかったのですが、国立大学の設置に関するものは、各大学ごとに一つ一つ独立した問題で、他の法案と違って、一条と何条と関係あるものじゃなくて、私立大学の場合に大臣が認可することと同じような意味において国会が認可することと同じような意味であることは大臣もお気づきだと思ふのです。したがって、たとえば旭川の医科大学は賛成か反対か、愛媛の医科大学は賛成か反対か、そういうふうな審議のしかたが一番正しい。一つの国立大学ができるときに、ある政党が賛成で、ある政党が反対だ、そんな歓迎されざる誕生はさすべきじゃない、そういうふうに思うのであります。したが

いままで、いままで大体、大学が幾つか設立される場合については、各党に根回しをして、大体賛成だというのが一括出されてくるのであります。が、今度のように、現行大学制度を前提とした各大学と違って、母法に当たる学校教育法も改正しながら出すような大学と一緒に出てきますと、賛成の大学に対しても、全体として採決するものから反対の立場になってしまふ。たとえば北海道の旭川医科大学は、国会が一致して設立されたんだという記録を残すことになることは、日本の学校の歴史の発展のためにまことに遺憾だ。何かやがて審議のしかたに方法はないだろうか、将来の問題として私は非常に矛盾を感じております。ある意味においては、政府の法案の提案のしかたで、国会議員の審議権を事実上制限をするという点も、これはできるんだなという感じがしてきます。

そういうことでありますから、今後こういう国立大学の設置に関する法案については、各党が賛成のものは、全部賛成をして大学が誕生をするという記録が残るような政府の提案のしかた、われわれの審議のしかたがないものか、将来の課題として御検討願つておく必要がある。現在出しておる法案は、多数決で、いろいろの関係で一括というふうになつておられますけれども、これは将来の問題として考えなければならぬのじゃないかというふうに思うのですが、大臣いかがでしょう。

○奥野国務大臣 たいへんうかつなことを申し上げるようでございますけれども、筑波大学に關しましてこんなに強い御反対をいただくとは夢にも思っておりませんでした。

また、国立学校設置法にすべての国立大学は網羅して御提案を申し上げておりましたし、また政府が提案いたします場合には、一括して御提案申し上げたほうが審議も御便宜だろう、こう考えてまいってきておるわけでありまして。

しかし、山中さんから、ひとつ将来の問題としては考えてみないかという御提案でございますので、国会の意思に反するようなことを政府として

もすべきこととさせていただきます。今後の問題といたしましてはよく検討して結論を出すようにしたいと思ひます。

○山中(吾)委員 私、いまの法案をずっと見ますと、既存の大学に学部を設置する事項、それから新しい大学を設置するもの、付属の研究施設を置くもの、そして新たに既存の大学を廃止する事項、そして新しい大学を創設するというように、見てみますと四通り、五通りぐらいあるようですね。

そこで、いま大臣が言われたような予想しないような論議が出てくるというのは、既存の大学の一つである東京教育大学の廃止と関係があるかどうかという点で、また論議をしておる筑波大学の創設ということが中心になつておるのですが、旭川医科大学の設置と四国の医学部の設置というのはそれぞれ独立した事項ですから、ほかの法案のようにこちらとこちらを修正してやるというものではないのですから、一方が反対で一方が賛成という場合に、一つ反対のために全部反対しなればならぬような意思決定を国会議員がせざるを得ないような提案のしかたというのは疑問に思うのですから、ひとつ御検討願ひたいと思ひます。

そこで私、この法案をあまり偏見を持たないでずっと見せていただき、考えてみたのですが、いま申し上げたように、日本の学校発達史といいますが、教育史の発展からいって、非常に重要な事項が二つある。

一つは、既存の特定の大学が、一片の法律において廃止をされるということが一つ重大な問題であらうと思ひます。これは私が卒業した学校だという私情をまじえて言つておるんではなくて、東京教育大学というのは、明治初年から日本の義務教育、中等教育が制度として発展するときの教員養成という立場で、日本の教員養成のセンターとして百年の歴史を持ってきておる。戦後学制全体が改正になったために教育大学となつておるので、日本の学校の中においては、いい伝統も悪い伝統もありますが、そういう長い歴史と伝統を持っておる。これを一つの法令で廃止をする

ということは重大なことだと思っております。いままで現実に一つの既存の大学が廃止される場合は、どこか昇格という形で発展的解消というような意味での廃止が一つある。それから全体の学校制度が根本的に変革されるので、戦前と戦後のような六・三・三・四という姿で形式上既存の法律が廃止になって新しいものをつくるという手続が行なわれるものもある。そういう事例からいって、実質的にどこにもはまらなくなつてしまつてゐる。この点について、非常に重要な問題があるのであつてお聞きしたいと思つてゐる。

それから戦後の大学制度の変革を意味してゐる筑波大学、日本の伝統的な学部自治主義というものが否定されてゐること、学外者が参加をしてゐること、教育と研究の分離という三つぐらいの大変革があるので、これは実験大学としてもそう軽率にやるべきものではなくて、これぐらい重要な変革を意味してゐる新しい大学の創設の場合には、各党が一致するような体制でやりたいものである。日本の学校制度における世紀の大事業ではないかと思つてゐる。それを一つの政党だけが賛成して他が反対なら、その政党大学になつてしまふ。誕生からそういう出発をさせたくない、そう思つてゐる非常に重要な点だと思つてゐる。そこで、この二点を頭に置きながらお聞きしたいと思つてゐる。いきたいと思つてゐるが、教育大学が連続性をもつて筑波大学に移行するかというところは次にして、筑波大学そのものについて御意見を伺ひたいと思つてゐる。

まず、日本の伝統的な大学観といふか、これは他の大学以外の学校と比較して、日本の大学とはどういふものをさしてゐるのですか。

○木田政府委員 たいへん幅の広い大きな御質問でございます。どこからお答えしていいかわかりません。戸惑つてゐるんですが、非常に事務的な役人流のスタートを切らせていただきます。現在学校教育法の中に大学につきましては第五十二条という規定がございます。「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専

門の學藝を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という定めがございます。今日、日本の大学につきましては、この趣旨のものを大学と考えておる次第でございます。

○山中(吉)委員 ばくとした質問だからばくとした答弁でやむを得ないと思つてゐるんですが、そういう意味じゃなくて、大学の形態から実はお聞きしたいので、私は日本の学校の中には教育を主とする学校形態と、それから教育と研究を一体化した学校形態と、研究を主とした形態と、三つあると思つてゐるわけなんです。それで、幼児から成人に至る未成年を対象とした学校は、教育を主としてゐるもので、われわれは教育を主とした小中学校その他については、教育と研究の一体化なんて論議して口角あわを飛ばすことはしてゐない。ところが、大学については、これは教育と研究を一体化した形態といふことを前提としてわれわれは大学を考えてきたでしよう。皆さんもそうだと思つてゐる。教育と研究を分離したものは、われわれのいままでのイメージの大学観には入らないと思つてきたわけなんです。研究を主とするというのは大学院で、学生といふけれども全部研究員なんです、先輩の研究者が後輩の研究者と研究を共同にしていく、その研究の中に自然に教育があるのだといふものなので、研究を主とする学校としては大学院、教育と研究の一体化を原則とするのが大学、それで教育を主とするものがいわゆる未成年に対する現実には高等学校まで、あるいは高等教育の中には短大まで、これを教育をする学校として考えて論議してきたつもりであります。したがつてそのうちの大学については、日本の学校制度の位置づけをすれば教育と研究を一体化した形態を持つてゐる学校だと思つてゐるんですが、どうでしよう。

○木田政府委員 いま御指摘がございましたように、学校制度を通じて教育を主とする学校、あるいはただ単に教えるということではなくて、知的創造活動といふものを踏まえながら教育活動を行なう学校、学校としてはその二つがあると私は

思つてゐる。一般的に大学といふふうには考えます場合には、そこで新たな知的創造活動の充実といふことを考えながら、その知的創造活動の成果を教育の場に活用すると申しますか、普及をしていく、学生に知的創造活動の成果を普及するといふ意味の教育活動を行なつてゐる。私は、大学は一般的にその意味で知的創造活動といふものに力が入り、その成果を学生に教える、そういう機能を本質的に持つてゐるところだと思つてゐる。

もう一つ、大学の機能といふしましては、そういう大学の教育研究といふ活動を通じて社会に奉仕するといふことを、第三番目の大きな役割りと考へてゐる國々がたくさんございまして、また、大学の機能といふしますならば、教育研究活動を通じて社会に役立つ、社会に奉仕するといふ性格を非常に強く考へてゐるべしという論議もあると思つてゐる。私どももその活動を今日の日本の大学の中にやはり考へてゐる。今日日本の大学の中にもいろいろ思つてゐる。大学の機能といふしましては、初等中等教育の学校のごとく、ある定まった知的内容を教育するといふ機能だけでなくて、未知の部分に向かつて新たな知識の創造といふことを同時に考へていく場である、これがやはり大学として大事なことだといふふう

に思つてゐる。今度の筑波の構想を考へますときに、筑波大学が、その両様の新たな知的創造活動を展開する、その研究を充実して行なうといふ大学の機能と、それを学生に分け与えていくといふ教育の機能をよりよく充実しようといふ、二つの基本的な性格を持つてゐるものだといふふうには考へてゐる。

○山中(吉)委員 わかつたようなわからないような答弁のようですが、おそろく、わかつたかわからないかと思つてゐる。大学の社会的機能、目的からあなたはおっしゃつた、私は形態から聞いたわけなんです。教育と研究の一体化を形態としてゐるものを大学といつてきたし、それが日本の大学観で

はないのか。教育と研究が分離したときには大学ではなくなるんだと思つてゐるんですが、いかがですか。○木田政府委員 大学といふしましては、教育と研究といふものを両面持つてゐるべきものだといふふうには考へます。筑波大学におきましても、このことには変わりはない。ただそれを、大学のその機能を、学内でどういふふうな職務分担をするかといふことは、おのずから別個のものでございます。大学内の機能分担として必要な場合には研究所も置き、研究施設も置き、そして必要な場合には教育の場を別に設けるといふことはあるわけでございます。今日までの大学におきましても、そのために大学に大きな付置研究所等が置かれてゐるわけでございます。教育と研究の活動を分担いたしますための分担のあり方といふのは、さまざまにあつてゐると思つてゐる。しかし、それは、全体として大学が教育と研究の場であるといふことを何ら妨げるものではないと思つてゐる。その意味におきましては、筑波大学におきましても全く同様でございます。

○山中(吉)委員 高等専門学校でも付設研究所があるんで、私はそれは大学に対する説得力がある説明にならぬと思つてゐる。教育を主とする学校は、教える者はいわゆる研究者といふわけない、教育者なんです。教育といふのは、与えるということの本質とした精神構造を持つたものなんです。教えるために必要だから研究をする。だから教員養成学校もあるわけで、対象は児童、生徒と區別をしてゐる。大学は、教授といふ名前前で研究者といふイメージを出してゐるはずなんです。教育行政でもわれわれの常識でも、研究をする姿の中に研究者の成果が伝つてゐる、それが教育機能を果たす。そこで教育と研究の一体化、そこが大学の形態であるといふことは、ほとんど疑問なくわれわれが使つてきたことばであり、感覚だと思つてゐる。だから研究者といふものは、求める精神構造なんです。探求した結果が子供に伝つて教育作用をする。高等学校以下の、われわれが教育者といふイメージをつけてゐる教育者は、与

える精神構造で、与えるために研究し教へていつて、研究者と教師というものを、一応大学の場合と大学以外の学校の教師の場合と、われわれはちゃんと区別してきたんじゃないですか。したがって、大学というのは、研究と教育の一体化という形態を前提としてわれわれは大学といっている。そうでなければ高等教育の中でも、教育を主とする高等教育学校は、戦前旧制高等専門学校といったのである、あるいは旧制の高等師範学校といった。大学の場合には、研究と教育の一体化する形態というものを前提としてしか扱ってこなかったと思う。筑波大学は、その意味において大学でなくしてしまつておるんじゃないかと、伝統的な私の考えでは思うんですが、それはどうです。教育を主とする学問というイメージを出してしまつて——研究室はどこだつてあるんですよ。教官の研究室は専門学校でもみなあります。大学観というものをその意味において違つたものにして、伝統的な大学観からいへば、大学でないものを大学という名前をつける、いまの短期大学もそうですね。研究を主とする教育と研究の一体化で大学という名前をつけておるけれども、教育を主とした高等教育を行なう学校だとわれわれも解釈して、文部省もしてきておるはずである、それはどうでしょう。

○木田政府委員 大学が一つの大きな機構といつたしまして、教育と研究をともどもに進めていかなければならない存在である、こう申し上げておりますことは、その大学の機構の中に参画をいたします個々の教官が、自分の研究していることをそのまま教育するというのではないと思つたのでございませう。申し上げるまでもございませうけれども、大学の教養課程におきまして、学問の一般的な基礎をつちかうためのいろいろな概論その他の教育が行なわれます。研究者は、その概論の研究だけをしておるわけではないと思つたのであります。その教官は、ドイツ文学の概論の講義をなさるにいたしましても、研究をするのは概論の研究だけをなすつてゐるのではない。ですから、研究

者の研究をしておられることが、講義のカリキュラムの中にどこかにそれが生きてくるべきものであり、カリキュラム全体を生きてきたものには活気づける素材でなければならぬとは思ひますけれども、大学の学生に与える教育のカリキュラムといふものは、教育のシステムとして教官の研究内容とは別個に組み立てられるべきでありますし、また現在行なわれておりますこの大学におきまして、学生に対する教育のカリキュラムはそのままが教官の研究の内容ではない。このことは山中委員も十分御承知のとおりだと思つたのでございませう。でございませうから、個々の教官がある学生に対する教育のカリキュラムの中の役割りをそれぞれ分担するということが、それから教官として研究の主題を持つて研究を深く突っ込んでいくということとは、その分担の領域は当然に異なつておるといふふうに考えるのでございませう。ですから大学として教育のシステムをどのようににするかという点は、学生にどういふ適切なカリキュラムを与えるかという意味におきまして、カリキュラムを中心とした教育のメカニズムができ上がる。またそれをほんとうに生き生きしたものにいたしますためには、教官はそのカリキュラムのワタを越えて、もっと深く、もっと特定の領域について専門の研究を進めていかなければなりません。そうした専門の研究を進めるために、他の研究者と共同で幅広い研究をするということも当然に必要になつてまいります。でございませうから、ある教官は現在でも研究施設の中で研究に専念をする、あるいは研究所の教官として研究に専念するという教官が出てきておりますし、そのための施設も現在の大学の中で設けておるところでございませう。ですから大学は、大学全体としては教育の活動をし、研究の活動をいたします。個々の教官は、みづから研究もし教育もいたします。しかし、学生に与えられるべき教育の内容と、学内で共通に、あるいは個々の教官が研究者として詰めていく研究の課題とは別のものでありまして、それを遂行する組織は現在の大学においても

別になつておりますし、将来いろいろなことを考えます場合にも、教育と研究の目的に即した組織運営を考えるべきものだ、こう考える次第でございませう。

○山中(吉)委員 それは私は違ふと思う。大学の教授というのは自分の研究体系を持つておつて、学問を真理化をして、未熟な学生に対して教育化してやつておるのじゃないのですよ。研究体系をそのままそこに伝えている。だからその講義自身も著書にもなる。だから高い研究者がその研究の方法と体系をそのまま授業にぶつけるから、それに学生がついて、また学んでいる。高い研究者があるがゆえにまた学生は魅力を感じて勉強している。大学以外の先生はそうじゃない。最初から教材化をしてやつてゐる。だから大学の教授自身は自分の研究しておる体系化した哲学を説き、心理学を説き、考古学を説いてゐる。それを学問の類型から省いて教材化してやつてゐないでしよう。だから研究者なんです。教育的機能を果たしておるけれども、あくまでも研究者として機能を果たしておる。それをつぶしてしまふは大学でなくなるのではないかと私は言つてゐるのです。

なぜこんな混乱した論議をしなければならぬかという、戦後の大学は、戦前の教育をすつぽり高等教育の中に一緒にしたからでしょう。旧制高等学校は研究を主とする高等教育でなかつたはずで、教育を主とする高等教育であつた。府県の師範学校は教育を主とする教員養成の学校であつたので、研究を主とするものでなかつた。その府県の師範学校を新制大学の構成要素に入れた。教育を主とする高等教育部分も入れた。教育を主とする高等学校も入れた。教育を主とした旧制専門学校も入れた。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕
そこで教育と研究の一体化を前提とした大学の中に混乱をして、その混乱をどう解決するかというときに筑波大学みたいな混乱をした、教育と研究を分化した、いわゆる大学の機能というものがどこへ行つてしまふような間違つた構想が出てい

るのではない。もし整理をするならば、いわゆる教養学部の前期二年という、いわゆる教育を主とした高等教育部門を離せばいいのじゃないか。そしてあくまでも教育と研究を一体化した文化を創造する機能、価値を創造的に発揮する大学に整理すればこの混乱も解決できるだろう。戦後の矛盾をそのまま受けたものを解決するのに、教育と研究を分離して解決させようとする構想は非常に危険である。実験学校としてもまことに危険なものがあつて、ぼつんとわれわれに出して、一カ月や二カ月で賛成、反対するような、そんな軽率なことでは決すべき問題じゃないのじゃないかと私は思うのです。偏見を持たないで、日本の大学発展史からいつて、たいへんなものをつくつてしまつたと思う。どうしますか。

○木田政府委員 山中委員の御指摘になつてゐる点がよくよく少しかけてまいりました。私が間違ひなく理解いたしましたならば、いま山中委員の御発言にありましたように、戦前の専門学校、高等学校等を戦後大学として吸収したけれども、その部分は実は大学ではなくて教育をやる学校ではないか、本質的に考えてみて、現在の大学の一般教養というのには大学などという名に値するものではないんだ、こういう御意見ならば、そのこと自体は一つの考え方としてわからないうわけではございませう。しかし、その場合に、現在の大学の専門課程まで含めまして大学で講義が行なわれておりますことがすなわち研究と一体的なものであるかという点につきましては、私、なお疑問に思ひます。現在の大学の専門課程といつてゐるものにつきましても、やはり教育のシステムとして所定の講義内容が組み立てられて、専門の内容ではありましても一般的な学生に対する教育内容としてのカリキュラムが積み上がつていく。山中委員の御指摘のような、教育と研究がほんとうに一体的なものというような形で扱われる部分があるといひますならば、それは大学院もかなり高度の段階で、その実態を私も認めるにやぶさかではございませう。しかし、今日わが国

で大学といっておりますものは、すでに三百九十九校の多きを数えますし、それから学生数も百四、五十万にのぼっております。短大を加えますならば百八十万にものぼっておりますわけでございます。これらの学生に対して教育されておる教育の内容が、大学の教官の研究の中心と同じ、あるいは同じ次元のものであるということはありません。それはまた大学の実態から考えてみまして、研究というものがそういうあまりにも一般化したものであってはほんとうの研究にならないというふうに思うのでございます。でございまして、山中先生のおっしゃいましたほんとうの大学というものは知的創造活動の先端を行くものであって、その先端的な研究者の研究そのものが、教育の内容として、しずくのごとくにはとばして出てくる、こういう意味での大学は、現在の制度の大学とは別の理念としての大学としては私も同感を感じるにやぶさかではございませんけれども、今日の学校制度の中におきます大学は、もっと現実的で、一般的な教育のシステムと、それから研究をいくシステムとが別になっておる、そう私は理解をする次第でございます。

○山中(吾)委員 早稲田大学も、戦前においては早稲田大学全体が教育機関であったが、教育を主とする高等教育部門は高等学院といて別にして、研究と教育を主とするのは学部としてちゃんと大学というものがあって、それが日本の大学の伝統なんだ。これが日本の近代化、日本の発展のために大きい役割りを果たしてきておるのですね。だから、それは三百になろうが何であらうが、高等教育の中で教育を主とするもの、それは対象は大体未成年ですね。それは教育を主とする。市民権を得、民法で成人と認められた満二十歳以上の者についてはやはり教育と研究というものの一体化の大学の伝統を生かして、日本国民の教養水準、専門職業水準に上げていくというのは、依然としてやっていかなければならない。いまのこの案というのは、そうではなくて、現在の戦前の教育を主とする高等教育の部面と、教育と研究を一

体化した、大体満二十歳以上の、先生の教えを受けなくて自主的に先生の研究の姿をもってやっていける年齢の者を一つにした矛盾を、そのまま教育と研究を分化して大学でないものにする。ことによって解決しておくというようなことは、時代逆行で、後退させることだとぼくは言うのです。なぜそれなら教育を主とする旧高等教育部面をそこから分けて大学の混乱を整理しないか。そういうことをなぜ言うかという、民族の素質の何%まではエリート、そういう偏見は捨てなくてはならぬと思うのです。もしありとしても、三〇%ぐらいまでは高い教育を受けなければ引き上がっていくだけの素質があると統計も出ておるものであって、その年齢の関係からいって旧制高等学校もやはり十七、十八、十九歳だ。旧制専門学校もそうなんだ。そして、その旧制高等学校の教育を主とする高等教育を受けて、満二十歳、二十一歳ごろに学部に入って、そこそこにおいてはいまことばを使っているような、厚生補導というような、子供を補導するようなことばのイメージでなくて、教育と研究一体化で自動的に学問が進み、研究が進んでいくという、実にとりうとい日本の伝統、大学というものができたはずである。そういう意味において、筑波大学を持つてくることについては、教育大学というものをスクラップにして、また危険な、そういう教育と研究を分離するような、日本のイメージにおいて大学ならざる大学に下がっていくと思うのですよレベルは、うかうかすると。そういうことについて、発想に非常な間違いがあるのではないかと私は思う。現実には未成年、十七、十八、十九の子供を含んだ大学、戦後の混乱した大学制度を前提として、大学ならざる大学の方向に持っていくことに整理をするつもりですか。

○木田政府委員 いまの御意見を私なりに理解いたしますならば、山中委員も現在の現実の大学の中に、未成年の学生に対する教育の部分と、そうでない部分とが別々にあるということとを前提にして、教育だけを行なう部分と、それから研究の部

分が現在の大学にもあるということを承知の上での御意見のように拝聴いたしました。そして、それを将来どのように改善することがいいかという点につきまして、私は研究の部分をやはり充実強化していかなければならぬと思うのでございますけれども、いまの先生の御意見を私なりに理解いたしますと、十八歳の大学一年生に研究部分をおろせという御意見のように受け取れません。私どもも今日の大学というものを考えました場合に、幅広い学生層が入ってまいります。大学自体にいろいろな性質の大学もでき得るであろう。学生の素質も、年齢によって一律というわけにはまいりません。でございまして、その教育のシステムをどういうふうに考えたらいいかということについて、各大学なりの改善くふうがあつてしかるべきであらうというふうに考えます。

筑波大学におきましては六つほどの教育のシステムが構想されておまして、そのうち三つと、残り三つとは、かなり性格が違った内容のものになっております。初めの三つは第一、第二、第三という数字で呼称しております学群でございまして、教育内容をできるだけ一つの教育システムとして総合的な内容のものに取りまとめようというシステムでございまして。あとの三つは体育、芸術、医学というそれぞれ専門的教育システムをとろうとするものでございます。

こうした教育の観点から見て、どういう内容のものを考えていったらいいか。一方で幅広い教育の内容を考えた、一方で専門的教育を比較早い時期からはっきりと教えていく、こういう違った性質の教育のシステムをそれぞれにとつていくという考え方は私はある。そして、大学としての研究水準を高めるために、先ほどたまたま年齢で二十を過ぎたら研究というふうな御意見も出ておりましたけれども、私はこの研究の分野は年齢を越えて、社会のいろいろな各方面で活躍をしている第一線の方々にも、ほんとうに興味のある基礎的な研究は大学で充実して行なわれるべきだ。これは学生の年齢とか教育内容とは別に、充実した研

究、深い研究というものを大学が行なうべきだ、そういう大学として構想していきたいということでございますから、決して大学としての内容、水準を低めようという趣旨のものでない点は御理解を賜わりたいと思います。

○山中(吾)委員 動機は別にして、客観的に、教育と研究を分離する下がる、これはいまから私は申し上げておく必要があると思うのですが、非常に冒険的な実験学校だと思ふ。教育と研究の一体化ということでない、戦前の大学水準の維持はできないじゃないか。年齢と言ったのは、必ずしも満二十歳前後というのではないけれども、自身の発達状況からいって、国家制度として満二十歳までは未成年だ、完全なる能力もないという見方を学問的にも制度的にもされておるから、それを対象とした学校教育は、教育を主とする学校形態にすることは自然なことだ。しかし、すでに民法上、刑法上も完全能力を認められ、思慮分別あるいは心身ともにもうおとな、一人前だという認定の者を対象とした、ちょうどそれは大学にあたる、これは教育と研究を主として、研究者がみずから研究をする、みずから自発的に入学した学生がついて学ぶという、いわゆる大学形態がその年齢に応じて発達するのだ、それに合う制度をつくるべきだと私は言うのであって、現在矛盾をした戦後の大学制度を前提として、一時ああいう思想、イデオロギー、戦前戦後の価値観の混乱の中に学生が紛糾してこうなった、その現象をとらまえて間違えた制度に持つていくべきじゃないじゃないか、これを言うておるわけでありませう。

文部大臣にもたまに質問しないと眠くなるそのうだから、大臣にも聞きますが、いまの学部というものの内部が硬直化しておれば学部を改革すればいいじゃないですか。公害問題ならば、法学部というのでなくて、あそこ人文学部もつくればいい。そして教育と研究というものの基礎単位を維持していくという、日本の近代化に大きい意味を持つたこの教育研究一体化の、いわゆる研究教育基礎単位というのですか、これを保持していく

ことを簡単に捨てることにはたいへんな間違いが起る。大学紛争に目がくらんで百年の大計の制度を間違えようとするのではないかということを心配する。目ざまじに文部大臣にひとつ御答弁を……。

○奥野国務大臣 私は学部を壁を取りはずしたのが筑波大学だ、こう考えているわけでありませう。学部ごとに教育と研究を一体化して行なう、それを大学全体に押し及ぼして、大学全体で研究と教育とを一体化して行なう、こういうことだ、かように考えておるものでございます。

○山中(吉)委員 大臣が、ごく単純にこの世紀の大事業をお考えになっておるので、非常に心配だと思ふのです。大学のあり方を、むしろ学部が日本の大学の伝統的な発達を遂げた核ですから、むしろ核に独立性を与えて、教育と研究の一つの独立的な学部の改正は、学問の発達に応じて大いに改正すればいいのですが、それを、いわゆるカレッジのように、単科大学的な独立性を持たせて、むしろ学部長、学長を核にして研究を総合化するのなら、いわゆる総長のかつこうで、学部同士が研究の交流をするすれば、大学として発達していく。学部を取ってしまったらどうなるのですか。

私は戦前の東京高等師範の卒業生です。府県の師範学校を卒業して高等師範に入った者は、年齢的に大体大学の年齢とそう変わらない。入学するときは、そう質の悪い者はいなかった。入って、教育が悪いからみなばかになってしまったという傾向がある。その東京高等師範は、ちょうど筑波大学と同じです。文科、理科、体育科と分けて、そして、一類、二類、三類、四類となつていて、

ことばをかえれば、私は文科群の第一類卒業生なのです。あなたは専門は何ですかと言ふと、私は専門はありませんと答える。第一群卒業といつたて専門のことにならないのなら、学部を出たというとはいえない。そのことはどういうことか。戦前には身分的に大学という学校の格づけをして、旧制高校を出た以外の者は大学というイメージを出さなかつた。特別の格づけをしてお

た。その高等師範の文科群に一類、二類、三類、四類あり、そして理科群に一類、二類、三類があったのです。しかし、それは中等教育の教員になるという免許状と結びついていて、中学校のカリキュラムと結びついていて群ができておるから、文科群、理科群の目的がそれに結びついておるから、一つ、二つ、三つくらい免許状付与と結びついた教育を主とした学群であつたから、まだそれは何か生きたと思う。筑波大学は教員養成の目的も何もない。それで群にしてしまつておる。どんな人間が生まれてくるか私知りませんが、かりに教員養成という一つの目的、あるいは医者にするという目的があつて、わかつておるのなら、まだ何か人間論ができたかも知れませんが、ただ一般に教養部に相当するような分類のしかたで、どんな人間が生まれてくるのだろうか。散漫な抽象的教養を持つておる人間が出るのか、依然として現在の教養部の二年程度の講義が繰り返されて、そして卒業していくのか、非常に個性のない者が出てくるのじゃないか。戦前の高等師範のいわゆる文科群、理科群、それだつて教官の研究室というものは、これは学系に当たつたのでしょうか。そこから、小西さんのことばでいえば、置屋から待合に出てきて、教育を受けておつた。群には担任の先生がいましたよ。ところが生徒はばらばらなのです。教育と研究が一体化してないから、先生と学生はばらばらなのです。どこで一つになったか。全寮制度であつただけなのです。寮の中で一つのものができただけなのです。そういうものを再現するのではない、ある意味では。

しかも、伝統は全部つぶしておる。旧制高等師範学校の伝統なら教員養成なのです。現在の教育大学なら学部なのです。大学というイメージの中に、現在の教育大学の学部をなくし、旧制高等師範学校の教員養成という伝統をなくして、そして、現在の筑波大学をだれがつくつたか知りませんよ。知りませんけれども、日本の大学制度の実験制度としては、まことに危険なものがある。取りとめのない人間が出てくるのではないか。そうい

うことを私は痛感するのです。ぼつんと出したから、とにかく通せばいいのだというふうな政策法案ではないのです。健保その他は修正すればいい。これは制度の法案ですから、そう簡単にメンツだけで処理されるべき問題ではない。小委員会をつくつて一年ぐらいいればいい。しかも、この法案の中には、他の学校は四月一日から施行が、これは十月から。施行期日も違うものを一括出してきて、半月や一月やつかからいいじゃないかというふうな形式論議で終わる法律内容ではないと思う。小委員会をつくつて、分科小委員会のように吟味するぐらいの大事な問題であらうと思う。しかも数百億の金を使う、国民の税金を使う学校構想です。どうですか、文部大臣。

○奥野国務大臣 学部ごとに教育と研究を一体として行なうその利点、これは私わからないわけではないのでございます。しかし、そのことから起る弊害のあることも、私、山中さんにもわかつていただけたらと思うのです。そういういろいろなことを踏まえて、教育上からも研究上からも学部の壁をひとつ取つてみようとしないか、これが筑波大学の考え方で、やはり学問研究を一体として行なう、小さい範囲で行なうようにしたほうが、少なくともその限りにおいては学問と研究とが生きていくように思ふと思ひます。それ私も私肯定いたしません。しかし、今日のように学問が広がりをみせる、深みを増す、そういうなると、幾つもの学部があります場合に、やはり学部の壁を取つて、ひとつ問題、ことに力を合わせてやつていったほうが効果がある研究ができればせぬだろうかという要請も生まれてくる。また、教育の面からいひしても、小さくなつてきた場合には、やはり教育という面から、いろいろな人たちに教育の場に出向いてもらおうじゃないか、学部の壁というのは障害になるなということも起つてくると思ふのです。

ですから、筑波方式を全大学に広げていくのなら、私もいろいろ御懸念もいただいて当然だと思ふのでございますけれども、筑波大学がやりたい、

東京教育大学がやりたい、やらせてあげようじゃないかということでございます。しかも、その中身はこれからつくられるのだと思ふのです。一応は学群、学系といつておられますけれども、どういふかこうで先生方に研究に従事してもらい、また教育に出向いてもらうか、これはやはり今後もどんどん変わっていくのじゃないかと思ふのです。それこそ大学の自治の範囲内におきまして、研究の面におきまして、教育の面におきまして、成果をあげる努力をしていただく、またそれだけの弾力あるはかりをしていかなければいけないのじゃないか、こう考えておるわけでございます。

しかも、これがきのうきょうで上がった案ではございませんで、長い間時間をかけて、東京教育大学だけではなしに、他の大学の先生方も協力されてこういう構想にでき上がったわけでありませう。構想ができてきたわけでも、法律的に制約いたしますのはほんとうにこの大学だけでございまして、あとは自由におやりください。文部省はそれに対して力を合わせていきましよう、こういうことでございまして、この成果が上がるようにやらせてあげたいし、見守つてあげたい、こう考えるわけでありませう。しかも、すべての大学が非常に円滑にいつているのなら何をか言わんやでございますけれども、この数年来大問題を各大学が起こしておるわけでございます。それぞれにおいて教育上の見地からも指摘がなされておるわけでございますし、また研究上からもいろいろ問題があるということがいわれておるわけでございますので、そういうような改革の一つの新しい構想としてでき上がったことを、筑波大学でひとつやらせてあげよう、しかも、中身は今後どんどん変わっていくと思ひます。変わつていくべきだと思ひます。その中でよく伝統をつくりあげていっていただきたい、こういうふうに希望を持っておるわけでございます。山中さんのおっしゃることよくわかります。決して否定いたしません。しかし、こういう問題

○山中(吉)委員 現在の大学がこのままでいいとは思わないで、改革すべきだということとは一致をしておる。その改革の方向について——筑波大学の改革の方向は、ぼくからいえば一番あぶない方向ではないか。学部を解消すれば全学一致するんじゃないくて、学生もばらばらになるだけだ。むしろ大学紛争の一つはマンモス大学で、何万という学生を入れておけば、どんな優秀な学長、管理者が出て、整理がつけられるはずはないと私は思うのですよ。だからむしろ管理の単位は小さくしたほうがいい。むしろ学部を独立させて、学部ごとに管理単位をつくったほうがいい。研究は総合化する。研究は全学的に総合化し、管理は小単位にしていくという方向ならば、現在の教養部を分けるという方法も一つだが、よいと思う。大学を一つの学部の連合形態みたいなものにして、学部長を学長にして、学長を総長にする構想ならまだよい。研究は総合化し、管理は細分化する。筑波大学は反対ですね。管理は中央集権化してしまふ。そして研究のほうは分散しちゃっているような感じである。だから、これは最初の発想が間違っているのではないかということ心配するので——

やってみなければわからぬですよ。わからぬですが、私の高等師範の経験、群に入られて、その第一類の中で学問を身につけないで卒業してしまった体験からいって、これは危険だ。それは私の率直な、偏見を持たないで筑波大学構想を見たときの一番の疑問なんです。これは疑問の問題としておきましよう。もし皆さんが、無理でも、拙速でもこれやっていって、その結果何かあればあと硬直化しないで、また改造するという考えを私持たないたいへんなことになるということを私は警告をしておくのです。

次に、教育大学は最初移転というイメージで今部移ってきて、閣議でも移転で閣議決定してきた。教育大学の移転という姿から、発展をしてきたが、

途中で異質のものになってきた。それが混乱の状況になってきておる。文部省の皆さんのパンフレットその他には、東京教育大学のよき伝統と特質を生かしと書いてある。どこを見ても伝統と特質がないんですね。「心の中にある」と呼ぶ者あり。この人は心の中にあると言っている。局長の心の中に幾らあったってどうにもならない。制度のどこに出ているか、具体的に説明してほしい。自分の身近な学校の何が残っているかといえ、一つもない。そこまでまっこうからうを書いていえるように思えてならない。説明してください。

○木田政府委員 先ほど御意見ではございましたが、現在の大学で一般教養課程の部分と、学部教育とは申しながら、二年あるいは二年半の短期間の教育で、その取り扱いについては、現在の大学発足以来関係者の大きな問題意識があり、なお何とか改革をしなければならぬという課題をほとんどの大学関係者が持っておられる。それは、学部、学科の割り方、現在の割り方のままで教育の制度を詰めていっていかという問題があるからでございます。東京教育大学が筑波大学という新しい大学を構想されました際に、東京教育大学が現在までつちかかってこられた学部、学科を基礎にいたしまして、その長い教育あるいは研究のシステムを基盤とした筑波大学を構想されたわけでございます。端的に申しますならば、現在の文学部、理学部を主体にいたしまして第一学群を構想し、第二学群には教育学部、農学部を主体にした教育研究のシステムが手を合わせることによって新たな教育研究のシステムを考えよう、こういう構想でございます。ただし、現在たとえば農村経済学科のように、農学部の中に経済部面の一つありますものは、むしろ社会科学の諸領域とあわせて取り上げて教育を考える、研究のシステムを考えると、いうことのほうが適切であらうというような再編成の意見等は出ておりますけれども、御提案申し上げております筑波大学の第一学群、第二学群そして体育専門学群、これらは現在あります教育大学の伝統ある教育システム、研究システムとい

うものを基本にして考えられておる。その発展として芸術専門学群のようなものが、これは現在も根があるわけですが、それを拡充整備しようという構想になっておるわけでございます。第三学群は現在の東京教育大学には基盤のないものでございます。また医学専門学群も基盤のないものでございます。

〔塩崎委員長代理退席、委員長着席〕
しかしこれらの新たな領域を東京教育大学の既存の体制に加えることによって、総合的な教育研究のシステムをつくり上げることができる。これはやはり東京教育大学の発展的充実である、こう考えておる次第でございます。

○山中(吾)委員　それがよき伝統、特質を受け継いだということになるのですかね。東京教育大学は百十年、日本の教員養成のセンターとして発展してきました。しかし戦後、封鎖性免許制の弊害を反省して、いわゆる一般大学になっておるけれども、名前はやはり教育大学とつけて、教員の養成の歴史と伝統を持っている地域、大塚にあることによって伝統は生きておった。広島高等師範も広島の長い伝統の地域の中で総合大学へ持ってきたところ

に、あそこは伝統は生きている。今度はもう場所を野っ原に持っていく。一番中核である国立大学の教育学部というものは各府県にありますね。教員養成を主とした教育学部、それをばらばらにして何が伝統が残るんです。教育大学にはよき伝統と悪い伝統がある。私、あまり好きな伝統でないのが多い、率直に言えば。しかし、清貧に甘んじて

て生涯教育に従事して生きがいを感じる人材をすいぶん出している。それはよい伝統だと思う。一方に、当時の軍国主義的な国家の統制が一番強い学校であり、国家統制のもとに、学問を身につけるよりも、そういうかたくなな性格をつくっていったというところに悪い伝統がある。しかし、少なくとも計算のこの社会において、給料は安くても何しても教育の中に生きがいを感じるような人間をつくる伝統だけはまだ残しておった。筑波へ行ってそれは生まれてきますか。何もないで

しょう。それならば、教育学部を中核として考えていくか、あそこに教育学部を残していくか、あるいはあの地域を活用して教育学部を昇格して、全国の学校の先生の再教育の場を考えて水準を上げるための研究大学院にするか、何か配慮があつていいのじゃないですか。制度的に何もない。大学の中の先生がつくったから、だからそういう先生はおかしいと言ふんだ。個人が、そこに籍があつても、総合大学になつて自分がその地位につけばいいような立身出世主義の動機から出ておるものもあるかもしれない。だれがつくる、つくらぬにかかわらず、客観的に百年の日本の近代化の中に大きい役割りを果たした、そういう伝統を残すということを考えないで、しかも全然筑波大学を――橋本幹事長の橋本試案の中にもこれに似たような構想も出ておつたんですが、いろいろの方向から違つた大学をつくつて、この一片の法令においてこの伝統をつぶしていくのはあまりにも惜しいじゃないか。一つの違つた大学をつくるために、完全にいけにえにするというような前例はどこにもない。筑波大学へ行つて、何が残るのです。あそこの教育大学の伝統が何が残りますか。

○木田政府委員 筑波大学にありましては、修十課程の中に、従来の修士課程とは異なりましたかたなり規模の大きい教員教育の修士課程を予定しております。また体育、芸術の修士課程も、これまでの修士課程とは異なった新たな考え方でその充実を期したいと考えておる次第でございます。

東京教育大学は高等師範の伝統を引き継ぎまして、主として中等教員の養成を考えてまいりました。今日では高等学校の教員養成ということに相ならうかと思ひます。でございますから、現在の高等中学校教員の資格養成基準等から申しますならば、大学の学部卒だけではなくて、むしろ修士を主体にして、高等学校教員の資質の充実ということを考えるべきだと思います。また同時に、東京教育大学は、東京文理科大学の伝統も引いておるわけでございますので、充実した研究の体制を持つ

ておるといふ流れをくんでおります。教育学につきましては、全国の各地域にございます教員養成学部は、全国の各地域にござります。教育学の中心になるべき大学である。それはむしろ大学院において教育学の力強い充実を考へるべきものではなからうかというふうにかへる次第でございます。

山中委員のお話を伺いながら、昭和四年に東京文理科大学をつくり、嘉納治五郎校長のそのときのおこぼれなどもかえって思い出した次第でございます。嘉納治五郎校長は、学者養成の大学ではなくて、教師養成で、高師でいいんだという考え方を主張されておられます。私も、これは教育を考える方の立場としてわからない議論ではございません。嘉納先生のことの中には、高師から、博士より以上の、二千人、三千人の校長を出したらいではないか、東京文理科大学というものを考える必要はないという御意見もございました。しかし、今日の流れの中で考えますときには、学問的な水準を高めるために文理科大学というものがあつた、今日、東京教育大学が高等師範のほかに文理科大学も含めた大学として新しい大学の発展を見てきた。将来の日本の大学を考えておきます際には、この両者の伝統を踏まえながら、教育学につきましても、またそれ以外の学問分野につきましても、高い水準の研究能力を打ち出していくということは、私は、東京教育大学が長い間持つておりました歴史的な伝統を筑波大学が十分に引き継ぎ発展させていくものである、こう考えておる次第でございます。

○山中(吾)委員 学問を身につけた教師でない、もう教育者として資格がない。したがって、学者にするんではないからという治五郎さんの戦前の感覚とは違ふ。いまの教師の、学問を身につけて一つの学問の方法を知り、そしてそういう姿の中に感化もあり、子供の教育もできるので、戦前とは違ふ。その点は局長と同じ。それなら、筑波大学というなら、学問を身につけた教師の養成の伝統が残るか、つぶしておるんじゃないかというのです、ばくは。答弁にならないんです。府県の

師範学校も、戦前の弊害を考え、閉鎖性免許制度も開放して、大学において教師を養成するという戦後の一般の要望にこたえて、法的には府県の師範学校は廃止になったが、府県の国立大学の教育学部、学芸学部として発展的に伝統を残した、それでしよう。東京高等師範の伝統を筑波大学に何も残さない、わざわざ教育学部を解体をして、どこを見たら、学群という変な名前のところを見たら、何もないじゃないですか。伝統どころか、一片のことばもないじゃないですか。府県の師範学校は、弊害を除去して、大学で学問を身につけた者でなければ教師の資格がないという考えで、昇格の姿で廃止をして学芸学部、教育学部も残しておるんだ。東京高等師範は何も残さない。どこにあるか。うそを書いちゃいけません。もったいないじゃないですか。長い伝統を一片の法律でつぶすのはもったいないじゃないですか。学校というのは、数々の歴史がなければ人間形成はできない。早稲田も慶応も、最初は何もなかった。いまは堂々たる一つの半世紀の歴史の中に日本の大学機能を発揮している、その伝統を生かし、時代の変遷に応じて発展するから。これを、野原につくってすぐできるものじゃないのです、大学なんというものは。何も残っていない。私の答弁になつていない。

○木田政府委員 山中委員の御指摘ではございませうけれども、今日と以前と比べて見ますと、以前東京高等師範学校がありまして、東京高等師範学校は師範学校よりもより上位の学校として考えられ、そしてまた運営もされてきたというふうな思い次第でございます。今日、師範学校は、いま御指摘がございましたように、全部各地域にありまして、東京教育大学が学部段階で教育学部を持つておることが、戦前の長い東京高等師範の伝統を受け継ぐというふうには私は考えたくない。むしろ、今日各地域にありまして、東京教育大学に對しまして、これは東京教育大学発足のときの関係者の意見でもございますが、やはり教育学に

ついて充実した研究の場ではなければならぬ、そういうことを期待したい。よって東京教育大学ということは関係者の間でつけられたというふうにかへるべきだと思います。今日、国立大学に教員養成の学部があり、筑波で東京教育大学等が従来の伝統をよりよく生かすとするならば、私は大学院にこそその伝統を引き継いで生かすべきだというふうに思います。したがって、筑波大学におきましては、従来の各学部が必ずしも十分に持つておりませんでした大学院をドクターコースまで、全部の専門領域について充実発展させる、そしてほんとうにここが教育学の中心的な充実したものになり、また体育、芸術につきましても、高度の研究も含めた大学になり得るというふうに発展させることこそ、他の一般の教員養成大学に對する東京教育大学が伝統的に持つておりました位置づけ、意味合いというものをよりよく生かすことになる、こう考えまして、修士課程に先ほど申しましたような教育あるいは体育、芸術の大きな修士区分を考え、すべての学問領域につきまして博士課程までの充実した大学院を設けていく、これがやはり伝統を生かすことに相なつておるというふうにかへる次第でございます。

○山中(吾)委員 そういふ精神ならば、大塚にある教育学部を修士水準の大学院に昇格をして、教師の再教育も含んで筑波大学の一つのブランドとして、あの伝統の大塚に教育研究の大学院を置くというふうな構想が入つておればいい、伝統を生かすことになるけれども、何かうわさによると、あれは中国の大使館に使うんじゃないかというふうなうわさが出て問題になったことがある。いけにえにしたのじゃないけれども、いけにえに。伝統を生かす精神は、イギリスのケンブリッジにしても、オックスフォードにしてもイートンにしても、何百年の歴史、伝統があるから、学校は古ければいいというものではない、表から見るとなかなか古色蒼然たるものではなく、しかし、依然として人材を得ているでしよう。大学も法律でつぶしたり立てたりするものではないのだ。いわゆる学

校史というものについての真髓を知らぬと思うのだ。伝統の中に新しいものをつくっていくことこそ、私は学校の改革なんだと思うのです。紛争しているからつぶすなんということは学校行政じゃないです。何もなし、そんなこと。大臣、着想ないですか、あそこをもつとそういう方向に使う、よき伝統を残す。文書に書いたものは何もなければ、一つぐらい考えたかどうかというのだ。

○奥野国務大臣 東京教育大学が筑波に完全に移転した際に、従来の東京教育大学のあと地をどう使用するかというところにつきましては、またいろいろな発想が浮かんでくるだろうと思ひますし、またよい点、それはお互い実るようになつていけばならない、かように思ひます。しかし、いづれにいたしましても、山中さんが筑波のいまの研究学園都市をごらんになったかどうか知りませんが、環境は全く違ひます。大塚はほんとうにごみごみしたところにあつたが、筑波学園のほうは大らかな土地、筑波山を仰ぎまして、学ぶにはほんとうにあつたところでございます。ですから、だれの立場で移転を考へるかということも一つの観点だと思ひます。先生の立場で考へるのか、学生の立場で考へるのか、あるいは社会全体の立場で考へるのか、いろいろな観点から考へなければならぬと思うのですけれども、ほんとうに東京教育大学が発展的に筑波に移つていくのだ、こう理解をし、またそういうつもりでつづける大学をつくりたいということでも、いづれ東京教育大学から筑波に行つてくださるでしようし、またおそろく私は、東京教育大学の先輩は筑波大学の学生を後輩だと思はれるだろうし、筑波大学の学生は東京教育大学卒業生を先輩だと思はれると思うのでございませう。そういう意味で、気持ちの上では私は完全に引き継がれていくものだ、こう考えているわけでございます。先輩としていろいろ御懸念もあるだろうと思ひますが、ぜひこれだけの気概を持つて筑波の学生が

りっぱに学んでくれる、そういう態勢をつちかわなければならぬ、こう思います。東京教育大学が、筑波にありましたが、筑波におきましても多くの若い人たちがあがれ、的になるような、りっぱな学校にぜひ育てていかなければならない、こう思っております。

○山中(吾)委員 向こうはりっぱ——私は行っていないのですけれども、環境はいでしよう。ただ、大塚という伝統の中に実験学校としての付属高等学校、小学校、中学校、特殊教育、ろうあ学校があの周辺を取り巻いている、それを全部向こうへ移すんですか。こちらの都民の人が入っている小学校までも、伝統があるのですね。そういうものを生かす着意がないと——だから、伝統生かすなんて、うそばかり書いてるじゃないかと

言っている。あの歴史のある付属の小中学校を活用する構想というものがあれば、あそこをどうするかということは一歩大事なことという問題を考えるときでしょう、何も考えていないじゃないですか。

○奥野国務大臣 東京教育大学の付属の学校、高等学校とか中学校とか、それは旧来どおり残す予定をいたしております。

○山中(吾)委員 それだけが残っても普通の学校になってしまふので、昔は伝統的に教員養成の母校があって、卒業生がそこに行つて実習をする、また研究しながら、その先生をしながら教授法を教える形、高等師範と付属学校というのは、教員の研究と実験と特殊教育その他を含んで、全然一体としてその伝統ができています。あの付属だけ残つて何になるのですか。そう簡単なものじゃないですよ、移転移転と言っているけれども。

○木田政府委員 いま大臣がお答え申し上げましたように、付属の学校は従来の土地に残る、そして付属学校としての機能を果たしていく、(山中(吾)委員)果たしてないじゃないかと呼ぶ)多少、学生が学びます筑波大学の土地との距離が、今日の付属よりも遠のくというところはございまして、(山中(吾)委員)多少どころじゃないと呼ぶ)

しかし、これからの首都圏の道路事情あるいは交通の状態その他を考えたならば、これは付属学校としての運営その他にはいろいろな改善くふうも十分持ち得ることでございます。

また、今日でも、付属の学校とそれから学生の学びます学校の位置とは、かなり離れておる例も少ないわけではございません。いろいろな事情がありましてそういうことになっておりますが、筑波の地に大学をつくり出す際には、付属は都内に置きまして、都内での整備をし、その間の関係を緊密にしていく、その改善にはつとめてまいる所存でございます。

○山中(吾)委員 答弁に値しないですね。答弁に値しない。(奥野国務大臣)時間的に近いのですよ、距離で考えるから……と(呼ぶ)あ、そう。ですから、あそこは教員の再教育大学院でも置くというならわかる。あの場に、筑波におもやを置いて、付属をそのままにほつて、そこには伝統も何もないじゃないですか。そういうことを考えないで、一方の教育大学は廃止をして、片一方筑波大学、異質のものををつくるのは無責任だ。大団民の諸君も無責任だ。学校というものは、そんな簡単に……(反対していることだつて無責任だ)と呼ぶ者あり)反対も何も、一番問題にしているのだ。学校なんというものは、それは一べんにくつたところで、そんなものがすぐ伝統的な人間形成の能力の出る環境にならないのだ。もう少しこの付属学校というのをどういうように活用するかというところを、具体的に着想を出さなければいけません。答弁にならぬ。

○木田政府委員 付属学校が大塚の地に残りまして、筑波との間にどのような脈絡のある連係組織をつくつていくか、これは東京教育大学におきましても、現在なお検討が進められておる課題でございます。いづれにいたしまして、付属学校としての機能をよりよく営めるように改善努力をしなければなりません。東京教育大学では、教育研究センターという形のものをお考えたいというふうな御構想もございまして、教育学の大学としての主

体が筑波の地に参りまして、その間の関係の結び方もいろいろあると思ひます。道路だけではなくて、最近の情報技術その他を使ひましたならば、それは距離を越えていかようにでも教育上使える道は出てくるわけでございますから、私はそんなに心配をいたしてありません。大塚の地に残つていなければ両者の一体感がとれない、そういうことではないというふうなことを考えております。

○山中(吾)委員 法案に教育大学の廃止、筑波大学の設置という出し方をしているんだから、何かの方法が出るなんという抽象的なことをいまの段階で出すのは責任ある立場じゃない。これが一番大事じゃないか。具体的に、教育大学の廃止をしておるけれども、あの長い歴史のできておる付属をどういうふうな活用する、こういう構想でこうなるという一番大事なものを出してないで、そして伝統と特質を生かすというふうな書いてあるから、うそを言ふなと言ふんです。これから何か方法が出るでしょうという答弁は無責任でしよう。私の言うことはそんなに飛躍していません。もっと具体的に初めて提案すべき問題じゃないですか。こういうものが固まるまでは小委員会をつくつて吟味しなさいとほくは言うんだ。あつてないで、百年の大計を——ことしつくつたからといって日本の国が發展するわけでもないんだ。一、二年がかりかまえて検討すべきだ。あなたの答弁を聞いておると、ますますそう感ずるが、これを話しておると朝までかかるから……。何か答弁できますか。

○木田政府委員 付属学校の運営につきましても、付属学校部を設けまして、それに付属学校部運営委員会を置き、大学との連係をつけていくという計画になっておるわけでございます。また、必要な各種のセンターを設置するという構想になつておるわけでございます。それらの構想はやはり大学の設置がきまりまして逐次進んでいくべき性質のものでございまして、付属学校部につきましては、すみやかにこのまとまりがとれ、その運営ができるように、すでに事前の配慮もい

たしたところでございますが、山中先生御指摘になりますような付属学校との関係の重要性という点は、今後大学の準備研究を待つて、私どもも対応を十分に考えていきたいというふうに思ひます。

○山中(吾)委員 不満足だけれども、そのくらい答弁で見守ることにしましょう。

それから、向こうの筑波地域に新しく学園をつくつて、一つの大学をつくる。現実に東京都内におる学生諸君は、まず半分以上アルバイトをして、何ほか学資をかせいでいると思うのです。地方の父兄が出すのは、月五万、六万要る。二、三万はアルバイトをしてる。向こうの学生はアルバイトも何もするところはないだろうと思うのです。そういうことも考えながら、学校制度としては、目的大学についてはいろいろ議論もあるし、またいろいろ吟味をしなければならぬので、教員養成目的の大学というものは、免許制の封鎖性、その他の問題もあるから、速急に結論を出すべきものではないと思ひますが、あの伝統を生かす場合には、自発的に教壇に立つて教育に生きがいを感じるという卒業生が出るような大学であれば望ましいと私は思ひます。現在の教育大学も、目的大学ではないが、その伝統が生きて教壇に立つているものはいふん多い。そうでないと、何を見ているのか、取りとめのない卒業生しか出ない。どういう職業人になるかちょっと見当がつかない。そういうことを考えるときに、現在教育学部一般の大学の学生で教員の希望の者には、奨学金を一〇〇%やっていると。六カ年教壇に立てば返還免除になるんですよ。どうなつていますか。

○奥野国務大臣 いろいろお尋ねがございましたが、三つあったと思ひます。

一つは、学生のアルバイトの御心配、私も心配をいたしております。筑波大学の当局は、大学のいろいろな仕事を学生に思い切つてやつてもらおう、そういうことを通じて学生のアルバイトの必要を満たすようにできよう。アメリカの大学などはかなりそういう配慮をしているようにござい

す。そういうことで、かなり大きな予算でございますから、大学の準備をしておられる方々のおっしゃること、たいへんけっこうなことだな、こう私は思っております。私も実は最初心配いたしました。そういうことでいろいろ相談をしてみました。そうしたら、相当大きな予算を持っておりまして、学生にやっても余る余地がずいぶん多いようでございます。そういう先べんをつけてくれるので、ありがたいなと思っております。

それから二つ目は、先輩としてたいへん御心配になっておられますが、またいろいろ先輩としてお気づきの点を教えていただきたいと思っております。同時にまた、参与会の構成におきましても、やはり先輩の方に入ってもらい、これはいま考えられている構想の一つでございます。地域の代表者にも入ってもらい、また同窓会の代表者にも入ってもらい、あるいは入学試験問題などがございまして、高等学校の校長先生にも入ってもらい、そういうことでございます。

第三番目は奨学金の問題でございますが、御承知のように、卒業いたしましたから研究教育に従事する方々、これはもう免除をいたします。同時に、大学の場合で学生の五割足らず、大学院で学生の九割足らずになっておるわけでございますけれども、教育関係に当たる方々、これはもう優先的に奨学金の配應をしなければならぬと思ひますし、希望者の全員に奨学金が行き渡るように文部省としては当然配慮しなければならぬ、こう思っております。そういうつもりで努力してまいります。

○木田政府委員 第三点の、大臣からも御答弁がありました点、ちょっと補足して訂正させていただきます。

現在、教員養成学部对学生に対しては、二人に一人の割合で奨学金の貸与が行なわれております。これは一般貸与と特別貸与を合わせまして、大体二人に一人という形になっております。また大学院につきましては、修士レベルでこれまた二人に一人という割合で貸与が行なわれております。

す。博士レベルにつきましては九人に一人という割合で支給が行なわれております。その点だけ、ちょっと数字を補足して申し上げておきたいと思ひます。

○山中(吾)委員 参与制については私は反対です。賛成を前提として話をしていますから、あとでまた……。

筑波大学については、入学者全員に奨学金を支給する。それで、六年教壇に立った者は免除になる。義務的にそういうことをするのでないけれども、教壇に立つことが望ましい。そこに伝統が生じるのですから。あそこに行ったらアルバイトの場所もない。奨学金は全部支給するんだ、そして、後顧の憂いのない勉強をし、おのずからその雰囲気の中で教壇に立つと、その伝統が制度で強制するのでなくて、自然に生じるような、そういう構想であれば一つの伝統の生き方もある。普通にならば新幹線構想とか、いままでのせつかく積み上げた歴史というものを切り捨ててやるような軽率な発想のようだから、私はいま異議を申し上げているので、そういう発想ぐらいつつでないと意味がないじゃないか。それ考えていますか。

○木田政府委員 筑波の学生に対しては、特に教員の資格というのを考えます。修士課程の教育の課程、あるいはまた体育、芸術等、やはり教育の伝統を持った課程等につきましては、いま御指摘がありましたことを十分念頭に置きながら、育英資金の運営も考えていかなければなりません。しかし、育英制度全体につきましても、これは筑波とは別に考え直さなければならぬ点等がございまして、今後の大学進学者の拡充と合わせて育英奨学制度の改革のものにも検討を進めたいと思っております。

ただ、筑波は御指摘のように生活環境が違いますから、東京都内におりますようなアルバイトその他の、いいアルバイト口がすぐにあるというわけでもなからうかと思ひます。生活の問題は真剣に取り組んでいきたいということを考えておりまして、そのために学生の宿舎につきましては、完

成時におきまして学生の六割方が宿舎に入れる。初年度はこうした地域の生活施設も不十分でございますために、全員が宿舎に入れるというような生活環境を整備してまいるつもりでございます。

育英奨学につきましても、奨学制度全般として、希望者にできるだけ多くのサービスができるという方向を今後考えたいと思っておりますが、教員志望者に対しては、現在でも、先ほど申し上げましたような特別の努力をいたしておりますので、筑波の地でそうした目的を持ちます、そうした希望を持ちます学生に対して、十分な対応ができるように努力をしたいと思ひます。

なお、先ほど御答弁申し上げました中で、博士課程の場合に九人に一人というふうになつてと間違つた御答弁を申し上げました。博士課程の学生に對しては在学生は九割に對して支給をしておるといふことでございます。

○山中(吾)委員 私は、高等教育を受けて社会から学んだものは子孫に返す義務がある、すべての国民は、兵役の義務なんて古いことは言われないが、社会から学んだ文化は子孫に文化を伝達すべきである、そういう国民の文化的義務をつくつていいのじゃないかと思つておるのです。したがって、大体大学を出た者は、一度三年、四年教壇に立つ義務があるくらい常識をつくるべきだと思ひます。したがって、ここで筑波大学というものを目的大学としてでなくて、伝統を持ってきたんだから、入学する者は教員の希望、教壇に三年、四年も立つというふうなことを前提として全部奨学資金をやるのだ。そうして各教科の中に教員の免許状をとる教科があつて、卒業すれば全部教員の免許状保持者になるのだ、六年教壇に立つた者は免除をする、そういうような構想で、心身関係の人間形成に、肉体を守る医学と、精神的な面での形成を担当する教師は、教師であると同時に基礎医学の知識を持つていなければならぬという教師にならなければならない。肉体の先生と精神の先生が別々に養成される。だから一つの総合大学の中に医学があり芸術があり、そうして一般の人文科学その

他がある。その中で一方に医学の基礎知識を持つて教壇に立てるような、聴診器を持たない医者がほんとうの教師だと思ひます。そういう構想の中で百年の伝統が生じるような筑波構想ならば相当検討されるべきものがある。そういう着想が一つもなく、美辞麗句で形容詞として伝統、特色を生かすように書いているから無責任だと私は言うんだ。そういう着想で検討するべきものであると思ひます。いまの構想については私は賛成ができません、非常に危険なものがあると思ひます。朝まで時間があればもっとやりたいのですが、一応問題を提起して良識のある皆さんの判定を期待するわけであります。

次に、一番問題になる筑波大学の管理のあり方でありまして、大学という特殊の教育機関の管理のあり方というものを、官庁の管理とか会社の管理と同じように考えては非常な間違いがあると思ひます。官庁の管理、会社の管理と教育機関の管理、ことに大学の管理という原理が違わなければならぬ。どこが違うのでしょうか。同じような考えでやつていないでしょうか。

○木田政府委員 大学の管理運営は、教育研究という大学の本来の機能が最もよく行なわれるように考えて必要な処理をしていくことだといふふうに考えております。

○山中(吾)委員 官庁の管理というのは、与えられた法律を執行するための一つの管理でしょうから、既存の価値を保持するための秩序で、新しい価値観を創造するようなことをいふたら、これは秩序が乱れる、行政官庁その他は。したがって、ピラミッド型の管理体制といふふうなものは認める要素もあると私は思ひます。また会社の管理は、利潤を追求する合理主義のための秩序が原理になつておると思ひます。大学の管理といふのは、自由に価値を創造していくための秩序でなければならぬ。そういうことから権力による秩序からは創造ができません、学問的な権威というものが秩序の原理でなければならぬと思ひます。それを制度的にいじくつて、大学のもとに学者でな

い副学長まで置いたりして、そうして全学の教授を統制しようというふうな構想の中に、何か大学の管理の原理について誤りがないかということと聞いています。だいじょうぶですか。

○木田政府委員 大学の組織規模が非常に大きくなっております。世界の主要な国々の大学を見ましても、学長を補佐するたくさんの副学長が設けられております。副学長がいるからといって、これが全く研究教育に無縁の人が副学長に迎えられるとも思いません。やはり研究者であり、教育者であり、大学の運営にふさわしい人が副学長として迎えられることになると思います。ですからイギリスの大学でもアメリカの大学でもソ連の大学でも、その他フランス等多くの国の大学で、教育研究あるいは一般的な大学の総務について補佐する副学長が置かれております。それと同様の発想を考えましても、何も会社や何かの管理なんかと同じようになるとは考えておりません。

○山中(吾)委員 一応聞いておきたいと思うので、そこで、この筑波大学の管理方式というのは、既存の大学と違って、学長に管理の権能を集中していくという大體構想のようですね。そのもとに副学長は五名配置をされる。さらに参与制によって学外から管理に対して助言をし、勧告のできる一つの機構を置いてある。そして国立であるから文部大臣の關係からも、一つの秩序のひもがある。このあり方の中に非常に私は危険なものがあると思うのですが、一つは筑波大学構想その他の中に、当時大学紛争の中で論議をしたのは、大学に法人格を与えるべきではないか、国立、私立の中に設置者差別主義があつて、一方は国が財政的に責任を回避する私学、一方は国が全責任を財政的に持つという国立、その国立、私立の差別の問題から経済的な設置者差別主義をなくそうということから、国立についても特殊法人あるいはその他の大学法人という名前をつけたものもありますが、法人格論がたいぶ出た。それで私学と国立の關係をだんだん近づけて国の差別をなくしていくという

論争があつたはずであります。筑波大学の構想も、最初は特殊法人、法人格を与えようという構想があつたのではないかと。どうです。

○木田政府委員 御指摘のとおり、大学自体に一種の法人格を持たせるといふ御意見も出ておつたと考えております。

○山中(吾)委員 そのときに、法人格を与えれば当然執行機関としての理事会が要るから、理事会構想も論議をされた。ところが、大学の先生のほうから、やはり国立のほうがいい。退職金その他いろいろなことがあつて、まだわが国は伝統的に官尊民卑の思想があり、制度的にもまだ差別がある。そういう心理も働いて、特殊法人にするよりはやはり国立にしてほしいという論があつた。ところが法人格を与えるという前提として出てきた理事会構想を、法人格をなくせば執行機関ということにはならないから、諮問機関あるいは建議機関というふうな形で参与制だけは残った。そこにちがはぐな、竹に木をついだようなのができたと私は解釈しているが、そうではありませんか。

○木田政府委員 この大学の管理運営に対して広く市民の参加を求めていく、あるいはまた市民の声を聞きながら大学の運営を進めていく、これまた諸外国で取り入れられておる制度でございまして、フランスのように国立大学でありまして理事機関を持つておることも少なくございまして、イギリスの国のチャーターでつくられます大学につきましても、同様にたくさんの方々が理事機関を構成しておるわけでございまして、ソ連も国立大学でございまして、学外者の加わつた評議會等設けられております。大学が地域の關係者の意見を取り入れ、またその意見を聞きながら教育研究の仕事をするために行なつていくというの、自然の姿であるかと思ひます。御指摘のように、たまたま国立大学という従来の大学の性格を維持しようということになりました。關係上、そうした市民社会からの意見の反映をはかる組織を理事機関として位置づけることはしないで、参与会という形で位置づけることになつた

次第でございすが、しかしこれは、大学の運営の考え方として決して不自然なものでもないというふうにかゝる次第でございすが、

○山中(吾)委員 私は、日本の風土から考えて、この国立大学に学外からの管理についてのタッチを認めることは非常に危険があるのではないか。理屈じゃない。風土ですね。アメリカと違うので、大體同窓会とか、そういうふうなものはいけい干渉をする風土なので、日本の大学というのは大学人によつていろいろ苦心をしながら発達をしてき、戦後価値観の混乱で一時的に混乱をしておるけれども、やはり大学の自治というのは、学内の者によつて自主的に維持していくことが、日本の場合において一番大学の自治を守る適切な道ではないか。アメリカの制度を竹に木をついだような形で持つてくるのは非常に危険であるとまず考へておるわけなんです。

日本の場合の私立大学の場合には、自己管理であつて、そこに理事会があり、別に学長以下の教育体系があるが、私学においてもどうも理事が学問の自由、人事に対して、正當な発言をしない。裏口入学の接点になる。決して私は大学の発展に長所が發揮されているとは思つていない。しかし、それは法人格があるので、理事会そのものが訓練をされて發展していく以外に道はないのですが、国立大学になつた場合に、わざわざ学外の者をそこへ持つてくる。しかも、参与というのは任期がないので終身、学長は任期二、三年でかわつていく。やがてボス的存在になつて、外からその大学の管理が人事まで、この学長反対だ、これはどうだといふ、デメリットだけが出てくる。と私は考へる。そういう吟味をされましたか。

○奥野國務大臣 山中さんのお話を伺ひまして、大学の自治、非常に大切なことでございすが、けれども、大学の自治が目的ではなくて、私は学問の研究を守つていく、それが目的である、それを守るために大学の自治がある、こう考へておりますので、御了解を得たいと思ひます。また筑波大学自身は、みづから社会に開かれた

大学として發展していきたい。そのためには社会のいろいろな声に耳を傾けやすいような仕組みをとりたい。それが参与会の設置になつてゐる。これもぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

それじゃ参与の構成をどう考へて、どういう点について社会の声を聞きたいと考へてゐるのかというところになつてゐると思ひますけれども、やはり大学の施設、できる限り地域の住民の方々にも役立ってほしい。そのためには土地の代表者にも参与として入つてもらふ。体育施設などは、一番地域の住民に利用していただけるものだと思いますけれども、大学会館その他も同様のことだろうと考へております。同時にまた、先ほど先輩としての御心配がございました。やはり同窓生の代表に入つてもらふ。先輩からいまの大学を見た場合に、いろいろな懸念もあらうかと思ひます。ございまして、先輩の立場から後輩に対していろいろ助言を送つていく。だから、そういう人たちが参与として入つていただきたい。また他の大学の關係者にも入つてもらふ。他の大学から見た場合に、筑波大学がはたして適切であるかどうか、私、よく批判しやすいと思ひます。その声も聞こうと考へてゐるようでございます。同時にまた、高等学校長の代表にも入つてもらふ。やはり高等学校が自分のところで教えた生徒を大学に送つていくわけでありまして、また入学試験の問題もあるわけでございまして、送り出したものとの学校側として筑波大学にいろいろ助言をしていきたい、こういう気持ちも多分にあるかと思ひます。そのほか、社会のいろいろな事情から考へまして、こういう公開講座を開いたらどうか、また修士課程についてもこういう科目を積極的に取り上げていただろうかとか、いろいろなことがあるだらうと思ひます。みづから社会に身を投げ出すと考へてゐる筑波大学の關係者、けなげだという気持ちを持つておるわけでございまして、やはり大学も孤立してはいけません。従来のように、象牙の塔にこもつてはいけません。みづからこもらないようになつて努力するばかりじゃなしに、こもらない

いようになつていける仕組みを私は考えていく。それが参事会の組織だ、こう考えておるわけでございます。

もとよりこの参事会の組織も、筑波大学にしか法定していいわけでございます。同時に先ほども申し上げましたが、いろいろなことを今後筑波大学ができてまして筑波大学みずから築き上げていくわけでございます。したがって、参事の任期なども学内規則で定めていけることだと思つてございまして、またそれができるようにしていかねければならない、こう考えておるわけでございます。いろいろな点は今後具体的に筑波大学みずからがおきめになって、そして具体的なものをつくり上げていただく、こういう期待をいたしておるわけでございます。

○山中(吾)委員 私は、国立大学で外からの参事が、いろいろな人が入って、これはもう外からめっちゃめっちゃにする危険が非常に多い。これは確信に近いほどそういう危険がある。

そこで、心配をするのは、またこれは制度がなければいけません。法律の制度としてこれを置き、参事は文部大臣の任命ですね。学長の任命じゃない。権威のある文部大臣の任命された参事が、学問のあり方まで、大学のあり方まで勧告ができるという強力な権限まで入れて、私は大学というものは逆に外から曲がった牽制を受けるだけだ。どうしてまた文部大臣の任命にしたいんですか。

○奥野国務大臣 学長であれ、副学長であれ、参事であれ、みんな学校からの申し出を受けてまして、そして形式的に、国家公務員でありますので、文部大臣が任命をするわけでございます。私はよくこう申し上げるのでございまして、お互い選挙で投票を受ける。そうして当選者に対して選挙管理委員会が当選証書を渡す。その選挙管理委員会が当選証書を渡す役割りを文部大臣がしておる、こう申し上げておるわけでございます。したがって、文部大臣が任命する。その場合には、学長の申し出そのままに任命をしていきたい、こう考えてお

るわけでございます。

○山中(吾)委員 私はまあいかにいかに言えると思ひますがね。学長が民族の最高の教養と何かを持って学長がもし地域にいろいろの空気をいれるというならば、みずからの任命で参事制をとるといふならわかるが、文部大臣の任命で自分も文部大臣から任命されるんだが、そんなかつこうで制度としてうまくいくと思つてゐるんですか。これは絶対そう思うまいと思つてゐるんですか。これはいふんと思ひつきの法案だと私は思つておる。

そういうことを考えるから、一方に私立大学の学長が理事会から牽制される要素を国立のままに入れて、上にまた文部大臣がおる。だから、この筑波大学の学長の管理体制、そして学部の人事情権をとつて副学長が自分の周辺におる。どんな管理が出るんだらうということ、なかなか私は整理がつかない。その中で、文部大臣の任命権は拒否権があるんじゃないですか、どつちです。

○奥野国務大臣 学長や副学長につきましては、学長の申し出に基づいて文部大臣が任命すると書かしていただいております。参事の場合には「学長の申し出を受けて文部大臣が任命する。」と書いてありますから、「申し出を受けて」とどまりますから、幅広い、適当でないなら法律条文上は、これは変えてくださいと言つて差しつかえないと思ひます。しかし、「申し出を受けて」と書きましたの、学長や副学長と参事とは立場が違つてございします。学長や副学長につきましては、大学がおきめになつていいんです。大学の自治というものは非常に尊重する、そういう気持ちを正確にあらわすために基づきという表現を使つておりますので、参事のような助言機関、諮問機関、これはやはり性格の違いを明確にしたほうがいいだろうというふうなことで表現に差を設けておるわけでございます。ですから、法律形式的には拒否することができると思ひます。しかし、実質的にはそうするべきではない、そのとおりに発令すべきだろう、またそうしたい、かように考えておるわけであります。

○山中(吾)委員 これは私がいなかったのですが、ちょっと確認したいと思うのですが、五月九日の文教委員会で上田委員から「学長の選考で、文部大臣が任命するということなんですけれども、それでは、文部大臣に、その選ばれた副学長というものに対する拒否権というふうなものがあるのでしょうか。」奥野大臣はこれに対して、「学長の申し出に基づいて文部大臣が任命する。」したがって、違法なものでない限りについては、「適当だ、不適当だ」ということで拒否することはできない、拒否権は明確に打ち消しておりますね。間違いないですか。間違いありませんか。

○奥野国務大臣 上田さんに御答弁申し上げたとおりでございます。

○山中(吾)委員 もしこの筑波大学のような管理体制で文部大臣が拒否権があるとすれば、たいへんな、ほとんど現在の教特法の上に立つた大学の、学問の探求のための大学の自治は私はいま空洞化してしまふ。したがって、大学の機能というものは行なわれなかつたと思うのです。

これについては私はぜひ確認したいのです。が、前の大学紛争の問題のときにもこれは取り上げたのです。文部大臣に拒否権があるかどうか、ここにおる坂田文部大臣の在職中なんです。文部大臣は、拒否権は狭いけれども、あるという答弁をしておる。あなたは拒否権はないとずばつと言つた。筑波大学という構想の場合には、これは文部大臣が拒否権を持つなんという事になれば、副学長五名その他含んでいへんなことにならる。あなたは拒否権はないと言つたが、坂田文部大臣は、狭い幅であるけれども、あるという答弁をしておるわけなんです。これは非常に重要なことなので、歴代大臣ごとに違つてくれればたいへんなことだ、これはぜひ確認しておかなければならぬと思うのでありますが、こういう経過の中にしておるのですから、ひとつ認識をしていただかなければならぬと思うのです。

〔委員長退席、森喜委員長代理着席〕

坂田大臣のほうは、狭い範囲という意味で、著し

く不適当であることが客観的に明らかに認められる場合においては、拒否権はあり得ると、こう解釈すべきである、こう言つてゐる。それについてもう一歩さかのぼりますと、荒木文部大臣のときには完全にあると言つてゐる。大学総長の認証に関する法案のときに、私はそういうことはいふとすつぱく言つても、荒木文部大臣は再三拒否権はある。大臣がかわることに解釈が変わつてはどうにもならないと思ひます。私はこれだけは明確な政府の回答がなければ、これは私はほかのことはどう論議あつてもこの法案に対しては全面的に拒否しなければならぬ、もう一度大臣に伺ひたい。

○奥野国務大臣 上田さんに答えたとおりでございしますが、しかし私は上田さんに答えたのは、もちろん違法な申し出、これをそのとおり任命すること、これはできないと思ひます。国家公務員法等に公務員である者はこうでなければならぬといった式の規定がございします。違法な申し出、これはできない。それから、大学設置の目的に照らし明らかに客観的に適当でないもの、これはやはりそのまま任命できないでしょう。一般に拒否権があるとかないとかいわれていることは、本人が適当であるか不適当であるかというふうな裁量で拒否する、こういう場合に私は拒否権があるとかないとか、こう言われるのだからと思ひます。そういう意味で適当であるか適当でないかで拒否すること、これはできないと考えております。こうお答え申し上げておるわけでございます。今日もそう思つております。でありますから、抽象的なものの言い方をしますと、人それぞれに拒否権というものはいろいろに解釈するものですから、違いが出てくるのではないかと、こう思つておるわけでありまして、私が上田さんに申し上げたことをいま重ねて三点について申し上げたわけでございます。

○山中(吾)委員 申し出により、議により、というの拘束力があつて、文部大臣は、任命権はこれは形式的任命権である、違法である場合は失当然精神異常その他というのは最初からこれは失

格条項ですから……。そうでなくて、主観的に判断をする余地のある拒否権はないということでしょう。間違いないですか。

○奥野国務大臣 大学の設置の目的に照らし明らかに客観的に適当でないということ以外には、適当であるか不適当であるかというようなことで拒否することはできない、かように考えております。

○山中(吾)委員 だから、正當に学内の手續を経てきたものは、精神病とかそういうものでなければ拒否権はない。坂田さんは狭い範囲内であると言っている。あそこにおるのですが……。

それでは、もう少しその当時のなを讀んでみますか。坂田文部大臣と当時の村山局長と一緒に答弁しているのですがね。最近判決で問題になった井上正治九大学部長の学長代行の例を出しながらこれは問題にしたものなんです。井上氏が警察は敵だと発言したということから問題になって、これを学長代行に対して拒否するかどうかというように、正確に閣議で問題になった。そういうときに、明確にすべきだということで、これは判決のほうは違った解釈をしておるようですが、その当時はまっ正面に、文部大臣の任命権の問題として論議になったわけなんです。そのときに私が問題にしたのは、閣議で問題になって、その当時の法制局長官は、これは拒否権があるのだ、そういう解釈を下した。そういうことも含んでありますから、非常に重大な問題で、天皇の場合の認証と同じように拒否権があるかないかということの論議をしたのですが、若干狭い範囲内において、坂田文部大臣は——その当時の見ますと、こういうふうです。「これは、もう何回も繰り返して私算總會でもどこでも、ずっと言い続けてまいっておることでありまして、別段いま急に思いついて言っているわけではございません。やはり先ほど局長が答弁をいたしましたように、非常に幅が狭い、狭いけれどもゼロではない。これはなかなか名答弁です。『ゼロではない。このことだけははっきりいましておるわけでございます。法制局の見解も同じ』、私はゼロと主張しているのです。あな

たの答弁も、ゼロとして拒否権はないと私は聞いた。それはどうですか。

○奥野国務大臣 拒否権ということばの解釈によつていろいろなもの言ひ方が出てくるのじゃないか、私はこう思うわけでございます。違法なものを出しても、それを拒否したら、拒否権がないのにけしからぬじゃないかとおっしゃらないでしょうか。その意味においては山中さんも拒否権は認めておられるのじゃないかというふうにもなつてしまふと思ひます。ですから、そういうふうな、違法の場合、それから大学設置の目的に照らし明らかに客観的に不適当なものを申し出る、それは受けるわけにはいかないでしよう。大学設置について政府は国民に責任を負つて

らるわけでございますから、その目的に照らし明らかに客観的に不適当なもので任命していいとはいえない、しかしそういうことは拒否権あるなしの問題からはずれた問題だと思ひます。違法の問題でございまして、かゝる問題、それ以外に一般的に、適当か不適当かということで任命したり任命しないでおいたりすることができるといふことを拒否権があるかどうか、こういうふうに使われておると思ひますので、そういう意味で先ほど来お答え申し上げておるわけでございます。

○山中(吾)委員 このときに問題にいたしましたのは、「佐藤首相は二十五日の閣議で」、四十四年三月ですね。「警察は敵」と発言した井上正治九大学部長の学長代行就任上申に關連して「文相がどんな場合に拒否できるかを法律的に十分検討するよう」高辻内閣法制局長官に指示した」という事実があつて、そういうことに關連をして當時の坂田文部大臣は、「思想問題で拒否するよう」とはしたくない。ただ、言動が国家公務員として

はなはだしく不適格なら拒否できるだろう。」というふうな、やはり自主的拒否権を、狭いけれども認めておるプロセスなんです。

これは大問題なんだ。それは拒否したくはないという個人的な思想その他は別ですよ。これは制度

論ですから。これについていろいろと論議をしたときに、狭い範囲内であっても拒否権を否定はしていないのですよ。

そこで、現行法の教特法の趣旨から、文部省においても、戦後十年くらいは拒否権ないと明確に、文部省の役人の出しておる著書その他に全部書いてある。だんだん変わつてきたのです。それで荒木さんのときには、認証官の問題で私が質問したことについて、これは明確にあると言つておる。私の、学長に対する任免について拒否権があるかどうかという質問に対して、あるとお考えになつておるかどうか。そのとおりでございますと、きつちり言つておられます。私はあとで速記録をお渡ししてもいいのですが、筑波大学法のように、副学長まで、あるいは参与制まで含んで文部大臣の任命権というのは新しく規定をされ、そうして学長に権限が集中をしてくる、それに対して文部大臣が、言動とか意見の相違はなはだしいような場合、ごく狭い場合を考えてもいいのですが、欠格条項にははなはだしい場合において若干でも自主的拒否権があると解釈するならば、この法案全体について別な角度で批判をして、これは成立は何としても許されないような感じがする。どうして

も各大臣が三人ずつニエアンスが違つてきておる。だんだんと、奥野文部大臣に至つては、教特法の解釈が筑波法案というふうな実体を見て、これは拒否権はないと見るべきだと考えてきた。これは閣議で明確にしてもらふと困る。国務大臣個々に変わつてきて、少しづつ違つてくるんでは、これは私は、閣議で明確に政府として解釈を下して

くれなければこの法案の審議は一応停止すべきだと思ふ。委員長、各三大臣が違ふのであるから、これは統一を政府見解としてしなければ、速急にその辺の権威のある解釈をしてくれなければ、この法案の管理体制、筑波大学管理体制そのものが根本的に私は違つたものになつてしまふ。委員長に要望します。閣議の決定をもつてしてくれなければ困る、その約束をしてくれなければ、私はこれ以上質問は続けません。

○奥野国務大臣 ここに、四十四年に山中さんと當時の法制局長官高辻さんとの間の問答がありますので、ちょっと見てみましたら、やはり私が答えているのと同じことを答えています。これは結局拒否権というものをどう理解するかということによつて違つてくるんじゃないか。拒否権ということばで議論したら間違つてくるんであつて、内容で議論しなければならぬ。私は内容を三つに分けてお答えをしたわけでございます。一つは違法に對する場合、一つは大学の設置の目的に照らして問題がある場合、第三が要するにそれ以外に、不適で拒否することができなから、一般的に拒否権のあるなしは、私はここに問題があると思ひます。山中さんは大体その点は御理解いただいておると思ひます。適、不適で拒否する、これはできない、これは四十四年の答弁においてもそういう見地に立つてお答えしているようでございます。

ちよつと御参考に讀まさせていただきますと、この當時の高辻法制局長官は答えております。「申し出がありました者が、何らかの理由で主観的に政府当局の氣に食わないというふうなことはなく、そういうことで任命しないというのとはちろん違法であると思ひますが、そうではなくて、申し出があつた者を任命することが、明らかに法の定める大学の目的に照らして不適当と認められる、任命権の終局的帰属者である国民、ひいては国会に對して責任を果たすゆゑんではないと認められる場合には、文部大臣が、申し出のあつた者を学長に任命しないことも——理論上の問題として私はお答えするわけでありませんが、理論上の問題としてできないわけではないと解されるというのが當時の考え方でございます。こう答えておるわけでございます。山中さんが理解しておられ、私も理解している拒否権という範囲には拒否権はない、こう答えておるわけでございます。食い違ひはないようでございます。

○山中(吾)委員 それが違うんですよ。大学の、文部大臣の申し出については、申し出る前にこれ

これの者を書いてある、いまちょっと見えないんですが、その学識その他何か書いておったようですが、それは学内が認定する事項である。学内がそれでその法律の手續に基づいて議を経て申し出てきた者については無条件で認定するんだ、欠格条項でない限りは。主観的に文部大臣が判定をして、拒否するなにはないんだ。これが戦後ずっと文部省の解釈であつたわけだ。

ところが、だんだんと自主的任命権に近づいてきて、荒木さんの時代には、当然あるんだ、学長が総長に昇格する法案のとき、閣議で決定する場合には文部大臣以外の関係も一人反対すればだめだ、こういう答弁をしている。文部大臣は閣議の問題のときに「文部大臣に拒否権ありとする私の前提に立つて考えましても、むしろ文部大臣だけで拒否権を行使するよりも、より慎重な結論が生まれ出ることが当然期待されるのであります」、他の大臣も拒否権がある。閣議にはかる場合一人反対してもだめだ、こういう答弁をしている。だから私もこれだけは、閣議が教育公務員特例法の精神に基づいて、文部大臣の任命権についての各大臣ごとに、また時代の変遷によって変化のない閣議の決定を受けなければ、この法案は私は成立するのを保留すべきであると思う。

○奥野国務大臣 いま三十八年の荒木大臣の答弁をここで見ておいて、そこを強く出すものだから、山中さんとの間に受け取り方に若干違いがあるのではないか、こう考えるわけでありませう。政府としては法制局を中心に考え方をまとめておりまして、そのまゝとした見解に立つておそれなく坂田前大臣もそういうお答えをしておられると思ひますし、私もまたその見解に立つてお答えしているわけでありませう。でありますので、坂田大臣のときからずっと一貫してこの考え方は変わっておりませう。私が申し上げているとおりでございます。

○山中(吾)委員 それが変わつておるのです。荒木文部大臣の場合については、もう少し詳しく吟

味すればいいのですが、「拒否権」というものがあるはずだ、その解釈が私は憲法解釈上正しい、こう思うものでございませう。このことはむしろ私一個の立論ではなしに、中教審の答申の線もそのことを基本的には認めたいわけの中央の機関というものをもう一つ設けて、拒否する場合においてもそのものについては慎重を期すべきである」と考えるところがあるけれども、一人でできるのは危険だから、中教審に相当するような審議会をつくってやりた、こう言っているのです。だから、教特法のその基本思想からいへば非常に逸脱している。そうでないといふ限り、そこを言つて、奥野文部大臣は意思を通してきたので、そこから言つて、坂田文部大臣はだいたい幅を狭くした。奥野文部大臣は大体ゼロというふうなことになる。また文部大臣がかわつて幅が広がってくる。それで今度学長に集中し、学外の者を文部大臣が任命する筑波大学法案が出たのですから、閣議で速急にきめて回答してもらわなければ私は信用してこの法案を吟味できない。委員長、これを私は切望しておきます。

○奥野国務大臣 いま荒木さんの答弁の内容をお教えいただきましたが、それはただ拒否権ということを中心にお話しておられるようでございませう。具体的に割つて考えていけば、一つは違法が適法かという問題、一つはその大学の設置の目的に照らしてどうであるかという問題、第三に適、不適の問題、こう分けて考えていきたいと思います。拒否権のあるなしの問題は私は第三のグループについて言われていることばだ、こう思っているわけでございます。その点は御理解をいただいている点だと思つてございませう。それを三つひくくするめつた言ひでございます。違法なものでそのまゝ任命しなければならぬという意味で一部は拒否権はあるのだ、こういう答え方にもなるんじゃないか、こう考えるわけでございます。いずれにいたしましても、内閣の法制局を中心としてまとめた見解でございますので、ずっと一貫してこういう見地に立つて答えていられると思ひます。

いま荒木さんの御答弁を、三つに分けて別にしゃべつてはおられない、三つ一緒にしてしゃべつておられるというふうには私は理解をいたしました。でありますから、私の申し上げましたことをそのとおりぜひお受け取りいただきたいと思ひます。○山中(吾)委員 それは違ふのです。そういうふうには考えるだけで、客観的に違ふので、大学の人事については学内に判定をまかして、そして議を経て、形式的に文部大臣に申し出る。文部大臣のほうでは判断をしない、違法の場合は別です。ところが、文部大臣のほうで判断する立場を前提として、審議会を設置して慎重にやるとかいう答弁をしているのですから、違ふのです。だから、法制局長官が何を言おうが、国務大臣がみんな違つてくる。閣議できめてくれなければ、これは審議できませんよ。これは、これは無理を言っているのじゃないですか。文部大臣ごとにも変わるんだから、国務大臣として。

○奥野国務大臣 荒木さんの話も、三つ一緒にしてお答えしていらつしやる。そのことは、私は御理解いただけるのであります。また、三つに分けてお答えをする場合に、見ていただきまして、私は食い違ひはない、こう考えるわけでございます。少なくとも文部大臣として私はお答えをしようと思つてございませう、そのことにしては、ぜひ御信用をいただくと、お願い申し上げます。○山中(吾)委員 文部大臣、私と荒木文部大臣のときの速記録、それから坂田文部大臣の速記録、法制局長官の解釈、あなたの答弁、全部お読みになつて次の機会に明確に答弁をしてください。それによつて理解をするかしないかを私はきめます。委員長いいですか。この問題を保留します。(発言する者あり) なつておりませう。速記録を知らない人はかりが、そう言っている。私は当事者なんです。

〔森喜喜委員長代理退席、委員長着席〕その次に、これは二日は時間をいただかないとやれそうにない、大部分を省略していきたい

と思つたのですけれども、この法案の附則の四項を見て、これはたいへんだと思つたのが一つあるのです。附則の4の「第一項第一号に掲げる規定の施行後最初に任命すべき筑波大学の学長及び副学長は、文部大臣が東京教育大学の学長の意見を聞いて任命する。」と書いておるんですね。しかし、現在東京教育大学においては、現在の学長は四学部のうちの三学部から、不信任をされているのです。きょう参考人がいろいろと述べた中に、正式に昇進の申請をしても、文部大臣に進達をしない。助教が教授になる者、あるいは名誉教授になる資格と手続をとつた者、それも筑波大学反対だといふことを理由に、それが評議員の決議にあるといふことを理由に、それが反対意見の者に対する差別が非常にない、だいたい、この不信任の現学長が推薦をした学長、副学長をつくつて、この筑波大学が全教授の信頼の中で動くと思ひますか、私は動かないと思ひます。

一体この次の学長の問題について、法律で最初の学長を、いま言った教特法の体制、その他からいって、学長、副学長というものは、学者の世界であるから自主的にきめて、形式的に大臣が任命をするといふたてまえがある法体系のときに、これは法律できめていける。どうにもならないです。これではおそろく筑波大学は最初から混乱するであらう。しかも、副学長については、非常な疑問を持つています。これは法律で、みんなにそれを必要がないのです。学長の一本で好きな者を――きょうだつてずいぶん変な空気が出ています。もう副学長に予定されているのだからなんというこゝも出てきておつた。私はこの条項では、この筑波大学はもう発足の当時から大混乱をすると思つたのですが、これは削除する意思はありませんか。

○木田政府委員 先ほど来御指摘がございましたように、筑波大学は東京教育大学の實質的な発展という性質を持つておるものでございませう。ただ、

学校として新たに四十八年の十月に設置を予定されていた。その間、東京教育大学は東京教育大学としてなお存続をいたすわけでございすが、そういう関係上、法律的には全然別個の大学として筑波大学はできるという形になるわけでございします。

しかし、前々から御意見もございしますように、筑波大学は東京教育大学の発展的なつながりのものであるということを考えます、実質的には移転ということを含めたものであるということ、これを考えますと、この新たな大学の学長は、既存の東京教育大学と無関係に発令をしていくという筋のものではない、その大学間の実質的なつながりを明確にしておくという意味におきまして、これは通常の場合に大学をつくるときの規定には例がございしません。旭川医科大学等の学長の任命については何らの規定も設けておらないわけでございまして、新設大学の場合には大臣が任命する、それ以外にやりようがないのでございしますから、大臣が学長その他の発令を、法律の公布がありまして時期で行なうわけでございしますが、筑波大学につきましては、東京教育大学との関係を考慮しておきたい。それを制度上も明確にしておきたいといふのが、この附則四項の規定であります。これは東京教育大学の学長という組織上の職名でございまして、特定の個人がだれであるかということとは、関係ございしません。

○山中(吾)委員 どうも竹に木をつないだような教育大学との関係の説明になるので、関係づけるのなら、次の初代の学長は東京教育大学の教授から選ぶとか、そういうことならわかるのですよ。そうではなくて、東京教育大学の学長が、とにかく独断で、教授会の意思を聞かないで単独で選ぶことになっているのでしょうか。しかも、現実には四学部のうち三学部から不信任を受けている学長。どうにもならないでしょう、これは法律ですからね。大体、こういう法律は私は見たことがない。たとえば教育委員会をつくる場合でも、初代の教育長というのは、暫定的に、選挙で選ぶまで

の暫定教育長というものはあったけれども、これは正式の学長ですよ。どうします、これは。とてもこれではできませんよ。

○木田政府委員 文部大臣が大学の教官の発令その他をいたします場合に、通常、学長の申し出に基づいていたします。学長がその申し出をするに基きまして学内でどのような手続をとるか、それぞれの場合によつて学内手続があるわけでございしますから、学長の申し出によつてとか、あるいは学長の意見を聞いてというときに、その学長の意見あるいは申し出の内容が固まつてまいります手続は学内問題であらうかと思つてございします。この規定は、確かに前例のない規定である。それはまさに東京教育大学と筑波大学との関係を明確に意識したからでございします。通常、学長はその大学の教授の中から選ばれることも限つておりません。部外の人が学長に迎えられる場合もたくさんございします。ですが、少なくとも筑波大学の学長の人選につきましては、東京教育大学が連統性を持つて発展的に筑波の地に新しい大学をつくるという東京教育大学の考え方がつながら得る、こういうふうに考えたい、こう思ふ次第でございします。

○山中(吾)委員 現在の学長が、先ほど四学部と言つたが、五学部中の四学部が不信任になつてゐるのですね。それは知つていますか。学長不信任の現在の状況、評議会も聞かれない現在の状況をひとつ説明してください。

○木田政府委員 この二月ごろでございしますが、ちょうど受験生の取り扱いをめぐりまして、評議会の間に、評議会の開催をめぐつて評議会議長としての学長のかじのとり方に不審があるといふことから、臨時評議会の開催の要求に対して、学長が、定例日に開催をすればいいではないかといふことで、すみやかな開催手続をとらなかつた。二週間か十五日、もうちょっとあつたかもしれないが、二月の二十日過ぎの定例日に評議会を開けばいいといふことで、臨時評議会の開催手続を取り上げてくれなかつたという議事運営につきまし

て学長に対する不信任が出たというふうに承知をいたしております。しかし、そのことはそれ以外にの残りのものにつぎましてみんな非協力であるといふ趣旨のものはございしません。したがうして、学長及び関係者から、筑波の地に新しい大学として移り進んでいくという事柄につきましては何も反対しておるものでないという御趣意もちょうだいいたしております。したがつて、筑波新大学がどういふ構想の大学としてどういふ人事になるかといふような事柄につきまして、東京教育大学の関係者が適切な意見をおまとめになること、このように期待をいたす次第でございします。

○山中(吾)委員 それは表面に出た事由であつて、いろいろなものがあるわけであつて、いろいろなものがうっせきしてそこに来ておるのだから、それは局長もわかつておるはずなんだ。そして、けさも参考人で論議がちよつとあつたようですが、四十五年の四月に決定した教官選考基準、この二項を読んでも、「採用または昇任のうえは、評議会の決定を遵守すること」「遵守するといふのは新筑波大学に反対をしないといふことなんですね。この評議会で決定した事項、だから採用、昇任をしてやつた者は、これから筑波大学に反対をしないといふ約束をしなければ昇任に持つてこないときよりの参考人も言つておつた。そういうものがうっせきしてきておるのじゃないですか。

○木田政府委員 私は、いまお読み上げになりました評議会の選考基準は、筑波に行くこと、あるいは筑波のビジョンに賛成の者だけといふふうには私としては読めないでございします。前回も当委員会でも御答弁申し上げたかと思ひますけれども、評議会できまつたことはきまつたこととして尊重してもらふ。そのことを頭から無視するといふことであつては大学の構成員として不適切だから、評議会できまつたことについてはきまつたこととして遵守する、守つてもらふ、その事柄につきまして賛成でなければならぬといふことまで要求しておる趣旨とは思へません。これは世の中の

一般のルールがそうでございまして、自分としては根本的に反対のことでありまして、きまつたことはきまつたこととして秩序を守るといふことではございせんことには構成員にならない次第でございしますから、その意味で、前回も御答弁申し上げましたけれども、山中委員がいまお尋ねになつたことは違ふ趣旨のものではないかといふふうに考える次第でございします。

○山中(吾)委員 そうでないのですよ。私もそんなばかな、非常識なこととは思つて聞いてみたのですが、評議会の決定事項の中で、一番問題になつてゐる四十四年七月の評議会で決定した事項「筑波における新大学のビジョンの実現を期して筑波に移転する」というのがある。それが具体的に一番の中心になつて、「評議会の決定を遵守すること」といふのがここに政治的に出てきた。そして反対した者は数名進達してないんだ。これはきょう九名と言つてましたね。それが一番の問題なんです。だから、昇任はして、反対する者はさらに納得するようにといふのがこれはあり方なので、昇任の条件にこれを入れていくことは局長わかっているじゃないか。そうでしょう。だから決定に従ふことは当然なんだ。しかし、その決定に従わない者を、助教教授を教授にするという昇任の条件にすることは違法ですよ。これは間違ひですよ。それはよくわかつてゐるでしょう。そのことはわかつて答弁してゐるんじゃないですか。

○木田政府委員 私は、この評議会の教官選考基準というものは、実は中嶋文学部長に初めて見せていただいて知つたわけでございします。中嶋文学部長は私のところへ再三度お越しになつたかと思ひますが、こういう評議会決定があるから文学部としては教官の上申を出したくても出せないのだ、出してない、それで欠員が起つておるから困るので何とか知恵を貸してくれぬかという御相談を受けました。私はそのときにこの基準を初めて読ましていただきまして、そして中嶋文学部長にこの意味をお尋ねいたしました。それでこの

二項は、「評議会の決定を遵守すること。」とだけ書いてあるわけでごさいますから、きまつたことは守るといふあたりまえのことではございせんか。それをことさらに何か特別の意味があるように言つて上申をしないでどうか、この評議会の決定による手続をとることと自己心よしとしないのだ、そういうかたくなことをおっしゃらなくたっていいじゃありませんかというのを申し上げた記憶があまりに残つておるわけでごさいます。これは学内ではいろいろなお考えがあるいはあつたかもしれませんが、私も初めてこの見せていただきました「評議会の決定を遵守する」というのは、きまつたことではございまして、取り扱つてくれということでありまして、その事柄の賛否を強要しているものだというふうには私には理解できません。したがつて、文学部以外の他の学部におきましては全然問題がない。この規定によつて——先ほどの参考人の御説明にもございましてけれども、筑波に反対の方の発令も行なれておるといふようなことではございまして、これは文学部だけが何かこだわりがあるのじゃないかというふうにも思ふ次第でございまして、

○山中(吾)委員 そのとおりだが、それを昇任の条件にしているという。これは名前まできつちり出ておるのですが、言う悪いから……。

そういう実態に置かれておる。五学部で四学部の不信任というのですからね。そういう実態の上に立つて、教育大学の学長の意見を聞いて、初代の学長、副学長五人をきめて大学ができますか。これは法律でつくらなければ融通がきくんだ。だから選ばれた人がだれであらうが、適任であらうがなからうが、その学長が選んだ学長と副学長で六人、しかも人事委員会その他の構成の主導的役割り、執行機関の中核ですね。そういうようなところから出発をしてはできっこないんだ。なぜこんなものを法律に書くのです。それで、この始末はどうしますか。

○木田政府委員 先ほど申し上げましたように、筑波大学は東京教育大学の発展である、東京

教育大学と無関係に文部大臣が新大学であるからといつて人事をすべきものではないからう、こういう趣旨から東京教育大学とのつながりを規定したものでございまして、しかし、なおかつ別個の大学でございまして、その書き方も、東京教育大学の「意見を聞いて」というつながりにいたしてある次第でございまして。私もやはり筑波大学に対する東京教育大学の熱意と努力、自分たちがつくつていく大学だという気持ちには、制度の上で、あるいは最初の大事な人事の上で、やはりつながりがあるように考えておくべきだ、このように思ふ次第でございまして、これは職責上の学長でございまして、その時点で特定の個人がどうだこうだということとは別のことだというふう

止るとか、その他ある。しかし、これは反対する立場を含んでも、賛成して何とかいい大学ができると思つて賛成する人はやつてゐるのではありません。そんなこと言ひ出したらどうするの。か。

○木田政府委員 先ほどお答え申し上げたことの繰り返しになるかもしれませんが、東京教育大学の学長が文部大臣に意見を述べます場合には、やはり学内としての相談があつたことだというふう

て、やめておきます。

○田中委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後五時二十六分休憩

午後五時三十八分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き會議を聞きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 去る六月十一日の夕刻、国電新宿駅と小田急の新宿駅で、また翌日の六月十二日の同じく夕刻に国電高田馬場駅で国士館大学生及び同高校生による東京朝鮮高校生に対する集団暴行事件が発生いたしました、たいへんな衝動を与えました。

この問題につきましては、実は十三日、前回の文教委員会の日に、緊急の問題として、学校の生徒の起こした問題でありますから、当文教委員会がまず先に取り上げて事態の真相を究明し、正しい解決への方途を探るといふのが私は当然の責任であつたと思ひますが、一方、筑波大学法案の重要な重要法案の審議のさなかでもあり、委員長の強い要請もありまして、当日この問題を取り上げることができませんでしたので、本日その機会をお与えいただきまして、これから若干の質問をさせていただきます。

すでに昨日法務委員会あるいは外務委員会、本日はまた地方行政委員会でもこの問題が取り上げられておりまして、問題がいろいろな意味でたいへん重要な要素を含んでいることは、国会でこのように幅広く取り上げられてゐるということでも明らかだと思ひます。特に直接教育の問題を扱う当委員会としては、ひとつこれについては徹底的な究明ができますよう委員長においてお取り計らいをいただきますよう、特に冒頭要望を申し上げます。

に考えております。

○山中(吾)委員 それは、答弁はそのとおりでいいのだが、事実上不信任を受けておる学長なんだからどうするかと言つておるんだ、法律にこうなつてゐるんだ。そこで、しかしそのことなく、今度いろいろの問題が大きくなるときに、一体、全学一致した学長、副学長でなければできないでしよう、ほんとうに。これはしかも何も大衆討論を経ないで、単独で個人、学長が新しい筑波大学——しかし、筑波大学というのはいくからいへば伝統はほとんど残つてないのだ。これは廃止になる教育大学の学長が、全然無縁の異質の学長、副学長までおまけで選んで、大衆討論をしないで個人の意見で、実質上だれに聞こうが——そしてまたいろいろの勢力から何か言われて、それを参考にしなければならぬようなことも出さうだ、きょうの参考人の話を聞いてゐると。そして文部大臣は高潔だから、いろいろな影響は受けな

○山中(吾)委員 たくさん疑問があるのであります。経験のない実験大学でありますから、また私のいろいろの分析の姿からいふと非常に危険なものがある。その中で特に私は顯著にこれだけは何とかしなければならぬということを、二申し上げたのです。それで、文部大臣の任命権については、大臣の更迭ごとに解釈がかわらぬように明確な答弁があるまでは私は保留します。責任があるから質問を保留します。

それから、この教育大学の学長が、法律上だけの意見も聞かないで——新発足でいろいろ問題がある。しかも世紀の実験大学の基礎をつくる。学長ばかりでなくて副学長まできめるといふ法文は、どうしてもこのままでは私は反対だ。賛成の者もおそらく問題になると思うのですが、非常に危険なものであるから検討することを要望いたします。そういう二つのことを要望して、さらに当局からの責任のある答弁があるまで質問は保留し

いである。その中で特に私は顯著にこれだけは何とかしなければならぬということを、二申し上げたのです。それで、文部大臣の任命権については、大臣の更迭ごとに解釈がかわらぬように明確な答弁があるまでは私は保留します。責任があるから質問を保留します。

それから、この教育大学の学長が、法律上だけの意見も聞かないで——新発足でいろいろ問題がある。しかも世紀の実験大学の基礎をつくる。学長ばかりでなくて副学長まできめるといふ法文は、どうしてもこのままでは私は反対だ。賛成の者もおそらく問題になると思うのですが、非常に危険なものであるから検討することを要望いたします。そういう二つのことを要望して、さらに当局からの責任のある答弁があるまで質問は保留し

止るとか、その他ある。しかし、これは反対する立場を含んでも、賛成して何とかいい大学ができると思つて賛成する人はやつてゐるのではありません。そんなこと言ひ出したらどうするの。か。

○木田政府委員 先ほどお答え申し上げたことの繰り返しになるかもしれませんが、東京教育大学の学長が文部大臣に意見を述べます場合には、やはり学内としての相談があつたことだというふう

そこで第一に、文部大臣は、この二日間のできごとについてどう把握をされ、どうお感じになり、どうお考えになっておられますか、まずそれを伺います。

○奥野国務大臣 お話しのとおり、まことに重大な問題でございます。ことに他の国の学校との関係まで生じておりますだけに、国際的な信頼を得ていく上におきましても、こういう問題はすみやかに解決をはからなければならぬ。また、それが学校の教育のあり方に原因があるといったしなれば、文部省としても責任をもってその解決を求めていかなければならぬ、こう考えるわけでございまして、さきに事務当局が国士館大学の学長等に出頭を求めまして相談をしたところでございまして、それに基づきまして、大学も深く責任を感じて、積極的に今後こういう問題が起こらないように是正につとめていきたいということで、強い決意の表明もあつたと承知いたしておるわけでございまして。

○長谷川(正)委員 大臣も事の重大性を御認識になつて、事務当局をして大学当局と呼んで十分注意、指導をされ、大学もこれに対してそれにこたえる態度を示した、こういうお話でございまして。どなたがどなたを呼んで、いつ、どういう御注意を与えたのか、それに対して国士館大学当局のそれがどういう釈明といひますか、処置の表明をされたのか、その内容を詳しく明確にお願いをいたします。

○木田政府委員 私も学長を招きまして、事柄の経緯その他、今後の学内の是正措置その他について学長の考え方、意見その他を聴取いたしまして、私どものほうからも必要な見解を申し伝えた次第でございまして。

いま御指摘がありました十一日と十二日の事件でございまして、学長が申しますのは、十一日に新宿で国士館大学の学生が朝鮮高校生約五十人に袋だたきにあつた。高田馬場は国士館大学の学生がその仕返しのような形で待ち伏せを行なつたので、この日のことについては国士館大学側のほう

が悪いということをはきわめて明白であります。従来、この四月以来朝鮮高校との間にいろいろなトラブルがございまして、本年四月以降約五十件のぼろのトラブルが起つて、主として国士館高等学校の生徒だそうでございますが、生徒からは被害報告が来ておる。そうしたことに對しては、なぐられてもむしろ抵抗しないで、端的に言うて逃げようという指導をしてきて、かわり合いになるのを避けるようにという注意は十分してきつたんだ。しかし、何ぶんにもたくさん件数その他のこともあり、血気にはやる学生もおることございまして、それがいいというわけじゃございせんけれども、こういう問題を起してまことに恐縮しておるというお話でございました。

私はまた、いまだで新聞その他で、この朝鮮高校生との関係だけでなく、他のいろいろな事柄についても国士館大学の学生が暴行を行なつておるといふような報道その他がございまして、そのことについての確認も求めたわけでございまして、応援部と称するところに二、三十人の、いわば不良なといふことばを学長も言つておりましたが、そういう学生がいるといふことは事実で、こういう者が、申しわけないことだけれども、いろいろな方に御迷惑をかけているといふ点につきまして、大学としても全く弁明の余地もないことだといふふうにしておりまして。

私は、国士館の学校全体が、学生全体が、そういう暴力的な集団であるといふふうには、その御説明では考えられませんが、しかし、少数なりといへどもそういう一部の学生に非常に世人のひんしゆくを買い、また世人に危害を与えるような者がいるといふことにつきましては、重大な反省を求め、またその善処方を求めた次第でございまして。

学長からは、問題のあつた応援部の解散その他校内の規律を立て直し等につきまして、学内でも最善の努力を払つていく所存であるという御意見の表明をちょうだいいたしました。今後ともこうした非難のあがることのないように、また大学

全体がそうした汚名を着ることのないように、十分な注意をしていただきたいということをお願いいたしました次第でございました。

○長谷川(正)委員 一応大学学術局長が学長を呼んで御注意を与え、それに対して学長から釈明と今後の処置の表明があつた、こういうことでございまして。

それでは、いまの局長のお話によると、国士館大学側は新宿で袋だたきにあつたから高田馬場で仕返しをした、要約するとそういう説明であつたといふことでございます。この点について警察庁はなお具体的に詳しく調べ、これは治安の問題としても処置をとられておると思いますが、詳細な報告を求めます。

○綾田政府委員 十一日の新宿の事案でございまして、これは私も現在まだ捜査中でございますが、十一日午後四時二十分ごろから五時五分の間、新宿駅のホーム並びに小田急の駅の地下ホーム、それから新宿駅の南口と、三つあつたわけでございまして、国士館の学生約二十名と朝鮮高校生約二十名が――これはまだ被害者から事情を聴取しておりますが――これはまだ被害者から事情を聴取してございまして必ずしもはつきりしませんが、一応推定されますのは、やや偶発的な衝突ではなかつたかと思うのですが、国士館の学校の方の生徒、それから朝鮮高校の側、それから一般人もそうでございまして、被害者を出しております。それから、その後新宿署で警戒を厳重にいたしましたところ、木刀を持った国士館の大学生を三人現行犯で逮捕いたしております。

そういうことで新宿駅が非常に厳戒だといふことであつたのでしようか、十二日の午後四時ごろに高田馬場で、これは国士館の学生十数名が電車内の朝鮮高校生三十名に暴行いたしましたして、朝鮮高校側に被害者六名を出しております。国士館の大学生は現場で八名逮捕いたしました。これはあとから四名任意に出頭してきてまして、これは現在捜査中でございます。

新宿駅の事件につきましては、国士館のほうの被害を受けた生徒から事情を聴取しております

が、朝鮮高校のほうの生徒はまだ署のほうへ出頭してきておりませんので、その範囲で現在捜査中でございます。

○長谷川(正)委員 ただいまの警察庁の見解によりますと、新宿のほうはどうもまだはつきりつかめていないような、偶発的な衝突という表現がございましたが、新聞等はかなり目撃者の見た様子などを浮き彫りに報道しております。これは確かに乱闘後は、お互いに片方が全く無抵抗、片方だけがやつたというより、やはりなぐり合いになつたとか、追いつ追われつというような状況が出たようにも見受けられますが、しかし、先ほど国士館の学長の、新宿で袋だたきに一方的にあつたので、それに復讐をしたんだ、こういうことは、いろいろ各紙の新聞報道から得たところでは、そうはとれません。たとえば、非常に生き生きと描写しているところを見ますと、一人の高校生がかけおりにきたのを大ぜいの国士館生が追いかけた、そのときに七十歳の老婆が階段から落とされてけがをなさる、そしてかけおりにきた朝鮮高校生がころんだところをみんなで取り囲んでなぐる、ける、あるいはびんをぶつける、灰さらをぶつける、そして血に染まつてうすくまつたのをたたいた、こういうようなことがはつきり書かれております。したがつて、私は、これは一方がやつた、一方がそれに対して仕返しをした、いわばけんか両成敗的なニュアンスの受け取り方をもし文部省が学長の言うとおりの受け取り方をもしれば、これはたいへんな問題だと思ひます。警察庁の見方はそうは見えていないようでございますけれども、大学学術局長の見方は、それをそのまま信用されているのかどうか、ここでもう一度ただしておきます。

○木田政府委員 学長から聞きましたところをお伝えをいたした次第でございます。実態は私どもにはちよつとよくわかりません。おそらく学長からの話で推測できますところは、四月ごろから、先ほども申し上げましたように五十数件、国士館高校の生徒だそうでございますけれども、被害届

けが学校に来ておる、そういう関係上、上級生である大学の若い一、二年の大学生が中心だというふうに出ておりましたが、少し常軌を逸した行動に出たのではないかと説明をいたしておりました。何件か新宿かいわいでそうしたトラブルが累積してきた、そのために六月十一日に偶発的にそういうなぐり合いになったのではないかと、うふうに考えられる次第でございます。かなりある期間の間の気持の蓄積が触発的に出た、それに対する今度は組織的な仕返しに出かけていった、こういう経緯だろうというふうには含んだ次第でございます。しかし、そのことのどちらがどうであったかというようなことは私もわかりませんので、先ほど学長が申しましたようなことをお伝えをしたような次第でございます。

○長谷川(正)委員 本問題は私はいへん重要な問題を幾つか含んでいると思います。この事件の中には、一つは国士館大学の教育、局長が言われるように、国士館大学生、高校生の全員というふうなことは考えないにしても、一部に顕著に暴力的傾向が出ていくという問題、これは教育問題として、特に文部省として、文部大臣として、直接責任のある側面があると思うのです。それからもう一つの重要な側面は、問題が在日朝鮮人の子弟、外国人である在日朝鮮人の子弟、しかも明治以降のきわめて特殊な関係の中から在日朝鮮人が日本に生活をしておるといふ事情を背景にいたしまして、その東京朝鮮高校の生徒が二日間こうした暴行事件の中に巻き込まれた。しかも、ただいまもちょっと局長からも四月以来という話がありました、四月以来とまではない、過去数年にわたってこういう事件が、小さい事件、大きい事件を含めて連続的に起こってきておる。これはどこから起こっているのか。これには大きな政治的背景、外交問題を含む政治的背景、あるいは民族感情あるいは民族べつ視というふうな、大意識とうらはらのそうした問題も介在しているのではないかと、こうした幾つかの面についてやはりこの際に深く究明をし、これに対して万全の対策をとる、

このことが教育上もあるいは政治上も、国際関係の正常な発展の上にもきわめて大事である、私はこういうふうなふうに思ふわけであります。そこで、まず第一に、問題を国士館大学並びに高校の教育の問題にしようとしてひとつ御質問を申し上げたいと思います。

ただいまの大学学術局長の御答弁では、長い間両校の間にトラブルが続いてきて、これがこういう形になったというふうな把握をした、こういうふうにおっしゃっておりますが、実は昨日、「暴力から市民を守る会」というのが、小田急沿線の国士館大学の学生によるいろいろな暴行を受けた被害者の親たちを中心にして、川崎市登戸の会館において結成されたという報道がなされております。したがって、いろいろな高校生や大学生が旅行先などで偶発的にけんかするということのようなことは、確かに好ましくはないけれども、間々聞くところでありませうけれども、国士館大学の問題は、単にそういう偶発的な問題とは考えられない。国士館大学の教育にやはり基因するところがあるというところを多くの人々が指摘をしておる。これを文部省は放置をしておくのか、警察当局は放置をしておくのか、こういう声がまたに満ちておることは事実であります。これに対して、文部大臣並びに担当局長は、国士館大学の教育について深くメスを入れてお考えをいただいたことがあるのか、ないのか、あれば、どういふふうな把握をされ、どういふふうなところに問題があるとお考えか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○木田政府委員 不幸なことでございますけれども、朝鮮高校生とのトラブルというのは、過去に、他の、主として高等学校であったかと思ひますが、二、三の高校生との間にも継続的にトラブルがあったというところを耳にいたしておるのでございます。私も、なぜ新宿でこんなことが起こるのかというふうなことを尋ねたりいたしました。最近ばかりで朝鮮高校との間でいさかいのありましたところの事態は平静になっておるといふことでございまして、もっぱらと言つてもよろしいんでございまして、

ざいまいしょうが、国士館高校との間、国士館大学との間にトラブルが多い。この点は国士館大学のほうにもいろいろ考えなければならぬ要素があると思ひますけれども、しかし、これは私どもの少年期のことを考えましても、何か学校間の学生の対抗意識といったものは若いころに持ちやすうございまして、仲間がなぐられたといったようなことが一つ起こりますと、次々と連鎖反応式にそういう問題が起こっていく。そうした動きが、かつては他の高校生との間にあり、最近国士館高校との間にまた起こっている。しかし、国士館高校の教育、指導上いろいろ考えなければならぬ点はあることとしたしましても、これはやはり一部の学生のことというふうな考えられるべきものがあるのではないかと。国士館大学あるいは国士館高校の生徒の多数がこうした問題を、暴力集団の学校であるかのような動きになっておるならば、それは教育全体のあり方の問題として考えなければならぬとせんけれども、約一万人近い国士館大学の学生の中で、これは私どもが詳細に把握できる限りではございせんが、やはり一握りの学生の間にこういう問題が重なって起こっているというところでありますならば、その学校全体の教育ということもさういふ問題が重なるというふうな指導というものは十分でない、こういうふうな考えをすべきではないかと思う次第でございます。

○長谷川(正)委員 局長は解釈だけを自分ですべておこなうが、具体的に学校をこらんなる、あるいは校則とか学生心得というふうなものが出ておるようでありまして、そうしたものを詳細に検討をしてこらんなるべきことがあります。○木田政府委員 詳細についてはまだ承知しておりません。

○長谷川(正)委員 ある新聞が「国士館の日に国旗立てよ」という見出しで学生心得の一部を紹介しております。国士館大学には、四十ページにわたって「国士館精神」や「家庭、通学途中、校内外のしつけ」などの学生の心得があるものであります、その中に「万世一系の聖天子を戴き」といっ

たような解説があったり、あるいは「毎月二十七日を国旗掲揚日と定める。この日は、維新の国士吉田松陰の処刑された日であると共に、日露戦争において我が連合艦隊が露国のバルチック艦隊を日本海において打ち破った日であり、本学体育部、短大、工学部の開学の意義ある日である。当日は全員出席する。」というふうな記事があったりいたします。

私はぜひ「学生心得」というのを見せたいだきたいと思ひますが、それぞれ私立学校が特別の方針をお持ちになることを私は決して非難するものでありませんが、新聞もそういう一節を抜粋して出しておるようなところに、右寄りといひますか、国粹主義といひますか、そういったものがいわゆる日本民族の選民的な思想、同時にそれが他民族のべつ視、こういったものにつながったり、あるいはバルチック艦隊云々のことなどは、憲法、教育基本法の精神に比較していかかが。ここに非常に軍国主義的なもの、あるいはそれがもう一歩進むと、ときには暴力をもつても不義を討つんだというふうな、そういう思想につながっていくのではないかと、こういう危惧を感じるのには私はかりではないと思ひます。こういう教育が行なわれている中から、全部でないにしても、一部逸脱した学生が出てくるという温床がつくり上げられているのではないかと、こういうことをやはり教育の問題を考える立場から憂慮するわけであります。これについて文部大臣の御所見、あるいは補足があれば局長の御所見を伺いたいと思ひます。

○奥野国務大臣 まず原因を明らかにする、これが大切じゃないか、こう思うわけでございまして、警察当局はまだ捜査中というお話でございましたけれども、やはり一日早く事情を明確に解明をしていただきたい、こう考えるわけでございまして、その上に立って判断をしていくべきだろう、こう思ひます。いまお読み上げになりましたところから、国士館大学が右寄りの学風を持っているというふうな御判断になっていますが、私もその点はそう思ひ

ます。それはいいとか悪いとかという点は別で、
そうだからそれがすぐ他民族べつ視につながる
というふうにはよく類推しない。しかし、いずれに
いたしましても、警察当局の明快な原因の解明、
これを基礎にいたしました上で、さらに国士館大
学のあり方につきましても私たちがに検討さし
ていただきたい、そう思います。

○長谷川(正)委員 国士館大学が他の大学と比べ
て暴力的な傾向があるということが一斉に指摘さ
れたという事実ですね、この事実はお認めになり
ますか。

○奥野国務大臣 暴力をふるった学生がおるわけ
でございまして、その事実は明確だ、私もそう思
います。

○長谷川(正)委員 私の申し上げたのは、この十
一日、十二日のことを言っておるのではない
ですよ。もうずっと沿線に非常に被害者が出て、
川崎市の多摩市民会館というところで「暴力から
市民を守る会」が結成される、こういうようなと
ころまでいっておるわけですね。これについて、
普通の大学と違うという暴力的傾向があるとい
うことを認めざるを得ないということは、私そう
いう意味で伺ったのですが、十一、十二日に暴力
があったことを認めますというのではなくて、一
部にせよ学校としてそういう傾向があるというこ
とをはっきり認めますか。

○奥野国務大臣 先ほども申し上げましたよう
に、警察当局の解明を待つて判断をいたしません
と、間違ったことを申し上げても失礼だと思つて
おるわけでございます。右寄りであるということ
は、私もお話ししたところからよくわかったわけ
でございますけれども、全体が暴力的な風潮がある
かどうかという点について断定をするのは、私
としてはまだ早い、こう思っておるわけござい
ます。

○長谷川(正)委員 文部大臣のそういう御態度
が、実はこういうものを依然として放置、助長し
ているような遠因になるのではないかと、このこ
を心配するので、しつこく聞くのです。と申しま

すのは……(発言する者あり) 自民党の皆さんか
ら、この事件に対して盛んに国士館を応援するよ
うなやじが飛ぶというところは、私は実に意外で
すね。まあそれが語るに落ちてくるのかもしれない
けれども、静かに聞いてください。私は決して
一方をきめつけるのではなくて、日本の大事な青
少年の将来を間違えなく、しかも国際関係をほん
とくに正しく発展させるために、ここでやはりき
ちつとしておかなければいけないから言ってお
るのですから、非常に興奮したようなやじをなさ
らないように。私はきわめて冷静にやっております。
と申しますのは、すでに大学学術局長も一応は
呼んで注意されておるわけです。これはきのう、
おとといの事件についてだと思いますが、すでに
東京都の学事部も、それから警視庁におきまして
も、これについてはそれぞれの責任者をおんで厳
重な注意を与えておるのです。そして、単なる
この事件というのではなくて、もう少し教育の内
容に触れて考えようということ、少なくともいま
まの文部省の答弁よりはるかに血の通った教育
的指導がなされておる。たとえば学事部でも、両
校の教師あるいは生徒間の交流というふうなもの
をもっとやって、そしてこういう民族べつ視とか
反感とかといったものが一刻も早く解消するよう
な手当てをとれというふうな、きわめて具体的な
指導をなさっております。それから警視庁でも同
様なんです。治安維持を中心にしてはいる警察官
でも、補導という面に配慮をすればそういうこと
をぜひやれというのを両校に勧告している。東
京都の学事部では、すでに昨年九月にそれを強く
勧告したのに、何でいままでやらないのかという
ことを強く要求しております。教育の問題を一番
総括的に責任持って取り扱わなければならない文
部省が、対応のしかたが一番緩慢であり、今日ま
でもほとんど放置してきたのではないのか。今日ま
で具体的にどういう指導をなさったことがある
か、もし指導なさったことがあるなら、それも御
報告いただきたいのですけれども、私はいまの御
答弁を聞いても、最も立ちおくれているのが文部

省ではないか。逆にたいへん慎重を期しているん
だと言えはそういう言い方もあるかもしれない
が、私にはそれはとれない。こういう問題につ
いてはもっとしっかりと身を入れた対策を立てなけ
ればいけないし、処置を講じなければいけないの
じゃないか。いかがですか。

○木田政府委員 一般に大学に対しては、学
生の厚生、補導を中心にしたしまして大学の担当
者いろいろな連絡を行ない、相互連携も密にし、
大学としてのとるべき措置をいろいろと講じても
らっております。しかしながら、遺
憾ながら、現在までの大学におきましては、い
ろんな学内の暴力が起こっておりまして、学生に
対する適切な指導というのが必ずしも功を奏して
ない面があるというところは、私も全く残念に思
います。いろいろな意味での暴力事件も起こって
おります。これらに対しまして、大学関係者に対
しましては、機会あるごとに、個々の大学というこ
とだけでなく、全体としての注意を促すというこ
とにいたしております。ただ、大学のことござい
ますから、あまり指導内容にこまかにわたしまし
てあしる、こうしろと言うようなことは差し控
えるべきだというふうな立場におる次第でござ
いまして、一般的な相互連絡という形を従来と
ってきた次第でございます。

○長谷川(正)委員 私ぜひここで申し上げてお
きたいのは、東京朝鮮中高等学校のじき近くに帝京高
校がございまして、これは隣接しているために、
やはりかつてたいへんトラブルが多かった。とこ
ろが、たまたま朝鮮サッカーチームが来られて
サッカー試合等がありましたことを契機にして、
スポーツから、さらには文化的な交流まで、教師
間あるいは生徒間に行なわれるようになって、ト
ラブルは最も多かったのが激減をしている、こ
ういう事実があるわけでありまして。だから、高校
生同士が、特に集団的にぶつかる、旅行先などで
起こりやすい単なるトラブル、その日常的な発展
というふうなものであれば、教育的配慮によって
明らかにそれを直していける、そしてむしろたい

へん友好親善の気風というものを、雨降って地固
まるというように育てる契機にすらなる、こうい
うところに私は教育の明るい希望を見出すわけ
です。

ところが、国士館にしましては、東京都昨
年九月にそういうことを強く要請し、先日この事
件が起こりましてからも、朝鮮高校側からは教師、
父母が、まず向こうの教師と話し合いたいとい
つてたずねて——もう学校の中にも入れず、外で話
し合ったそうです。これは何かぶつそうなことが
起こる可能性があったかどうかかわかりませんが、
しかし、その応対の様子を聞きますと、積極的に
これをやるという姿勢があるように受け取れな
かったようですよ。そういう面から国士館の大学に
問題があると思う。このことについては、文部当
局は今後とも十分——確かに学術局長言われるよ
うに、文部省があれこれと教育の細部にわたって
指図する、そういうことを私は要求しているの
じゃありません。しかし、憲法、教育基本法の基
本精神を逸脱する暴力行為、法治国として許され
ない暴力行為というものが青少年の間に芽ばえ
ておるといふ事実、こういうことについては、特に
国士館大学については、さつきも申し上げたとお
り、被害者が決して朝鮮高校生だけではないのだ
と。和光大学の付属高校にもそういう問題が起こ
っておるし、そのほか沿線のいろいろな人々が被害
を受けている。これはもう天下周知の事実です。そ
ういうものをほっておくということについて、そ
ういうものもこれは大学の自由だというふうな言
いは、ちょっと違うのじゃないか。このやり方につ
いては十分よくふまえていただきたいと思いま
すけれども、たとえば両校が十分に話し合うような
いろいろな方法があると思えます。不幸な事件が今
後起こらないように、特に暴力的傾向がなくなる
ように強く要望いたします。

時間がありませんが、私が先ほど指摘したもう
一つの側面として、これは私たいへん重要なこと
なっております。こういう事件の起こる背景にや

はり大きく国際情勢なり日本の外交方針なり日本の政治姿勢なり、そういうものが陰に陽に影響しているのではないか、このことを憂えるわけです。と申しますのは、この朝鮮高校生に対する暴行事件が急に激増する時期があるのです、過去の例を見ますと。それがどういう時期かという、外国人学校法案が国会で問題になるとか、今回も出入国法案というのがたいへん問題になっている、あるいは日韓関係会議が開かれる、韓国の要人が日本を訪れている、現在も金鐘泌國務總理夫妻が見えておるようでありますけれども、こういう時期に非常に多くなるといふことの裏に——的確に私もどもにはつかめません。警察当局がかんでおるかどうかわかりませんが、そういう時期にこういう事件が急にふえる、こういう関連があるのです。このことはやはり非常に重大なことだと思ひます。

それから、不幸にして朝鮮が南と北に分かれておる。かつては自民党政府は中国を敵視しておったようでありましたが、幸い、昨年田中内閣が生まれて、中国との国交回復が、それまでの先人の多くの人の努力の上に乗ってこれが開かれたということはいへんけれども、このことにより、朝鮮民主主義人民共和国も、すでに中国と同様に国連に正式に登録する日はもう時間の問題と言つてもいいのではないかと。先般も、世界保健機構に圧倒的多数の支持を得て入っております。すでに国連の諸会議にオブザーバーとして出席するということにもなっております。昨日の外務委員会でもわが党の河上民雄議員の質問に大平外務大臣は、北朝鮮との国交の問題についてもあらためて考える段階に來ておるといふことをはっきり言っておられます。こういう中で南北統一の努力がなされているものの、まだ二つになつていふことは事実であります。こういうときに、いまだ長い間、南のほう、韓国を唯一の朝鮮を代表する政府というふうにしてきた田中自民党内閣として、それがこのずから朝鮮民主主義人民共和国を敵視する、こういう関係がもし背後にあつて、こういうものが

起こつてくる温床となつていふとすれば、これはきわめて重要であります。少なくとも文教の府にある文部大臣は、これに對してきわめて積極的な進歩的なお考えを持つていただかなければならぬと思ひますが、こうした朝鮮民主主義人民共和国に對する態度、そして東京朝鮮高校、朝鮮總連の皆さんが努力してつくられておる学校であることを誇りとしておる、そういう人々であります。そういうことから、私がいま申し上げたような政府の姿勢からこういうものが起こつてくる温床ができていふといふようなことも心配するのであります。文部大臣、どうお考えでしょうか。

○奥野國務大臣 国士館大学の問題につきましてもいろいろいま長谷川さんからも示唆に富むお話がございました。こういうことを十分伝えまして、積極的に改善を練らしたい、こう考えるわけでございします。国士館大学当局も、暴力をふるつた学生につきまして退校処分にするとか嚴重な懲戒処分にするといふことを言明いたしておるわけでございします。私はその改善に期待いたしたいわけでありまして、またそれに対して役立つような役割りを文部省としても打つべきだと思ひます。なお、長谷川さんが、かつては中国を敵視したじゃないか、あるいは朝鮮民主主義人民共和国を敵視しておるじゃないかといふお話がございましたが、できることならこういうことは使つていただきたくない。そうおっしゃることは、相手がおそらくのじゃないだろうか、このことは逆にまた相手が日本を敵視することにもなるんじゃないか、不幸な対立がお互いの間に生じてくるんじゃないか、こう考えるわけでございします。決して政府は中国を敵視したこともございせんければ、朝鮮民主主義人民共和国を敵視したこともございせん。不幸な国際環境といふものが、やむを得ず双方と国交を結ぶことができない。中華民国と国交を結んでおつた、これはそれなりの経緯がございします。いずれも、中国を代表するものは自分なんだ、こういうことでありますから、双方と国

交を結べない、そのために、やむを得ず、中華民国とは国交が開かれておつたけれども、中華人民共和国とは国交を結べなかつたという時代があつただけのこととございします。朝鮮民主主義人民共和国に關しても同じこととございまして、大韓民国と国交を持っております。大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との間はきびしい対立をしておりまして、双方と国交を結べない不幸な事情、これがこのように今日の国際環境をつくつておるわけでございします。私たちがいたしまして、できる限り早くこういうことのないように、みんなと交わりを開けるような国際環境をつくり出したいわけでありまして。そしてあくまでも、社会体制が違つて、平和共存、手を握つていくべきだ。これは政府としてもそういう姿勢を強く打ち出し、おつていただきたいと思いますので、そのような考え方をたいわけとございまして、いまのお話、十分文部省としても努力していきたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 終わります。
○田中委員長 山原健二郎君。
○山原委員 警察庁へ最初伺ひますが、国士館大学に關係する暴力事件、また暴力ざたといふこと、か、そういうものは、新聞等によりまして、この九年間に大体五百七十件ほどあるといふふうに出てゐるわけでございします。その辺、件数がわかりましたならば、最初にお答えいただきたいのです。
○綾田政府委員 お答えを申し上げますが、朝高生と国士館高生との紛争事件は、昭和四十六年が二十件、四十七年が三十六件、本年が二十七件と、私のほうで認知いたしました事件はそういう内訳でございします。
御参考までに申し上げますが、それ以外に、昭和四十七年百四十二件といふ件数がございします。これは国士館以外の学校の關係でございします。
それから、これは学校の生徒の關係でございしますが、国士館の学生がいわゆる一般の人に対して

暴行あるいはそういう不法事犯を働いたのが、本年に入りましてから四十八件だと思ひますが、そういう件数になつております。
○山原委員 こういうかなり多数の事件が発生しておるといふ事実は、文部省としてもお認めになつていふわけですね。
○木田政府委員 いま警察庁のほうからお話のあつたとおつて考えます。
○山原委員 事件の数あるいは事件の内容等についてはここでは省略をいたしましょう。単に朝鮮人学校の問題だけでなく、小田急關係、また駅におけるノリ切符で入つていくとかいふような問題、あるいは芸術大学の講師の方が暴行を受けてまして左眼失明の状態になつておるといふような問題、あるいは共産党の川崎北部地区委員に對する二回にわたる乱暴行為とか、あるいは和光大学付属高校生への暴行事件とか、多種多様にわたつてゐるわけですが、その中心になつておりますのは、いま長谷川先生が指摘されたような、朝鮮人学校に對する襲撃事件、これはもうまぎれもない事実でありまして、そういうことから、どちらが加害者であり、どちらが被害者であるかわからぬといふような、そういうあいまいなこともしたもので、もうすでに世間の上においてもないといふことですね。これを文部省はまず認識をする必要があると思ひます。さらに、その点では文部省の態度が、一昨々日でしたか、法務委員会における答弁におきまして、たいしたことはないのだ、また、いまからかなり前、十年前ですが、四十一年にも、本衆議院の文教委員会においてこの問題は問題になつてゐるわけですが、そのときも、文部省の報告を持っておりますけれども、たいしたことないのだ、こういう見解が出されてゐるわけですね。しかし、ここまで問題が發展をしてきた以上は、そういう甘い観測ではなくして、この問題の禍根を断ち切るという態度をしつかりと文部省が持つことがまず必要だといふこと、この点を強く最初に要請をしておきます。

第一、この背景となる国士館大学の教育の実態

についてどれほど把握されておるか。たとえば、天皇節——天皇誕生日でありますけれども、このときには、学長がオーブンカーに乗って閱兵をするという。これはたいへんなことですね。そして全校生徒がそれに分列行進を行なう、そして最後には教育勅語が朗読されて、そして天皇陛下万歳を行なわれる、こういう事態ですね。これはちょっと、だれが聞きましても、新憲法下における教育の姿であらうかという疑問を持つのは当然でありますけれども、これらの事実は文部省としては御承知ですか。

○木田政府委員 逐一承知しているわけではございません。しかし、一般的な風潮としてそういうことがあるという事は聞いております。

○山原委員 これは正当の問題ではなくして、全く異常な状態でして、笑い声が起こるような状態だと思ふのです。

五月二十二日の自由新報を私はこへ持っているわけですが、五月三日に第五回自主憲法制定国民大会というのが行なわれておりまして、それに団体として国士館大学が参加しているのです。これは自由新報の記事であります、「第五回自主憲法制定国民大会は、五月三日、東京・日本武道館に一万七千人を集めて盛大に行なわれた。国際勝共連合、生長の家、仏所護念会、日本人の和を願う国民運動、国士館大学など参加団体八十七で広い武道館もいっぱい。」という記事が出ているわけでございます。

これは、考えてみますと、国士館大学が大学として参加をしておるのではないかと疑問が出てくるわけですが、こういう自主憲法制定国民大会というのに国士館大学としてこれに団体として参加しておるのかどうか、その点はお調べになっておられますか。

○木田政府委員 大学関係者から聞いたところによりますと、学生の自由参加であるという説明でございませう。

○山原委員 学生の自由参加という御認識のようでありませうけれども、これはあらかじめ学内にお

きましてこの場所が指定され、そうしてそれに対して参加する人員に対して百五十円の会場参加の旅費が支給されているわけでございます。こういう状態から見ましても、単に自由参加ということではなくして、これが一つの学校の教育の行事として行なわれているというふうな状態があるわけですね。そういうことがもしあるとするならば、これはまさに教育基本法の精神とは全く相反するものではないかと思ひますが、この点についてどうお考えですか。

○木田政府委員 大学生のことでございますから、そういう記念日等にいろいろな行事に私的に参加するというのは、別段取り立てて論ずる必要はないのじゃないかというふうに考えます。

○山原委員 学校として団体参加をしても問題ないわけですね。

○木田政府委員 先ほど大学側の説明としては、学生が自主的に参加をしておるという説明でございませうから、その前提に立ってお答えを申し上げます。

○山原委員 自主的参加というのはどこからお聞きになりましたか。

○木田政府委員 大学の教務関係の職員から私どもの担当課の職員が聞いておる次第でございます。

○山原委員 学則は私ここに持っております。国士館大学学則、この学則にないところの実践倫理という科目があることを御承知ですか。

○木田政府委員 承知しております。

○山原委員 承知しておることがわかりましたが、この実践倫理について、これはどういうものか、私は少し学内の資料をいたしたのでありますけれども、実践倫理というのは単位になっておりまして、一年生から四年生まで四単位、一年ごと区切りの、一単位ずつ取っていくという、これはまさに教科課程の中に入っておる単位でございませう。

それで、その実践倫理というものはどういふものか、他の学校にはそういうものがあるまいか

ら、調べてみますと、実践倫理の説明というのが、国文科の学生監が出しておる資料でございまして、昭和四十三年のものであります。その中を見ますと、「実践倫理とは本学の教育方針と信条を實踐することである」、「実践倫理の単位とその優位性」、これは他の科目より優位性を持っているわけですね。「1、一年間に一単位（各学部共通）、各年次毎に決め切る。2、この単位が取得できない学生は、他の学科の単位が全部取得できても、卒業できない。（従来その例あり）3、実践倫理の成績は他のすべての成績に優先する。」こういう状態になっているわけですね。こういう実践倫理というものがあつたわけですが、その実践倫理の中身を見てみますと、これに出席をしなれば単位が取れないものでありますから、学年諸君にとつては重大な問題ですね。その中には、総長訓話、団体訓練、行事参加、掃除、警備、こういうものから成り立っているわけでありませう。だから、この行事参加というものを、私が先ほど自由新報のことを申し上げましたが、五月三日の憲法記念の日自主憲法制定国民大会に出席するもの、これも行事参加の実践倫理の仕事になっているわけですね。だから、参加しないとこれは単位が取れないという一つの項目になっているわけですね。こういうことがはたして今日の教育基本法下における教育のあり方として正しいのかどうか、これを伺っておきたい。

○木田政府委員 実践倫理というのは、毎週一回総長の訓話、学校諸行事実践面というところで、きのう学長に聞いたところによりますと、主として学長が一週間に一回ずつ、月曜日には四年生、火曜日には三年生、水曜日には二年生、木曜日には一年生に対して講話を行なうというふうな説明がございまして、そのほか校内の清掃、あるいは心の清掃という説明もございまして、校内の清掃を分担するとか、あるいは学寮の警備その他キャンパス内の警備というのも分担するという実践活動もある。その回数、学寮は別でございませうが、大体一万人近い学生がおることでございますか。

ら、一般の昼の学生は一年間に一回か二回その割り当てが回ってくる程度であらう、こういう説明がありました。

いろいろ御指摘になりました点は、御感想としてあらうかと思ひますが、私立の大学が、ある一つの教育理念を持ちまして、そうした学長の講話を毎週聞かせる、あるいは学内の清掃その他を分担して行なわねえというふうなことなど、他の大学と異なつた点があつたかと思ひますが、しかし、私学のことでございませうから、これを教育の要件として課していくことに取り立てて非を言ひ立てることもなからうかと考えております。

○山原委員 そういう私学の特殊性を私は非難したりなんかしてゐるんじゃないですよ。そういう他の学校にない特殊科目でありますところの実践倫理、しかもそれが最優先をされるということ、掃除をする、警備をする、そういうことがあつたければ、他の科目をすべてとつてしまつても卒業できないなどということが正しいのかどうか、このことを聞いてゐるわけですね。

○木田政府委員 学校で卒業までの履修要件をそれぞれ定めた場合には、それを欠いたときに卒業できないということもまたやむを得ないことだと思ひます。

○山原委員 この実践倫理の中に、いま木田局長もお認めになりました総長訓話の問題がありませう。この総長訓話、ちょっと読んでみます。

これは四十三年度国士館大学入学式における総長訓話でございませうけれども、こういうふうな言つています。「日本は諸君が生まれる八年前、アメリカ、イギリス、オランダ等西洋の強國を相手に宣戦を布告し、約三千年半にわたつて大いにくさをした。それは数世紀にわたつて、ヨーロッパの國々がアジア諸國を屬國として植民地化し、人民を奴隷にした。ゆゑにこれら諸國の奴隷解放戦争をしたのである。そして見事にイギリス人、オランダ人、フランス人をすべて追払つて、アジアの

朝鮮を南北にわけてアメリカと共産側にとられ、台湾を蔣介石にとられた。第二に大病を背負いこんだことである。即ち、敵の占領軍マッカーサが日本を六ヶ年間監獄にした。日本人全部を捕虜にし、その捕虜収容所規則を「日本国憲法」といつて押しつけた。こういうことが訓話として出されている。これが科目なんです。これは明らかに戦争賛美あるいは反憲法的な考え方、今日の日本国憲法というのは捕虜収容所規則だ、こういうわけですからね。

これに全く今日の戦後における学校の教育だろうか。そこまで、これが教科として単位の一つになるということまであなたのほうはお認めになるわけですか。それでも、私学の特殊性だからいいんだ、こういうふうにおっしゃるわけですか。

○木田政府委員　大学の教育内容に對しまして文部省としていろいろと感じる点はございまして、その適否を言い立てるということは、大学と文部省との關係としては慎重でなければならぬと思つてございます。まあ奇矯にわたるような印象のあります部分もございませうけれども、しかしかつての大学におきまして、まるで對立した御意見を堂々としてやべられる教官もおられたことでもございまするし、若干当否ということを感じることがあるにいたしましたも、大学の中におきまして、そういう教育の内容につきまして文部省側から不用意な發言をすべきことではないというふうな考えております。

○山原委員　ずいぶんいろいろな形で文部省は大学に対する指導その他をやられておることは、先

般来も委員会で問題になっておるわけですが、
のような問題については全くあなたは野放しの状
態で、何をやってもいいんだということですね。
だから、今度の朝鮮人学校の問題にしましても
また、たとえばソ連に対してどういう見解を持っ
ているか。これは教科の中にあるわけですが、「ソ
連（ロシア）国民性 残忍・誹詐・暴行・強奪」
こう出ているわけですね。これが実際に訓話その
他の中で教えられているのですよ。たとえば、こ

のソ連というものをどう見るかというところ、ソ連人をスラブ民族というのは、原住民はみな奴隷に売られ、その奴隷のことを英語でスレーブという語源による、こういうわけです。そして残忍、うそつき、暴行、他国侵略、強奪、これがこの大学におけるところの総長訓話にあるロシア民族に対する考え方なんです。国際友好もあったものじゃないわけですね。私はちょっと「西洋辞典」というので、スラブというのは、それはいわゆる奴隷と、いう意味かということで調べてみますと、スラブ

の語源は、スラヴア、光榮あるということばなんです。また、スローヴオ、これは言葉、あるいは、スロウ、スラウという地名から出たという、そういう説があるわけです。これを奴隷のことばだという、こういう他民族べつ視、敵視の考え方。こ

れがベトナムの問題につきましても、これはあとで出ておりますが、時間の関係で全部申し上げることは省略しすけれども、ベトナムについても、訓話教材の中身は、米国の介入は必要性がある、共産化の魔手の蔓延を防ぐための介入である、はつきりとアメリカのベトナム侵略に対してこれを容認する態度。こういうところから、今日の朝鮮民主主義人民共和国公民によって構成されております朝鮮人大学に対するべつ視観が学生諸君の中に系統的に植えつけられているのではないか、これはだれしもそれに対する疑惑を抱くわけでございまして、このような教育というものは、今日の日本国政府が口で言っておる国際友好の立場あるいは憲法、教育基本法の立場から申しますと、明らかにこれは問題があるわけでしよう。

いかに大学といえども、文部省は指導助言の立場にあるわけです。その指導助言の原則は、日本国憲法と教育基本法であるわけです。それに対して著しく違反する教育が系統的になされ、また、その単位をとらなければ卒業できないなどということになってくると、これに対してまでも指導助言を一切しないという態度が正しいのか、私はこの点文部大臣にはっきりと伺っておきたいのであります。

○木田政府委員　大学で行なわれます教育の内容に対しては、場合によりますと多少奇矯にわたるようなこともあり得るかと思えますけれども、文部省として大学に対する場合、特にその中で行なわれております教育活動、研究活動に対してのものの言い方というのは慎重でなければならぬまいというふうに考えます。いまいろいろと御意見がございました。また御指摘もございました。しかし、この総長のそういう訓話が国立館大学の学生の暴力の根源になっているというふうにわ

かに結びつけていいのかわかば、私、疑問に思っています。先ほど警察庁のほうからお話ございましたように、朝鮮人高校の生徒と日本人の学生生徒との案件でトラブルが起こっておりますのは、昭和四十七年百四十二件ございまして、国士館高校

の生徒とだけ起こっているわけじゃございません。国士館高校の生徒と起こったのは、そのうち三十六件という御報告がございました。ですからこのトラブルが起こりましたことが、すべていま国士館高校のそれに直接に関係があるというふうな考えでいいかどうか、これはにわかには断定できない。全く無関係だと私は言い切るつもりはございません。しかし、私どもも、自分のことで恐縮でございますが、学生時代に、いろんな教官のいろんなものの言い方は聞かされてまいりました。ふしぎに思うこともあり、いろいろなこともございまして。いまいしょう。しかし、ある程度の範囲で、そういう教官のものの言い方に対しての許容性があるということは見ておかなければならぬことじゃないでしょうかと思う次第でございます。もとより、おつ

の学校制度でございますから、その基本にもと
とるというような点について注意を喚起し、留意を
促すということとは行なっていかなければなりませ
んし、先ほど大臣もお答え申し上げましたとおり、
一般的に国士館の学生にそうした問題学生が多い
という御指摘があることにつきまして、われわれ
も十分注意を喚起していくにやぶさかではござい
ません。

○山原委員 私は国士舘大学の出しておられる文書を見ながら、しかもこういう総長訓話ですよ。総長訓話というのは、これは一度お読みになったらいいですね。こういう訓話が単位として認定をされて、しかもその単位がすべての単位に優先をするという、これが正しいですか。私は木田さんの答弁はまさに強弁だと思いますよ。そんなこと普通では許されないですよ。小学校、中学校でもそんな奇矯な教育が行なわれている、奇矯な教育が単位になる、しかもそれがすべての科目に優先

する、すべての科目を通して、これが通らなければ卒業できないなどという拘束性を持つことが、いわゆる学生諸君にとって正しい教育のあり方であるかどうか、これは文部省として私は深刻に考えていただかなければならぬところだと思ふ

のですよ。だから、少なくともいろいろのものの方にはあるわけですから、それを学生諸君に教授すること、その場合には、いろいろの見解も教授の考え方によって出てくるではありません。しかし、総長訓話という訓話が、これがきわめて重要な科目となつておつて、それを取らなければ卒業もできないということになると、この一方的な考え方ですね、その一方的な思想、考え方というものは、これは右翼の思想です、明らかに。極右の思想です。かつて戦前に頭山滿その他が持つておつた思想そのものが、教科の重要な科目として存在をし、それを受けなければ、それを取らなければ卒業できない。ここまでくると、これはほんとうにはたして学校教育法に基づく学校としての意味を持つのかどうかという疑問すら出て

くるわけですね。私はそれについて文部省がほんとうに正しく姿勢を立てて指導していくということをやっていたかなければならぬと考えているわけです。

きょう、私どもの事務所がしばしば襲われておりますので、国士館大学にこの抗議に行ったわけです。きょう坂本辰男総長代理とお話ししましたのですが、それによりますと、文部省はたびたびわが校にきている、皆さんのような憲法について注意はしなかった、こういうことを言っているんです。私も憲法の問題として総長代理の方にお話をしているわけですが、それについて、文部省は来ているけれども、皆さんのように憲法についてはいろいろ言わなかった、しかしわが校は文部省が認可、許可している憲法に従っている学校だ、こういうことを言っておられるわけでございますけれども、文部省の姿勢というものはやはり私ははっきりしなければならぬと思います。

さらにまた、この学校に対しては、特に自由民主党の方たちがいまままで非常に協力してこれらおのですね。あるいは訓話講師の中には、現在国会議員をしておられる石原慎太郎さんなんかも出ておりますし、ここに写真がありますが、工学部開会式には、石井光次郎さん、田中角榮さん、荒木さんあるいは椎名さん、木村篤太郎さんなどという元、現閣僚がずらりと並んで出席をされているんです。自民党としてもこの国士館大学についてはよく内容を知悉しておる大学だと思っております。そういう大学においてこういう教育が行なわれているということ、これは全くその辺のつながりといえますが、それに私もほんとうに疑惑を持たざるを得ないのでございまして、そういうことを私は十分文部省として反省をしていただくべきではないか。また、こういう教育が行なわれる背景には、やはり何と云いますか、いま教科書あるいは指導要領が、たとえば戦争の項目について戦争反省の条項を削除していくという、今日までの文部省のとってきたこの戦争に対するあいまいな態度、そういうものがこういう形になってあらわ

れてきておる、こういうふうには私は考えざるを得ないわけでございます。だから、今後私どもは教育をやっていく上に、実際に民族べつ視あるいは敵視あるいは戦争に対する謳歌、こういうものは少なくとも排除していかなければならぬ、これは日本国憲法の精神であり、日本の教育基本法の精神であると思っております。その点について文部大臣の見解を伺っておきます。

○奥野国務大臣 フジワラさんの話を伺いながら、先ほど長谷川さんのお尋ねに對しまして、私も右寄りの学校だと思ひます、こう答へさせていただきます。伺いながら、なるほど右寄りの学校だ、こう思ひせていただいたところでございます。ただ、学校の内部のことにつきましては、こゝまで文部省が立ち入っていいものかどうか、そこが非常にむずかしいところだと思ひますのでございます。大学研究の成果を教育に使つていく、そこから未来を開いていく、未来を開く力を持つていく場合に、はたして一方の傾向を招いてしまつていだらうかという心配があるわけでありまして。戦前は反対な事例がございまして、共產主義じゃない自由主義に對してまで国家に對してきびしい批判が加へられました。いまは右寄りに對してきびしい日本共產党のフジワラさんが特に強い批判を加えていられるわけでございます、もつともなことだと思ひます。ただ、政治的な見解をどこまで大学の内部の教育について勧奨していいものかどうか、そこが非常にむずかしい問題だと思ひますのでございます。私もよく考へていきたいと思ひます。いずれにいたしましても、憲法なり教育基本法なり、それを守りながら教育に當つてもらうように国士館大学といへども文部省から求めていきたい、こう考へておるわけでございます。いまのお話を、さらに私どもとしても今後どう対処すべきものであるか、たいへんむずかしい問題だと思ひますのでありますけれども、よく考へていきたいと思ひます。

○山原委員 ちょっといま、日本共產党フジワラ

さんが何とか言いましたが、どういう意味ですか。ちょっと聞き漏らしたのですが……。

○奥野国務大臣 国士館大学は右寄りの大学だ、こう思ひます。あなたのお話を伺いながら一そうその感じを深ういたしました。そうすると、日本共產党は左のほうでございますから、そちらから見た場合には、一そう強い批判を加へられることは當然だと考へられる。戦前に考へまして逆に右のものが左のものに攻撃を加へたのであります。大学から自由主義の教授まで追ひつたわけでありまして。そうしてとうとう戦争に追ひつたわけでありまして。でありますだけに、政治的な見解をどこまで大学の教育のあり方に持ち込んでいいのかわからないことになりまして、慎重な配慮を必要とするものだから、私としましては、いまの重要な御意見、これを受けとめて、どう対処すべきかということについて深い検討を續けていかせていただきます、こう申し上げておるわけでございます。

○山原委員 共產党の名前がそこでどうして出てくるのか。私どもははっきりしておきます。

日本共產党は、教育の面において社会主義思想、共產主義思想を教へようなどというところは毛頭考へておりません。これは政策の中では毛頭考へておりませんから、この点ははっきりしておきます。私どもは、社会科学、自然科学におきましても、学生や生徒に對して社会の事實を教へていくというところで、その中で学生や児童生徒が真に将来の主権者としての役割を果たしてい、そういう成長というものを願つておるのが共產党の見解です。したがって、子供たちに對してほんとうに手の足りた教育をやつていけるようなそういう体制、設備その他を充實していくというのが、私たちの今日持つております確固とした方針でございますから、そういう点は明らかにしておきます。ただ、教育の面ではいろいろな教授によつてあるいは法律の面でも経済学の面でも見解の違いはあるでしょう。それはそれぞれ教えられることはこれはもう当然のことでございますし

で、そして同時に、その際に、私が言つておりますのは、そのことを悪いなどと言つておるのではないのです。それはたとえば経済学の面でも違つた思想を持つておられる方もおいでになるわけですから、そのことを言つておるのではございません。私が言つておりますのは、国士館大学において、実践倫理という、他の学校にはない科目があつて、しかもその実践倫理の中身が、いま申しましたような総長訓話、総長訓話の中には、いま申しましたような民族的べつ視観あるいは憲法に對する考へ方、これはきわめて一方的な考へ方が、率直に言つて、出てくるわけですね。それが単位となる、

しかもそれが他の科目の単位よりも優先をする、こういう学校の方針というのは、これは教育基本法に照らしまして正当ではないではないか。その点につきましては、文部省といたしましても指導助言の立場から、これは学校に介入をするというようなことではありませぬ、これは話し合ひをすれば私はやつていけると思ひます。現に東京都は、学事部がこの国士館大学につきまして幾つかの項目の反省を要請をしまして、そうしてそれによつて暴力をなくしてもらいたいという要請をしているところでありまして、こういうことを考へましても、文部省がそのことができないはずはないわけですね。したがって、再度調査をしていただきまして、もし教育基本法や憲法に抵触するやうなことが系統的に行なわれておるとするならば、当然、指導助言の立場をとられるべきではないかというのを申し上げておるのです。その点について簡単に最後に御答へを伺ひます。

○奥野国務大臣 憲法、教育基本法を守りながら教育を進めていく、そういう考へ方は、私もそう思ひますので、そういうような趣旨を国士館大学にも伝へたいと思ひます。

○田中委員長 有島重武君。

○有島委員 国士館大学とそれから朝鮮人民共和国の学生さん方との事件をめぐつて、いまさまざまな指摘がございました。私は、重複しないようになど二、三のことを伺つておきたいと思ひます。

あるいは評議会、あるいは研究と教育を分離するという重要な問題がありますが、その中でもたいへんにまた重大な問題であります人事委員会について質問をいたしたいと思います。

〔委員長退席、内海(英)委員長代理着席〕

今回の国立学校設置法第七条において人事委員会が新しく設けられたということは、従来は教授会に属した人事権が、今回の法案では人事委員会に吸い上げられたという形になるわけですね。いわゆる大学の研究あるいは教育活動の中核を事実上にならぬ教員によって構成された教授会にその教員の人事権があることが、いわゆる大学の自治、教育、研究の自由を保障するための基本的な要件である、これが従来からの考え方でありましたが、ここに新しく人事委員会をつくったこの根拠について、どういう理由でこういう新しく人事委員会を設けられたのか、この点についてまず質問をいたしたいと思います。

○木田政府委員 筑波大学におきましては、教育、研究の組織を、従来のような学部、学科の組織ではなくて、教育上の組織として学群というシステムを考え、研究上の組織として学系という組織を設けることにいたしておるわけでございます。教官は、この学系に所属しながらいろいろな学群、大学院等の教育に従事し、また研究活動を組織的にこなすというようになります。したがって、その教官の新たな補充あるいは採用等につきましては、学系からの要請が上がってくるということも考えなければなりません。と同時に、教育上の要請もあわせて考えなければならぬことに相なっております。したがって、従来教育と研究を一つの学部、学科という構成単位で処理をいたしておりましたときには、教官の採用をその単位だけで考えていくということができたわけでございますけれども、学系からの要請、学群からの要請、それぞれの発意を、また意見の上申を求めて、全学的な調整をして人事案件を固めるという必要が起つてまいるのでございまして、そのために全学的な調整機関としての人事委員会

を設けた次第でございます。

○高橋(繁)委員 いまの局長の説明であります、従来のいわゆる教授会に教員の人事権があった。それが学系、学群という組織からの要請を考えなくちゃならないということになりますと、いわゆる学系教員会議、この全体計画の中でそういう名称で呼ばれておる、あるいは学群教員会議というものが、かなりの人事権を握っているように考えますが、その辺はどうなんですか。

○木田政府委員 御指摘のように、すべての教員が学系に所属することになります。したがって、学系からその立場における教員の人事その他を協議するというところに相なろうと思えます。また、学群におきましては教育を担当いたしますから、必要な教育内容との関連で、同じ歴史の教官を採用するにいたしましたし、この時期を専門とする歴史の教官が教育上はほしいといったような学群サイドからの要請が出てくるわけでございます。で、人の後任につきまして、両者の立場からの要請というものを考え合わせてそれを調整するというのが起つてくるわけでございます。学群だけで教員の人事をきめてしまいうけにしまいうけにきめてしまいません。したがって、それぞれの立場を勘案しながら、人事委員会に置かれる専門委員会で個別の案件を審議する、こういうシステムにいたしておる次第でございます。

○高橋(繁)委員 学系の教員会議でそれぞれ協議をされるといいますが、それは学系に所属する教員全体をさしていいですか。

○木田政府委員 これはそのように行なっていくような考え方になっております。

○高橋(繁)委員 それはいわゆる学系に属する教員全体じゃなくて、ある一部の責任教員という特別に指名された者により構成されるというのが学系の教員会議ではないのですか。

○木田政府委員 物理の学系でございしますならば、物理の学系全体の会議で協議が行なわれるというように相なっております。ただ、人事委員

会には、教育審議会から互選された委員、研究審議会から互選された委員、それに、関係専門委員会の委員長が入って構成し、その人事委員会に設けられます専門委員会には、たとえば物理の教官であります、物理の中の一中心に選びたいのが参画をするということになります。しかし、その人事案件の協議は、個々の学系から、そしてまた学群から要請が上がってくる、こういうことになっておるわけでございます。

○高橋(繁)委員 協議はいわゆる学系教員会議、学群教員会議というものでなされていくというお話であります。この選考の段階に入りますと、従来は教授会の議に基づき、今回は人事委員会の議に基づきということになる。これはかなり従来と性格的に違ってくる、こう思うわけですか。

それから、専門委員会は個別の案件についてそのつど審議する、こういうことですが、その専門委員会の構成は、全体計画等から見ると、関係の学系ごとに互選によって選出される委員、関係の学群ごとに互選される委員、あるいは学群ごとに互選される委員——それだけならまだいいと思うのです。ところが、専門委員会に重要なことは、人事委員会の総会から専門分野に応じて委員を委嘱する、こういう形になってくるわけですね。学系、学群、学類以外のところから、そういう人事委員会の総会から専門分野に応じて委嘱される委員が出てくるということになると、個々の案件について審議する場合に、かなりへんはな審議が行なわれやしないかという疑問を持つわけですが、その辺についての考えはどうですか。

○木田政府委員 新たに教官を選びます場合に、現在までその専門の教官が比較的手薄であるとか、おられない領域であるとか、そういうことを考える、そうした場合には、現在の学群、学系にはその新たな専攻の教官を採用するにふさわしい方ばかりでないということが起り得るわけでございます。英文学の先生を、英文学のままで後任を考えますならば、多くの大学でそろっておるか

もしません。しかし、ロシア語の教官を今度新たに加えた、といったような問題になってまいりますと、既存の関係教官だけでは足りないということも起つてまいりますから、そうした場合には、人事委員会の総会で専門分野に応じてこういう方を加えられたらどうかというふうな余地を残しておるわけでございます。そういう意味で、学系ごとに、学群ごとに互選される、あるいは学群ごとに互選される委員のほかに、専門委員会の構成を適正ならしめる必要がある、人事委員会はそうした観点で全体の調整を考えていく、こういう仕組みにしておるわけでございます。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○高橋(繁)委員 局長の答弁だとそういうふうに行われるのですけれども、人事委員会の構成が、総会と専門委員会というものになっておるわけですが、従来は教授会であった。その人事委員会、専門委員会の委員の選出にはかなり参事会、評議会というものが関係をしてくる。そういうところから、案件につながる人事をやる場合に、そうした専門委員会まで総会から人を出さなければならぬということになると、学系、学群等の意見に対して助けるという意味ならいいけれども、ややもするとそこに強力な意見を挿入することができるといふふうにも考えられるわけでありまして、それから総会の構成であります、三分の一が、大体副学長、こういう方々がメンバーになっておるわけでありまして。そうなりますと、副学長を中心とした総会、いわゆる人事委員会というものがそうした管理者の集団によって構成されていくところに非常に問題がある。そういうところからいって、人事委員会あるいは人事委員会の中に属する専門委員会の構成、審議については、こでいう学系、学群、従来教授会といわれた、下から上に積み上げて集約する発想というものが、いわゆる上から下へ逆な方向に行くということも私は考えるのですが、その辺の心配はないのですか。

○木田政府委員 学内で人事を中心にいろいろな組織を考えます場合に、多くの場合、その専門の

方々が集まって御相談をなさるわけでございます。しかし、いま御指摘になりました下からの発想だけでございますと、往々にして人事なり教官の陣容というものが現状の相似形ということでしょうか考えられないという問題があるのでございます。大学として新たな分野への発展ということを考えますと、下からばかりの発想ではなかなか動きにくいという要素がございます。ですから、担当のところ以外にも、他の専門領域との関係を考えながら人事上の調整をとっていくということは必要になるかと思ひます。また、上からとおっしゃいますけれども、人事委員会が全体としての調整を考えながら、専門については専門領域の専門委員会を設けて、その人選によって事を進めていくわけでございますから、大学の教官が専門家集団によって教官を選任していくという現在の体制はそのまま維持されておるわけでございます。し、また考えようによりましては、現在の学部、学科の縦割りをやっております人選よりは幅広く、同じ専門の教官が参画をして人事を適正ならしめるということも可能になってくるわけでございます。大学の自主的な人選という点につきましてもごうも変わりはございませんし、その趣旨をよりよく行ない得るという面を考えておるわけでございます。

○高橋(繁)委員 専門委員会は総会の諮問機関である、これは間違いないですね。
○大崎説明員 お答え申し上げます。

正確に申し上げますと、法律上は、人事委員会の構成につきましては「副学長及び評議会が定めるところにより選出される教員」ということで、筑波大学ができましてからあとの評議会のためにゆだねておるわけでございますが、ただいままで御指摘がございましたような事柄につきまして、新大学の創設準備会で合意が得られておるわけでございます。

その合意の内容に基づいて申し上げますと、人事委員会というのは、総会と専門委員会からなる。つまり、総会と専門委員会を合わせたものが人事

委員会であるということになっておりまして、ただし、専門委員会というのは、個別の案件について審議をする、総会は、個別の案件については必ず専門委員会の議を経て、専門委員会から上がってきた案件について総会としての立場で判断するということになります。それから、この場合で判断するが、その辺はどうなんですか。

○高橋(繁)委員 専門委員会の個々の案件について総会が審議するということになれば、総会からわざわざ専門委員会に専門分野に就いての委員を派遣するといいますが、その委員の中に含めるといことは、これは理屈に合わないと思うのです。

○木田政府委員 いま構想されておりますところは、先ほど高橋委員も御指摘になりましたように、専門委員会は、関係学系ごとに互選する委員、学群ごとに互選する委員、それに総会が専門分野に就いて委嘱する委員と、こうなっております。その委嘱する委員をどのように委嘱するか、それらはすべて個々の運営にまづべきだと思います。今日でも、情報科学等新たな領域につきましてもいろいろな教官を充実したいという場合には、かなり学部、学科のワケを越えて、場合によれば学外の知恵も聞きながら、幅広い人選というものを考えなければなりません。でございますから、こうした専門委員会を構成します場合に、学系、学群、学類ごとに選出をされてまいりました委員の状況によりまして、それに足りない領域のものを人事委員会としては補充という、そうした配慮は必要なことではなからうかというふうに思ひます。

○高橋(繁)委員 それは専門委員会ではなくて総会で十分できるじゃないですか。
○木田政府委員 総会の人員にはある程度やはり限りがございしますから、非常に専門分化した専門領域につきましても慎重な検討をしていただきます場合に、学類、学系の関係者と一緒になって議論する他の専門家の方に入っていくというところがよろしいのではないかなというふうに思ひ

ます。もちろん、事柄によりましては、いま御指摘がございましたように総会で補充できるということもあろうかと考えます。

○高橋(繁)委員 先ほどちょっと質問いたしておりましたが、専門委員会が総会の諮問的な立場に立つと、教員のいわゆる選考に関する法的な根拠はどうなりますか、専門委員会について。

○大崎説明員 ただいま御審議いただいております法律案で教育公務員特例法の一部改正の部分がございします。教育公務員特例法で、教員の人事につきましても、読みかえ規定等も含めて申し上げますと、現在、学部の教授会の議に基づいて学長が選考するという趣旨になっているわけでございますが、その部分を、筑波大学につきましては、人事委員会の議に基づきまして学長が選考するというふうに変更するわけでございます。人事委員会の内部の意思決定の方式につきましては学内規則にゆだねるということになるかと思ひますが、その人事委員会としての意思決定の過程に専門委員会、総会がそれぞれの役割りを果たされるということになるかと存じます。

○高橋(繁)委員 専門委員会が出した結論というものを拒否できるということが総会にはありませんか。
○大崎説明員 これも、正確に申し上げますれば、学内における人事委員会の運営規則のようなものの定め方だと存じますが、通常は専門委員会の御意見が尊重されるものであらうというふうに考えられるわけでございます。

○高橋(繁)委員 それははっきり言えないわけですね。
○大崎説明員 ただいま申し上げましたように、学内規則でその点をどうお定めになるかでございますが、ただ、総会というものが、いわゆるバーマネットメンバーと申しますか、いわゆる常任委員的な色彩が強い集まりでございますので、総会が全く形式的な判断しか下さないというふうなおきめ方はたぶんなさらないだろうという感じはいたしております。

○高橋(繁)委員 この専門委員会の構成であります、一応十名というふうな規定があるようでありますが、たとえば学系、学群、学類ですか、あるいは総会が専門分野に就いて委嘱する委員、どんなふうな割り振りになりますか。

○大崎説明員 これも一応の御議論の過程での検討でございますが、専門委員会で、個別の案件について設置されるわけでございますが、やはり専門事項にしばりまして御審議をいただくのでございますから、あまり多人数でも御相談がいたさにくからうということ、大体十人程度がよろしいのではないかと、いろいろなことに現在なっております。それで、その十人程度の委員の構成のしかたとしては、関係の学系ごとに互選により選出する委員と、それから第一から第三までの学群についてはそれぞれさらに学類というのがございますので、学群ごとに選出する委員というものが主体になる。それで必要に応じて、先ほど御質問ございましたように、外部のその道の権威者をお招きするというのが適切と認められる場合には総会が特にお願いをするというふうなことで、数量的には外部からお願いする委員は限定されたものであるということが大体共通の御了解だということに考えております。

○高橋(繁)委員 いまの説明であります、必要に応じて総会が専門分野に応じて委嘱するというふうな説明であります、必要でない場合は専門委員会の中に総会からの委員は派遣しないんですか。

○大崎説明員 外部の委員が必ず加わるべきだというふうな強い御主張ではなかったように記憶いたします。

○高橋(繁)委員 そうなると、これは必要に応じてということになるわけですね。ということは、常時入るということですか。先ほどから申し上げておりますように、いわゆる従来のパターンというものは、教授会にその人事権があったところ、今回は、いわゆる教授会というものはほとんど意

見というものが通らなくなるといふふうに私たちは理解をするわけです。その「教授会の議に基づき」というのが、「人事委員会の議に基づき」ということになりすからね。一切の人事の問題が、そうした人事委員会、いわゆる総会でいう十五名です。副学長が五名、あるいは教育審議会から互選された五名、研究審議会から互選された五名、そうした人々によって運営されていくということになると、全く従来でいう教授会の意思というものはこの人事委員会には反映されないという結果に私は理解するわけですが、そういう点の心配はないかどうかという点。

○奥野国務大臣 いまの大学の人事でいろいろ議論されている問題に、閉鎖的な人事という問題がございます。これはやはり打開をして、広く人材を求めたい、そういうことでいろいろなくふうが行なわれているわけでございまして、人事委員会構想もそういう点も含まれていると思います。同時に、人事委員会といえどもみんな先生方でございまして、全部先生方でお進めになるわけでございまして、副学長といえども先生方とお考えただけでいいわけでございまして、また最高責任者としては学長があるわけでございすけれども、これも学内規則でどういふふうにおきめになるかというところでございす。学長リコールの制度をつくりたいということも考えられておられるようでございす。不信任の仕組みをつくりたい。ですから、人事のことにつきましても、人事委員会という仕組みは設けましたけれども、あとは全部学校にまかせてあるわけでございす。だから、先生方みんなが一番よいという方法をつくり出していただけるのじゃないか、こう考えているわけでございす。学部というものをなくしましたので、自然、人事の問題につきましても人事委員会構想をとらざるを得ないわけでございすけれども、その運営をどうするかということは一切学校当局にまかせておるわけでございす。また、最高方針がいかなければ学長不信任だつて学校当局でおやりになれるということでございます。

ので、そこはやはり先生方で人事を進めていかれるのだ、こう考えていただいたほうが私は穏当だと思ふわけでございす。

○木田政府委員 御参考までに、十分御承知とは思ひますけれども、現在、学部教授会で人事をや、こういう制度になっております。現実には、やはりある講座の教授、助教授等が欠けました場合に、専門の関係者で数名、あるいは十名以内の関係者が多いと思いますが、人事選考委員会というものが設けられて、そこで論議が進んでいく。また、非常に限られた場合には、教授がやめたら助教授が上がるというふうには、その講座の中だけで事が進んでいくというふうなシステムになっているわけでございす。それを制度としては、学部教授会の議を経てということにまわすべく、こうになるわけでございす。今回人事委員会を設け、そして学群、学系の関係者から入っていただく専門委員会等は、現在やっております人事選考委員会と似たような構成になりますが、むしろ現在の縦割りの学部、学科、講座制度による、教授のあとに助教授がというふうな縦の系列よりも、もう少し幅広い専門家の集まりで選考を進めていく、現状よりもよりよい選考ができるのではなからうかというふうには思ひます。現在は学部教授会に上がっていく。これは学部の大きさにもよりますから、一がい議論はできませんけれども、非常に教官数の多い学部等では、もう学部教授会はセレモニーのような形になってしまふわけでございす。けれども、今回学群、学系と分かれております関係上、それらを人事委員会というところで取りまとめていく、専門委員会を含めた人事委員会で取りまとめていく、人事の実際の扱いにつきましてもは現状の実態とあまり変わらない。しかし、それでいて私は、縦割りの講座制等の壁にわずらわされないいい人事ができることになる、こう考えるのでございす。

○高橋(繁)委員 それでは具体的に、たとえば教員会議が特定の候補者を指名して要請ができるのか、単なる欠員の補充を要請ができるのか、その辺についてはどうなんですか。

○木田政府委員 運営上のことでございすから、いろいろな類型があるのだからと考へます。

○高橋(繁)委員 学系が一つの研究組織として研究活動を行なう、そういう上から必要と判断される教員、先生をみずから選べないということになると、教育研究活動を続けていく上からいって非常に問題が起きはしないか、機能的に研究活動が遂行されていかないのではないかと、こういうように判断をするわけですが、その辺の問題についてはどうなんですか。

○奥野国務大臣 いまの大学の人事でいろいろ議論されている問題に、閉鎖的な人事という問題がございます。これはやはり打開をして、広く人材を求めたい、そういうことでいろいろなくふうが行なわれているわけでございまして、人事委員会構想もそういう点も含まれていると思います。同時に、人事委員会といえどもみんな先生方でございまして、全部先生方でお進めになるわけでございまして、副学長といえども先生方とお考えただけでいいわけでございまして、また最高責任者としては学長があるわけでございすけれども、これも学内規則でどういふふうにおきめになるかというところでございす。学長リコールの制度をつくりたいということも考えられておられるようでございす。不信任の仕組みをつくりたい。ですから、人事のことにつきましても、人事委員会という仕組みは設けましたけれども、あとは全部学校にまかせてあるわけでございす。だから、先生方みんなが一番よいという方法をつくり出していただけるのじゃないか、こう考えているわけでございす。学部というものをなくしましたので、自然、人事の問題につきましても人事委員会構想をとらざるを得ないわけでございすけれども、その運営をどうするかということは一切学校当局にまかせておるわけでございす。また、最高方針がいかなければ学長不信任だつて学校当局でおやりになれるということでございます。

○高橋(繁)委員 それでは具体的に、たとえば教員会議が特定の候補者を指名して要請ができるのか、単なる欠員の補充を要請ができるのか、その辺についてはどうなんですか。

○奥野国務大臣 筑波大学というの是非常に大きな大学でございす。たいへんな人数でございすので、欠員が起きた場合に、一々上から下におろしていきけるものではございせん。やはり学系のところから、学系も二十六でしたか、もつとありましたか、欠員を生じたときに、私はまずそこから話が上がつてくると思うのです。そしてだんだん上に上がつて人事委員会で決定されるという姿になるのが私は普通だろうと思ひます。たいへんな大きな大学ですから、とても上のほうでそういうこまかい人事を一々下におろしていきけるものではない。やはりほんとうに現場で欠員が起きた場合には、現場で必要な人が一番責任を負つて補充を考へていかなければならない。それが上に上がっていく。その際に、いろいろな話し合いの過程で広く人材を求めるといふふうに行なわれるのではないかと、私は、常識的にはそういうことだろう、こう思つておるわけであります。

○高橋(繁)委員 ここで議論するということについて、実際の組織の面からいくと、私はたいへんな問題があるというように感ずるわけですが、お答えするのはとても簡単でございす。それが、お答えするのはいとも簡単でございす。そうして、いゆる人事委員会における総会ですね、そうした中に、いゆる教育の専門である方が入つておらない。そういう外部から入つてきた副学長等が、ほんとうに確実に教育の持つておる専門の適格性というものを一併判断できるかどうかということがたいへん危惧されるわけでありすが、その辺

○奥野国務大臣 いまの大学の人事でいろいろ議論されている問題に、閉鎖的な人事という問題がございます。これはやはり打開をして、広く人材を求めたい、そういうことでいろいろなくふうが行なわれているわけでございまして、人事委員会構想もそういう点も含まれていると思います。同時に、人事委員会といえどもみんな先生方でございまして、全部先生方でお進めになるわけでございまして、副学長といえども先生方とお考えただけでいいわけでございまして、また最高責任者としては学長があるわけでございすけれども、これも学内規則でどういふふうにおきめになるかというところでございす。学長リコールの制度をつくりたいということも考えられておられるようでございす。不信任の仕組みをつくりたい。ですから、人事のことにつきましても、人事委員会という仕組みは設けましたけれども、あとは全部学校にまかせてあるわけでございす。だから、先生方みんなが一番よいという方法をつくり出していただけるのじゃないか、こう考えているわけでございす。学部というものをなくしましたので、自然、人事の問題につきましても人事委員会構想をとらざるを得ないわけでございすけれども、その運営をどうするかということは一切学校当局にまかせておるわけでございす。また、最高方針がいかなければ学長不信任だつて学校当局でおやりになれるということでございます。

○高橋(繁)委員 それでは具体的に、たとえば教員会議が特定の候補者を指名して要請ができるのか、単なる欠員の補充を要請ができるのか、その辺についてはどうなんですか。

○奥野国務大臣 筑波大学というの是非常に大きな大学でございす。たいへんな人数でございすので、欠員が起きた場合に、一々上から下におろしていきけるものではございせん。やはり学系のところから、学系も二十六でしたか、もつとありましたか、欠員を生じたときに、私はまずそこから話が上がつてくると思うのです。そしてだんだん上に上がつて人事委員会で決定されるという姿になるのが私は普通だろうと思ひます。たいへんな大きな大学ですから、とても上のほうでそういうこまかい人事を一々下におろしていきけるものではない。やはりほんとうに現場で欠員が起きた場合には、現場で必要な人が一番責任を負つて補充を考へていかなければならない。それが上に上がっていく。その際に、いろいろな話し合いの過程で広く人材を求めるといふふうに行なわれるのではないかと、私は、常識的にはそういうことだろう、こう思つておるわけであります。

○高橋(繁)委員 具体的に、東京教育大学のいわゆる移転ということで最近よく述べられておるわけですが、そうであるならば、東京教育大学の教官というものは当然筑波大学の教官と併任になるかどうか、その辺はどうなんですか、具体的な問

題ですけれども。

○木田政府委員 筑波大学の研究部門、教育部門を構想いたします際に、第一学群、第二学群は、東京教育大学の現在の教育、研究の構成を考慮いたしまして、それらの方々を基盤としてこの第一学群、第二学群の構想ができ上がっておりますわけでございます。ですから、専門領域につきましては、現在の東京教育大学の御専門の方々は、一応筑波大学でその専門として迎えられるような教育、研究上の構成になっております。一応そうなっておりますのでございまして、また現実にはそれらの方々が逐次この新大学のほうへ移ってこられることを期待をいたしておるわけでございまして、また、希望される方々を全部受け入れるだけの体制は整えております。

○高橋(繁)委員 もしこの東京教育大学の教官が筑波大学との教官の併任を拒否した場合、その身分は一体どうなるんですか。

○木田政府委員 東京教育大学の教官のままでおられるという方につきましては、発令のしようもございませぬ。筑波大学の教官は一応別大学でございしますから、筑波大学へお移りになることを断られるという方は、東京教育大学の教官のままで東京教育大学にお残りになるということになるかと思ひます。

○高橋(繁)委員 昭和五十三年の四月一日以降廃校になるということになると、一体この教官はどうなりますか。

○木田政府委員 その時点におけるその教官のお考えだと思ひます。

○高橋(繁)委員 この筑波新大学については、午前中の参考人の御意見にありましたように、たいへんな問題があるわけです。また、大ぜいの大学の方が反対をされておる。その中で強行をされようとしておるところに非常に問題があると私は思ふのであります。

そこで、もう少しちょっと具体的に聞きますが、この東京教育大学、特に文学部で人事が著しく停滞をしておる。この停滞をしておる東京教育大学

が、教育活動上に一体支障が出ないと考えておるのか、その点についてはどうなんですか。

○木田政府委員 文学部の教授に欠員がたぐさんありますことは、教育運営上支障が起こつておるといふふうに考えております。また、現に中嶋文学部長等数名が私のところにも再三お運びがございまして、何とかこの現状を打開したいという御相談がございました。それらの御相談を聞いておりますしても、お困りになつていらつしやるということは知つております。

○高橋(繁)委員 かりにそんなことはないとは私は判断するわけですが、来年四月から筑波大学が授業を開始する、あるいはそうなつた場合、現在の一般教育の大部分はいわゆる東京の文学部が担当しておるといふ関係上、筑波大学の第一学群、あるいは体育専門学群の一般教育については非常な支障を来たすという結果にもなる。その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○木田政府委員 筑波大学といたしましては、筑波大学の教官としての人事を一刻も早く整備をいたしまして来年の開学に備えなければならぬと思つております。

○高橋(繁)委員 そういうお答えであらうと思うのですが、そういうことについても、私は、開設された場合、あるいは筑波大学の教官が併任を拒否した場合、昭和五十三年の四月一日以降どうなるかというふうな面についても明らかにされておらない。現在つとめておる大学の教授に非常に不安を与えておる。と同時に、いわゆる筑波大学の法案について、人事委員会だけでも、非常に管理社会化をされていくようなそうした人事委員会の構成等にもずいぶん問題があります。そのほか、参学会、あるいは研究と教育、あるいは評議会、副学長、いろいろな問題を指摘していきますと、人事委員会でも約一時間やったわけでありましたが、かなりの問題が山積をいたしております。

きょうは人事委員会のみについて、まだ他にありますけれども、具体的なことだけ質問をして、おそくなりましたので本日はこれにて終ります。

○田中委員長 次回は来たる二十日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時散会

昭和四十八年六月二十七日印刷

昭和四十八年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W